◎議 事 日 程(第2号)

令和元年12月5日(木曜日)午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員(18名)

1番	馬	渕	紀	明	君		2番	石	崎	誠	子	君
3番	佐	藤	信	男	君		4番	竹	村	仁	司	君
5番	髙	松	幸	雄	君		6番	吉	Ш	三濱	丰子	君
7番	原		裕	司	君		8番	近	藤		武	君
9番	神	田	康	史	君		10番	島	田		浩	君
11番	杉	村	義	仁	君		12番	鬼	頭	勝	治	君
13番	鷲	野	聰	明	君		14番	Щ	岡	幹	雄	君
15番	大	宮	吉	満	君		16番	加	藤	敏	彦	君
17番	真	野	和	久	君		18番	河	合	克	平	君

◎欠 席 議 員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 日永貴章君 副市 長 鈴木 睦君 会計管理者兼会 計 室 長 教 育 長 平 尾 理 君 加 納 敏 夫 君 総務部長 奥 田 哲 弘 君 企画政策部長 宮 Ш 昌 和 君 産業建設部長 哲 君 教育部長 剛 史 君 Ш 田 司 大 鹿 市民協働部長 上下水道部長 渡 辺 弘 康 君 鷲 野 継 久 君 健康福祉部長兼福祉事務所長 消防長 横 井 利 幸 君 伊 藤 裕 章 君 子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児童福祉課長 中 野 悦 秀 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

 議会事務局長
 服 部 徳 次
 議 事 課 長 大 野 敦 弘

 書
 記 猪 飼 隆 善
 書 記 近 藤 泰 史

〇議長 (鷲野聰明君)

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

◎日程第1·一般質問

〇議長 (鷲野聰明君)

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の2番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

〇2番(石崎誠子君)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2つの項目について質問いたします。

大項目の1点目として、道の駅周辺リニューアルに向けて、大項目の2点目として、企業誘致推進の現状と促進についてお伺いいたします。

それでは大項目の1点目、道の駅周辺リニューアルに向けてから質問いたします。

道路利用者の休憩施設として、道の駅は令和元年6月19日現在で、全国に1,160駅が登録されています。この道の駅には3つの機能が求められます。1つ目は休憩機能、2つ目は情報発信機能、3つ目は地域の連携機能です。主に地方公共団体が設置する道の駅は、情報や交通、農産物を初めとする特産物や人々の交流の結節点として全国に定着しています。それぞれの地域の創意工夫により、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、また住民サービスの向上にも貢献するなど、地域活性化の拠点となるべく取り組みが行われています。今では道の駅自体が目的地となり、まちの特産物や観光資源を生かして人を呼び、地域に仕事を生み出す核へと各道の駅で独自の進化を遂げています。このように、今や道の駅は地方創生の核としてその役割が大きく変貌していることから、本市の道の駅周辺のリニューアルについて、地域の活性化、また知名度向上、付加価値を生み出すといった視点から質問いたします。

今、モニターにも映し出されておりますように、現在、愛知県には安城市のデンパーク安城 や田原市の田原めっくんはうすなど道の駅が17駅あります。そのうちの15駅が三河地区にあり、 尾張地区は瀬戸市の瀬戸しなのと愛西市の立田ふれあいの里のみということで、県内の近隣自 治体にはない本市の強みとなる施設であります。地域経済の活力向上や交通安全対策の拡充、 地域の魅力創出を図ることを目的として、道の駅周辺のリニューアルをすることとなり、平成 30年度に道の駅周辺整備の基本構想が策定されております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、道の駅周辺整備の基本構想では、西ゾーン、東ゾーン、それぞれリニューアル整備をし、観光情報発信拠点を目指すとありますが、具体的にはどのような構想なのでしょうか。 2点目は、今年度に基本計画が策定されますが、どのような内容となるのでしょうか。 以上の2点についてお尋ねいたします。

次に、大項目の2点目、本市における企業誘致推進の現状と促進について質問させていただきます。

本市における企業誘致の取り組みとして期待される効果は、将来も持続可能となる自主財源 確保であります。この企業誘致において、安定した自主財源の確保を目指す上で重要と捉える 方策として、地域経済の持続的な内発的発展につなげていくこと、つまりは誘致した企業と地 域との定着性を高めるために、既存地域企業と誘致した企業とが共通の価値観を共有し、地域 経済との結びつきの実現を期待するものであります。また、昨今の時代の流れで、これまでに 従来の自治体が主要な誘致対象としてきた製造業に加え、企業立地の新たな傾向として、物流、 医療、福祉といったサービス産業、時代の特性に応じた産業分野へ誘致ターゲットの視野を広 げていく必要性もあると考えられています。

もう一つ期待される効果として、雇用の促進があります。一般財団法人日本立地センター発刊の令和元年9月号の機関誌において産業立地の特集がされており、人材確保は企業が立地を決める重要条件であるとされています。この財団、日本立地センターが全国2万社の製造業及び物流業を対象に毎年実施している新規事業所立地計画に関する動向調査においては、平成30年9月に実施した集計結果を見ますと、設問の中で国内の事業環境における不安要因として、人材不足との回答が67.4%と最も高く、安定した雇用の確保が不安視されている傾向にあると考えられます。また、今後の事業活動において強化する内容といった設問においても、人材の確保・育成との回答が73.4%と最も高く、前年比で11.3%増といった結果であり、いかにして定着と安定した雇用環境を整えるのか、あわせていい人材を育成できるかが企業にとって重要な位置づけであることが伺えます。

そして、その人材確保となる設問として、地方自治体に求める立地条件の強化対策では、税制、補助金の優遇策に比べて、人材確保・育成との回答が52.4%と最も高いことから、企業側から地方自治体に求める支援策として人材確保は重要なテーマとなっているようです。

愛西市は地元の若者が定着できる雇用の場が限られており、地元に新たな企業を誘致することによって、安定的な雇用の場を確保することが大変重要なことであると考えます。そういった期待と課題等を抱えている企業誘致でありますが、本市における企業誘致の現状について質問をさせていただきます。

初めに、先日、南河田工業団地において2社目の契約について報告がなされました。 そこで、3点お伺いいたします。

1点目は、現在、2社の企業との契約が調い建設工事を行っておりますが、建設中の2社の

契約時期と事業内容及び操業開始時期をお尋ねいたします。

2点目は、残りの3区画の分譲地の進捗状況をお尋ねいたします。

3点目は、第2の企業誘致箇所として、佐屋地区の弥富インター周辺、東保町及び西保町先における企業用地の予備調査費が予算計上されておりますが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

以上で総括質問を終わります。順次、御答弁をお願いいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

道の駅周辺整備の基本構想ですが、既存道の駅エリアである西ゾーンでは、既存施設のリニューアルを基本とし、各導入施設の機能強化及び観光サービスの強化を図るものとしています。 花はす田エリアである東ゾーンでは、公園広場の整備を行い、本市におけるレンコンを初めとする特産農作物の魅力発信施設を設置し、地域振興の活性化を図るものとして整備コンセプトを整理しています。

また、国や周辺観光拠点と連携して、地域の魅力を生かしたインフラツーリズムの計画づく り等を実施していくことも検討しています。

基本計画作成業務の内容ですけれども、昨年度作成した基本構想に基づき、新たに設置を予定している都市公園と道の駅立田ふれあいの里との機能連携を含め、導入施設の内容、概略規模等の設定、管理運営の検討に基づいて基本的な内容を決定するものであります。

次に、南河田工業団地の契約企業ですが、1社目が株式会社ロンコ・ジャパンとなります。 契約時期は平成30年11月で、操業開始は令和2年5月の予定であります。事業内容は物流倉庫 であります。

もう一社がESR株式会社となります。契約時期は令和元年9月で、操業開始は令和3年以降の予定であります。事業内容は賃貸用物流倉庫であります。

残り3区画の進捗状況ですが、2区画が契約に向けて交渉中であり、1区画が募集中であります。

弥富インター周辺の企業誘致箇所ですが、今年度予算計上しました用地造成事業開発予備調査を行っており、工業用地開発における土地利用計画の素案を作成し、将来における必要な事業検討及び基礎資料を今年度中に取りまとめます。また、排水管理者及び関係機関と協議調整を図っております。以上です。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

それでは、道の駅周辺リニューアルに向けてから再質問をいたします。

先ほどの御答弁では、西ゾーンは、既存施設の立田ふれあいの里のリニューアルや、施設の機能強化を図るものとし、東ゾーンは、新たに設置を予定されている都市公園の整備を行い、西ゾーンと東ゾーンがうまく融合し、一体となることで、相乗効果として集客が期待できるものであると捉えました。

では、今年度業務である本事業の基本計画策定について、現在どのような体制で進められて

いるのかお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

昨年度実施したアンケート調査結果から、利用者ニーズの把握、現地調査及び関係団体との 意見交換会により課題を整理し、道の駅周辺整備基本計画策定委員会の中で検討してまいりま す。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

では、これまでの御答弁にありましたように、導入施設の内容や、規模の設定、管理、運営などについて利用者ニーズを踏まえながら、道の駅周辺整備基本計画策定委員会で検討を進めていかれるということですが、では、基本計画策定後の道の駅周辺整備の業務スケジュールについてお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

基本計画の策定以降は、設計に必要な測量・地質調査を行い、基本設計、実施設計と順次業務を進めてまいります。

また、都市公園の整備を計画しているエリアにおいては住民説明会を開催し、都市計画手続を行い、都市計画決定の告示を経て、用地取得に向けて事業を進めていくことを考えています。 現段階の目標として測量、設計を経て令和4年度から道の駅リニューアル部分を先行して整備を進め、順次供用開始していくとともに、都市公園部分は計画にのっとり拠点整備を進めてまいります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

昨年度は基本構想、今年度は基本計画、次年度以降は基本設計を経て実施設計となり、令和 4年度から既存施設のリニューアル部分を先行して整備を進めて、完了した部分から順次供用 が開始されることがわかりました。

そこで、基本構想に示されている基本方針によりますと、幅広い世代に好まれる観光情報発信拠点を目指すとありますが、今後どのような世代の新規利用者を想定しておられるのかお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

昨年度実施したアンケート結果により、現在の道の駅利用者については若年層の方が少ないことがわかりました。市としましては、幅広い世代に好まれる観光情報発信拠点を目指す上で、既存利用者のほか、新規利用者として若年層の方、子育て世代の女性等の来場者数の増加を目指しております。

また、新規利用者の獲得に向けて、施設の利便性をより向上させるため、新たに観光案内所の設置、子育て世代の女性を応援する施設の設置を検討しております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

これまで利用が少なかった若年層や、子育て世代の女性が利用したくなる施設整備も今後具体的に検討されていくかと思います。

では、昨年度の事業化調査の中で、利用者ニーズを把握するためにアンケート調査を実施されておりますが、具体的にはどのような要望があったのか、また意見交換会ではどのような課題や要望があったのかお聞かせください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

アンケート調査においては、産直施設のリニューアル、駐車場の増設、トイレの洋式化等の要望が多くありました。なお、関係団体との意見交換会において、同様な回答をいただいております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

まずは、西ゾーンについてお伺いしていきます。

先ほどの御答弁で、産直施設のリニューアル、駐車場の増設、トイレ洋式化の要望があったように、過去の議会でも同様に課題として取り上げられておりました。

トイレに関して、私からも2点気づいたことがあります。

1点目は、トイレ建物正面入り口に扉がないため外気が入り込み、特に冬は寒いといった状態となっていること。

2点目は、洗面スペースに男女の仕切りがないため、男女が背中合わせに使用している状態 となっていることから、鏡越しに男性と目が合ってしまい、化粧することもためらってしまう ことなどです。

そこで、これまで調査された利用者ニーズも含め、快適なトイレの整備を進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

道路利用者を初め、道の駅を訪れた誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン に配慮した明るく清潔なトイレの整備を考えております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

道の駅公式ホームページの道の駅とおもてなしという特集の中で、今、表示されておりますが、快適なトイレについてのアンケート結果が掲載されております。快適なトイレが交通施設にあった場合、7割以上の利用者が買い物をしようと思う傾向にあり、8割以上の利用者がまたその施設を利用しようと思う傾向にあるようです。本市の誰もが快適に利用できる明るく清潔なトイレの整備は、さらなる新規利用者やリピーター獲得も期待できるということだと思います。

また、新規利用者の獲得に向けて、観光案内所の設置も検討していると御答弁されておりましたが、その役割はどのように考えられているのかお聞かせください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

目的は、来訪者に対しての情報発信機能の強化を図るものであります。

具体的には、本市の魅力を広く発信し、新規利用者を獲得するために、きめ細かい地域情報、 観光情報を提供することにより来訪者の満足度を高め、リピーターの増加を期待するものであ ります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

愛西市では、かわまちづくり計画を国と連携して進めておられるので、そういった観光施策 も活用して、広く愛西市のよさをPRしていただくことをお願いいたします。

次に、先日、あるテレビ番組で群馬県川場村にある道の駅、川場田園プラザが取り上げられておりました。

ここは、国土交通省から地方創生の拠点として道の駅の全国モデルに選定されており、特にすぐれた地域のゲートウエイ機能を継続的に発揮している施設であります。地場産品の6次産業化など、自然豊かな農村地の活性化に取り組まれており、川場村の農業プラス観光という村づくりの中核的な事業を展開する役割を担っております。

新社長就任後、それまで低迷していた売り上げを増加させるため、産直売り場やベーカリーを東京都内の高級食品スーパーや高級ブランドのショップを手本に施設をつくられ、また、お客様が欲しい商品を顧客目線で開発されてきたそうです。桐の箱に入った1個1,800円のプレミアムヨーグルトは地元の蜂蜜をふんだんに使用し、ほかでは味わえないヨーグルトという付加価値があり、高価な商品でも人気を集めているそうです。このほかにも、川場村産コシヒカリ雪ほたかの米粉と群馬県産大和芋を練り込んで焼き上げたふわとろ食パンや、看板商品として年間180万本もの販売数を獲得する飲むヨーグルトなど、地元食材を使った絶品グルメも話題となっております。

さまざまな取り組みの結果、右肩上がりに来場者がふえ、人口約3,600人の村に、平成30年 には年間190万人が訪れるようになり、現在は年商が20億円を超えるほどになっているそうで す。

そこで、本市のリニューアルにおいて、こういった先進事例を参考に検討を進めていかれる のか、また道の駅オリジナル商品の開発を検討されていくのか、お考えをお聞かせください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

道の駅への来場者を増加させるためには、先進事例も参考にしたいと考えております。また、 指定管理者を初め、観光協会や商工会とも協力し、道の駅ならではの愛西市らしいオンリーワ ンの商品開発を検討していくことも、来場者数増加のための施策として必要なことであると考 えております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

それを目当てに訪れていただけるような、ふれあいの里ならではのオンリーワンの商品が生まれることを楽しみにしております。

次に、東ゾーンについてお伺いいたします。

現在、花はす田では、夏の開花時期には蓮見の会が催され、市内外からも多くの方々が訪れる愛西市の名所となっています。

東ゾーンは、花はすエリアということで、蓮をメーンに考えておられるかと思います。現在、その蓮の中には、和歌山県御坊市から贈られた舞妃蓮があります。当時、平成の天皇皇后両陛下に献上され、花の開閉があたかも女性の舞姿のようであることから命名された蓮であります。この舞妃蓮以外にも、蓮には多くの品種が存在しているようですが、ではリニューアルの際は、ハード面での花はす田の見せ方もプロデュースしていかれるお考えなのでしょうか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

東ゾーンにつきましては、基本的な公園機能として園路及び広場の整備を計画しております。 公園利用者の方には、今以上に花蓮の魅力を感じていただけるような施設整備の検討を考えて おります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

道の駅に蓮田が隣接しているという愛西市の優位性を最大限に生かした見せ方となることを 期待しております。

また蓮は、泥にまみれながらきれいな花を咲かせるということから、困難を乗り越え幸せをつかむ、苦しいことがあっても負けずに力強く生きるなどと例えられ、また、蓮の根元のレンコンは、先を見通す縁起物として欠かせない食材であります。さらに漢方医学では、蓮の実は脾臓を守る食べ物、蓮の葉は荷葉と呼ばれ、健康食品として食されております。

このことから、蓮は見た目の美しさもさることながら、花、茎、すなわちレンコンなんですが、あと実、葉に至るまで、幸せをつかむ、縁起がいい、長寿、美容といったイメージや効用があります。

では、この花はす田リニューアルを契機に、このような効用がある蓮を最大限に活用して P R していくお考えはあるのでしょうか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

リニューアルを踏まえて、観光協会や商工会と協力しながら、見て楽しく、食しておいしい、 美容と健康によい蓮の花、レンコンを P R していきたいと考えております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

花はす田を擁した東ゾーンでは、蓮の魅力を存分に感じていただく場所であると思いますので、花の美しさやレンコンのおいしさだけでなく、実や葉の効用も活用して、愛西市が美容と健康のまちというPRができる施設や施策を展開していただけたらと思います。

先日、若い世代の皆さんと、本市の知名度を上げることについて話す機会がありました。 その中で、愛西市の花はす田で結婚式ができたら話題になるのではないかという意見があり ました。ウエディングドレスや和装で花はす田をバージンロードのように歩き、観光船で川を 渡る新郎新婦が水面に映る姿はとてもすてきな光景で、そのような結婚の披露ができる場所を 提供することは、話題性があるのではないかと思います。幾つかある挙式スタイルの一つにも 蓮が使われておりますので、花はす田は愛があふれる場面にも活用できると思います。

結婚式場をつくるのではなく、あくまでも道の駅、また公園であり、そこで結婚のお披露目やお祝いが可能であるということです。つまりは、花はす田でお披露目ができる、ガーデンスペースでピクニック婚ができる、今、写真にもありますが、こちらは公園で結婚式をした写真になります。レストランでビュッフェ形式のパーティーができる。基本的には道の駅や公園にあるような設備を利用し、ここで結婚の報告がしたいと思えるような洗練された要素を取り入れ、花はす田と水辺を生かした愛西市でしかできない体験を提供するということです。

実際に愛媛県内子町の道の駅、内子フレッシュパークからりや、安城市デンパーク安城に隣接する公園では、道の駅や隣接する公園でも結婚式をされているそうです。

また、結婚式よりも前に、ウエディングドレスや和装で、事前に新郎新婦が好きな場所で撮影をする前撮りというものがあるんですが、そういった前撮りや、例えば佐屋高校の学生さんが手がけたウエディングドレスをショー形式で披露する場を設けることや、婚活イベントを開催するなど、結婚をキーワードにすることも、付加価値や話題性を生み出す上で効果があるのではないかと思います。

そこで、前撮りなどで一般の方が公園を利用することは可能であるのか、またイベントなど を行うことは可能であるのかお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

前撮りやイベント開催などで一般の方が公園を利用する場合は、愛西市都市公園条例により、 都市公園内行為許可申請書を提出していただき、許可を得て利用することとなります。

行為の目的、内容等が都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、利用等を行うことができるものとなります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

カメラマン、ヘアメイク、プランナーなど、ブライダルの現場を支えている関係者の方々に話を伺うと、ブライダル業界では、新たな前撮りのロケ地を求める声が高まっているそうです。 愛西市は高速道路のインターからも近いため、撮影ができる場所があれば利用したいという声もあるようです。ロケ地は若いお二人の思い出の場所として再び訪れていただける場所になる可能性もあり、口コミや話題性など、そこから生まれる波及効果が高いと考えますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、観光協会さんが掲げる、愛する妻「愛妻さんのまち、愛西市」というキャッチコピー にもあるように、愛西市はあいさいという市名から、愛する妻と書く愛妻が連想されます。

明治5年に創業したフラワー事業を展開する日比谷花壇さんが、既婚の働く男女を対象に過去に実施した意識調査があります。それは、愛妻家だと思う夫の行動はどんな行動だと思いますかという問いに対し、愛妻家レベルが高いと思うものを5、低いと思うものを1として5段

階評価してもらうというものです。調査の結果、妻の記念日や誕生日などの、そういった記念日を忘れないが平均値3.83と最も高い評価だったそうです。この結果から、記念日を大切にすることが愛西(妻)市としての評価につながると考えられます。愛妻さんのまち、愛西市としても、恋人同士や御夫婦、御家族で記念日のお祝いに利用していただける場所があるべきだと思います。

そこで、お伺いいたします。

東ゾーンは、愛する妻、愛妻さんのまち、愛西市をイメージできるような、人を呼び込める 施設を考えられているのかお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

東ゾーンにつきましては、飲食店を初め、公園施設として設置が認められているものの配置 を検討しています。

また、既存資源である花はす田を生かした施策の展開の中で、特産農作物の魅力発信施設の 設置を計画しております。

なお、具体的な導入施設につきましては、道の駅周辺整備基本計画策定委員会の中で検討してまいります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

具体的な内容はこれから決まっていきますが、公園施設として飲食店の設置が認められていることがわかりました。また、特産農作物の魅力発信施設の設置も予定されているということで、どのような施設となるのか楽しみにしております。

道の駅を入り口に、本市に人を呼び込み、道の駅を拠点にして、市内全域に足を運んでもらう。そして、市内で生産されたものを市内で消費してもらうといった流れ、つまり市内で人やお金が循環する仕組みづくりこそ、道の駅周辺リニューアルに求められる本当の意味だと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

道の駅周辺リニューアルにつきましては、道の駅を観光拠点とするだけではなく、市内各所 に観光を誘導するインバウンドの機能もこの道の駅が担うことを期待しています。

このリニューアルを機に、柔軟な発想による事業、仕掛けづくりを進めていければよりよい ものになるのではないかと考えております。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

今回の提案はかなわないことが多いと思いますが、そういった発想もあるんだという一つの 意見として捉えていただけたらと思います。

今回の質問で、都市公園が新たに設置を予定されているということで、活用の幅が広がることがわかり、西ゾーンと東ゾーンが一体的な施設となることで、来訪者増加の可能性を秘めたすばらしい施設になると感じました。自然あふれる公園に大勢の人が訪れる、道の駅を拠点に

市内に人があふれていく、本市の将来都市像である「ひと・自然・愛があふれるまち」を形に することで、愛西市そのものがブランドとなる、そんな観光情報発信拠点を目指していただく ことを大いに期待して、次の質問に移ります。

それでは、大項目2点目、企業誘致推進の現状と促進について再質問いたします。

南河田工業団地は、現在、2企業が契約を済ませ建設中であり、2企業が契約に向けて交渉中であり、1区画が募集中ということでありますが、5区画のうち4区画が契約及び契約に向けて交渉中というのは順調な成果であると思いますし、本市における企業誘致が着実に推進されていると思われます。

この南河田工業団地の特性は、つまりは企業側から見た有益な部分は何だと考えられるのか お聞かせください。

また、この南河田工業団地における、誘致企業社と既存地域企業社との融合といった可能性があるのかお尋ねいたします。

また、この南河田工業団地における、市と企業庁の役割についてもお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

まず、有能な部分の件ですけれども、愛知県は交通インフラが整っており、利便性という部分では南河田工業団地は、名神高速道路、東名阪高速道路、名古屋高速道路、名古屋第二環状線に加え、平成28年2月に新東名の開通に伴って、東京圏、近畿圏への交通アクセスが良好といった交通利便性の特性があり、そういった声も企業側から伺っております。

誘致企業社と既存地域企業社との融合ですが、愛知県は製造業が盛んであり、南河田工業団地は交通利便性もよい箇所であることからも、物流業を含めたさらなる取り引き等が生まれることを期待します。

次に、企業庁と市の役割ですが、企業庁はみずからの分譲地ですので、立地を希望する企業と直接交渉を行います。市は周知条例を初めとする地元調整や、市民側から企業庁や企業に求める要望等の調整を図ります。以上です。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

県内の交通インフラの充実に伴って、この南河田工業団地の立地利便性といった特性が新たな取り引き等が産出される可能性を秘めているといった点で大変期待できます。企業庁とそれぞれの役割を踏まえた中で連携しながら進めておられるということで、平成30年2月に産声を上げた南河田工業団地ですが、これまでどのようなPR活動をされてきたのか、また次の企業誘致候補地にこれまでに培ったノウハウをどう活用していくのかお尋ねいたします。

また、この南河田工業団地において企業誘致された企業に対して、市として雇用の促進といった部分で優遇制度があるのかお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

まず、PR活動ですけれども、現状では県企業庁が行う産業立地セミナーに参加しております。この産業立地セミナーは、東京、大阪と開催され、その場に集う企業等に市の企業誘致に

伴うPRを行っております。さかのぼりますが、南河田工業団地の募集時期には、この企業セミナーに市長みずからによるプレゼン等を行っております。この産業立地セミナーには関東圏、近畿圏と、さまざまな業種の企業の方々がお見えになります。今後、次の企業誘致候補地の造成時期等が具体的になりましたら、プレゼン等のPRを初め、県からの企業情報を収集し、企業訪問等、PRを図っていきます。

次に、雇用に伴う優遇制度ですけれども、南河田工業団地へ事業所の新設を行う企業に対して、雇用促進奨励金として、操業後1年以上継続し新規常用従業員を雇用したものに対して、1人年間15万円を2年間分、1企業限度額1,200万円まで支援する制度があります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

南河田工業団地は本市にとって初めての企業誘致ということで、地元市民との調整、また企業との調整、そして誘致活動など、直面する課題等もこれまでに経験のない事案もあったかと思います。そういった経験やノウハウを、ぜひ今後に生かしていただきたいと思います。

また、雇用といった部分におかれましても、簡単なことではないと承知しておりますが、行政が支援することで人材が確保しやすくなるといった点は、企業誘致を決断する企業側にとっても大変重要な位置づけであり、企業誘致の成功にもつながるかと考えます。いつの時代でも企業成長の原動力は人であり、人口減少の時代においても、堅実に人材確保のできる企業を創出し地域に定着させることは難しい課題ではありますが、こういった優遇制度による効果も期待しております。

続きまして、次の企業誘致候補地についてお尋ねいたします。

先ほどの御答弁の中で、将来における必要な事業検討及び基礎資料の作成、必要な調査等を順次整理し、企業庁と協議を図っていかれるということですが、では、次の企業誘致候補地における土地利用計画の素案を現在、作成しておられるとのことですが、今後どのような計画及び手順で進めていかれるのかをお尋ねいたします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

今後の計画及び手順ですが、まず地元の同意が大前提となり、今回の調査を踏まえ開発原案 の作成を行います。この開発原案をもとに、企業庁と協議調整を図ってまいります。現時点で の開発に至るまでのスケジュール及び時期等は未定であります。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。

今後の計画や手順については理解いたしました。

この企業誘致候補地と先ほどの南河田工業団地は、第2次総合計画及び都市計画マスタープランの産業ゾーンに位置づけられていることからも、具体的に実現していくことが、行政が目指す市の将来像を語る上で大変説得力のある理念と実施施策につながると思います。

冒頭に述べさせていただきました部分の総論になりますが、人と人をつなぐことが誘致企業 社の地域への定着性、つまりは愛西市における地域愛が高まることも重要な部分であると考え ます。

企業誘致が既存地域企業社との一体的な産業集積の実現に向け、企業を選定していく上でお 尋ねいたします。

企業誘致に伴って、地域の実情を踏まえたターゲットの設定等を行っているのか、また今後、 誘致企業社と既存地域企業社とをつないでいくために、市の役割、政策等があるのかお尋ねい たします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

企業庁が誘致企業社を内定していく上で、愛西市誘致候補企業審査委員会の審査結果を経て 内定となります。特別な業種に絞り込んで選定していくといったターゲット的な設定はありま せん。

誘致企業社と既存地域企業社との一体的な産業集積を目指す上では、当市の特性や優位性を 把握し、誘致企業社と既存地域企業社をつないでいく、ビジネスマッチングの機会の提供といった振興政策を図っていきます。

〇市長(日永貴章君)

それでは、私からも追加で答弁をさせていただきます。

企業誘致につきましては、議員御承知のとおり、愛西市ではみずから開発ができないということで、企業庁のほうで協力をしながら企業誘致を進めていくということでございます。現在、南河田工業団地につきましても、さまざまな問題事例、課題等もございますが、企業庁、そして地元地権者と協力をしながら現在事業を進めさせていただいております。

弥富インター付近の件につきましても、今、企業庁といろいろと我々としてもできることを 行いながら、調整をして進めていきたいというふうに思っております。またこの件につきまし ても、どういったスケジュールで進めていけるかはわかりませんけれども、我々としては地域 の活性化を踏まえて皆様方の御理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

さきの道の駅の件につきましてもそうでございますが、道の駅につきましては、この地域、 海部津島地域について一番の観光拠点だというふうに我々も思っておりますので、今後、皆様 方に寄っていただける施設を整備していきたいというふうに考えておりますので、御理解と御 協力をいただきますようお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

〇2番(石崎誠子君)

御答弁ありがとうございます。市長もありがとうございました。

企業が地域から撤退せず雇用を維持・継続していくこと、市民と企業の相互の理解及び信頼 が企業を地元に定着させる要因となること、雇用の確保が若者の定着を促進することなどが重 要だと考えます。

企業誘致の推進には、自主財源の向上といった重要な部分もありますが、御答弁にもありま したように、企業と企業をつなぐビジネスマッチングの機会の創出、つまりは人と人をつなぐ 大事な役割も担っていると思います。その役割を果たしていってこそ、企業誘致の本望、効果 であると思いますので、愛西市における企業誘致が今後もさらに充実し、実を結ぶことを期待 して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長 (鷲野聰明君)

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時30分といたします。

午前10時19分 休憩午前10時30分 再開

〇議長(鷲野聰明君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の1番・馬渕紀明議員の質問を許します。

馬渕紀明議員。

〇1番(馬渕紀明君)

議長のお許しをいただきましたので、今から一般質問を始めさせていただきます。

市当局の方には、市民の方にわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

今回は、自然災害対策について、防犯対策について、成年後見制度についての大きく3項目 について質問させていただきます。

大項目の1件目、自然災害対策についてです。

ことしも台風や記録的大雨が相次ぎ、日本各地で大きな被害が出ました。テレビや新聞記事などでは、「想定外」や「想定を超える」という言葉がよく使われていましたが、この「想定外」や「想定を超える」という言葉の意味をよく考えていかなければいけないのではないのでしょうか。想定内のことを考えているだけでは十分ではなく、想定外に対する意識を持つことが被害を最小限に防ぐことに結びつくと考えます。

自然災害が起きるたびに問われている自治体の災害への対応が喫緊の課題となる中、もし想定外の自然災害が愛西市に起きた場合、迅速、正確、柔軟な対応が求められます。過去の災害の教訓を無駄にはせず、愛西市には想定外、想定を超える自然災害への準備対応をお願いしたいです。

そこで、自然災害への準備対応などについて、小項目ごとに質問させていただきます。

小項目の1点目、避難勧告等に関するガイドラインについてです。

避難勧告等に関するガイドラインが改定されていますが、どのように変わったのか教えてく ださい。

2点目、ハザードマップについてです。

現在のハザードマップでは、木曽川、日光川、領内川の堤防が決壊、氾濫した場合の浸水想 定区域図になっていますが、他の河川等が氾濫、越水する可能性はあるのかもお尋ねいたしま す。

3点目、証明書等についてです。

災害発生後、被災者の生活再建、住宅再建に向けての重要な基礎的資料でもある罹災証明書というものはありますが、この罹災証明書と被災証明書というものもありますが、その違いを

教えてください。

4点目、災害廃棄物処理対策についてです。

昨年の西日本豪雨やことしの台風19号では、災害廃棄物が処理できず放置されている場所も あったみたいです。

本市では、災害廃棄物等の一時保管場所はどこを考えているのかをお尋ねいたします。 大項目の2件目、防犯対策についてです。

最近は、全国各地で予想もできない事件が発生しており、昨年5月の新潟市の小学校2年生の女子児童の殺害事件。また、ことしの11月12日には、青森県八戸市の路上で、小学校6年生の女子児童が見ず知らずの少年に首元を切られけがを負う事件が発生しました。この青森県の事件では、現場周辺の防犯カメラの映像などから、女の子の跡をつけた人物を容疑者の少年と特定し、緊急逮捕されました。

愛西市では、このような凶悪犯罪と呼ばれる事件は発生していないと思われますが、犯罪の 前兆とも言える不審者や子供への声がけ事案は発生しています。子供たちや地域の安全・安心 なまちづくりを推進するためには防犯対策が必要です。

そうした中、最近は多くの事件で防犯カメラの解析映像が重要な手がかりとなっています。 また、防犯カメラは、事件解決の有力な手段であると同時に、犯罪を未然に抑止する大きな効 果もあります。

今日では、スーパーやコンビニ、また個人宅への防犯カメラの設置や自家用車へのドライブ レコーダーの設置などが急速に普及しています。こうした個人や民間企業の防犯への取り組み と並行して、一層の安全・安心なまちづくりのために防犯カメラの設置が必要ではないかと考 えます。

そこで、2点についてお聞きします。

小項目の1点目、防犯カメラ設置についてです。

市内の公共施設はたくさんありますが、防犯カメラの設置状況はどのようになっているのか、 お尋ねいたします。

小項目の2点目、町内会等に防犯カメラを設置する補助についてです。

町内会等が新たに設置する防犯カメラに対して国や県の補助金はあるのか、お尋ねいたします。

大項目の3件目、成年後見制度についてです。

日本では急速な高齢化が進んでおり、団塊の世代が全ての後期高齢者の仲間入りをする2025年には、65歳以上の高齢者に対する認知症の割合が、現状の7人に1人から5人に1人に上昇する見込みであり、認知症への対応が喫緊の課題であります。

また、障害者の方に関しても、法的制度による後押しなどによって社会進出が進んでいる現状において、法的保護する制度が必要となってきています。その一つに成年後見制度があります。

そこで質問ですが、この成年後見制度はどのような制度なのか、教えてください。また、愛

西市においてこの制度の周知、啓発はどのように行っているのかもお尋ねいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。御答弁の後、再質問させていただくので、よろしく お願いいたします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

まず初めに、私より市民協働部に関する御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の質問のガイドラインについてでございますが、避難勧告等に関するガイドラインの 見直しにより、災害情報をわかりやすく提供するため、本年6月頃より5段階の警戒レベルで 市民に提供することとなりました。

次に、2点目の木曽川、日光川、領内川以外の河川等が氾濫する可能性があるのかについてでございますが、洪水ハザードマップは、洪水予報河川と水位周知河川を掲載していますが、それ以外の河川やその支川についても浸水想定区域図には含めて示されています。それ以外の河川でも、洪水ハザードマップに着色がされている部分は浸水する可能性がございます。

次に、4点目の質問で、災害廃棄物の一時保管場所はについてでございますが、近年、全国各地で起きている自然災害、とりわけ地震よりも河川の氾濫等による洪水被害においては、水が引いた後に大量の家財等が運び出される報道を目にします。

浸水した大量の廃棄物は、できる限り分別し、処理施設等へ効率よく搬出できるようにする ためも、選別等の作業が可能で、十分な広さが確保できるところで一時保管場所を設定したい と考えています。

次に、公共施設の防犯カメラについてでございますが、市内公共施設に計137台を設置して おります。

次に、国・県の補助はあるかについてでございますが、防犯カメラ設置に対しての国と県の 補助金はございません。以上です。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

私からは、1項目めの自然災害対策の中の3点目、証明書について御答弁をさせていただきます。

罹災証明書とは、災害対策基本法第90条の2に定める証明書で、住宅の家屋のみを対象として、全壊、大規模半壊、半壊などの損害割合を証明するものでございます。

一方、被災証明書とは、法令に規定はなく、損害保険等の請求に必要となるため、あくまで の住民サービスの一環として市町村が発行する証明書であります。

被災証明書という名称を多くの自治体が使うようになってきておりますが、愛西市におきま しては、り災届出証明書の名称で交付をしております。以上です。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

それでは、私のほうからは成年後見制度について御答弁させていただきます。

この制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護、支援をする制度でございます。不動産、預貯金などの財産管理や介護サービス、施設への入所に関する契約を結ぶことが困難な場合、また悪徳商法など自分に不利益な契約を結んでしまい被

害に遭うおそれのある方に対し、後見人等で支援をするものでございます。

制度の周知、啓発についてでございますが、平成30年度に権利擁護と成年後見制度について の講演会を開催いたしました。ホームページでも制度及び成年後見制度利用支援事業について 周知をしているところでございます。以上でございます。

〇1番(馬渕紀明君)

それでは、再質問させていただきます。

ガイドラインのほうから再質問させていただきますけれども、今5段階に変更されたということ、警戒レベルで市民に提供するというお話ですけれども、市町村が発令する避難情報、また国や都道府県が発令する防災気象情報、どちらが優先なのか、教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

気象台の出す気象情報や河川管理者の出す水位情報等、全てを勘案して市町村が5段階の警戒レベルを発表することとなります。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

今の質問ですけれども、優先というところでいいますと、市町村が優先という認識でよろしいですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

いろいろな情報全てを勘案して市町村が5段階レベルの警戒を出すという、市町村として発表するということです。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

わかりました。

それでは、ことしの6月から5段階の警戒レベルで市民に提供しているわけですけれども、 変更後の市民への周知はどのように行っていますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

5段階の警戒レベルについては、市のホームページや広報に掲載し、住民に周知しております。また、出前講座にて市民の方に警戒レベルの講話を行っています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

6月から出前講座は何回行って、またその広報は何月号に載せたのか教えてもらえますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

出前講座は、8月に1回行いました。広報につきましては、10月号に掲載をさせていただきました。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

今の資料も載せていただいていますけれども、この警戒レベルを4に変更した、もともとこの避難勧告等に対するガイドラインの改定というものは、なぜ変更されたのかというと、このガイドラインのところに書いてあるんですけれども、これを少し読ませていただきますが、平成30年7月豪雨では、さまざまな防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であった。これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解

できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援するという変更点ということで出されて、ガイドラインの変更のところに書かれているんですけれども、昨年もことしもですけれども、大体こういう大雨とか台風というのは、やはり夏の時期、ことしは10月にも非常に大きな台風15号、19号と来たわけです。その中で、出前講座は1回だけだと、広報も10月号、広報に限ってはいろんなところを載せないといけないですが、そういうスペースとか状況もあると思いますけれども、やはり変更したことを市民にもう少しわかりやすいように周知をしていただきたいなあと、私のほうは今思っておるわけで、そのあたりも提案という意味でお話しさせていただきます。よろしくお願いします。

次に、ハザードマップのほうについての再質問でございます。

他の河川もハザードマップに着色している部分は浸水する可能性があるという答弁でしたけれども、昨年の西日本豪雨やことしの台風19号で発生しているバックウオーター現象というものがありますが、これはどのようなものか、教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

バックウオーター現象とは、大雨などにより増水した本流の流れにせきとめられる形で支流 の水位が急激に上がり、支流が逆流する現象でございます。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

それでは、市内でこのバックウオーター現象が起きる可能性がある場所は考えていますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

日光川に合流する領内川や目比川、領内川に合流する新堀川など、バックウオーター現象が 考えられます。浸水想定区域図には、バックウオーター現象も考慮して表示されています。以 上です。

〇1番(馬渕紀明君)

では、ちょっとこちらのほうも、これは10月の大雨が降ったときに、私も地元の領内川のところの水位を見に行ったんですけれども、もともと水位の高いところでございますが、日光川もそうなんですけれども、非常に高くて、消防団の方とも連絡をとりながら状況を見たんですけれども、このあたり、領内川もそうですし、ことしは伊勢湾台風から60年ということで、私も親戚等大井とかにもいますけれども、善太川のあたりの周辺の方も非常に心配されておりました。やはりいつ被害が起きるかわからないんですけれども、こういうところも次のハザードマップの改訂のところにしっかり組み込んでいただきたいと思います。

愛西市は河川が非常に多いところでございますが、全部の河川を細かくハザードマップに載せるということは不可能かもしれませんが、次のハザードマップの改訂の予定があるのか、ちょっとお聞きしたいです。よろしくお願いします。

〇市民協働部長(渡辺弘康君)

洪水ハザードマップの見直しについてですが、日光川の想定最大規模の浸水想定区域図が今年度の8月末に、浸水想定予想図が9月末に愛知県より公表されました。この浸水想定予想図をもとに、改訂版洪水ハザードマップの作成に向けて検討してまいります。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

この愛西市ハザードマップは平成22年3月に策定されているわけで、もう10年近く経過していくわけですけれども、また新たな県からの情報とか、見直しをしていくということでつくってくわけなんですけれども、ここに全部を載せるというのは、先ほども言いましたけれども、不可能かもしれませんが、本当に川の近くに住んでいる方は非常に心配というか、当然のことながら、どのぐらい浸水するんだろうとか、浸水時は2メートル以上とか、地域によっては書かれていますけれども、やはりそこの近くに住まれている方は非常に心配されることだと思います。今後、やっぱり高齢者もふえてきますし、対応を市のほうにもしっかりとしていただきたいと思いますが、今度その作成に向けてしっかりと検討していただきたいと思います。

続きまして、証明書等についての再質問にさせていただきますが、罹災証明書、愛西市では 被害届出証明書ということでよろしかったですかね。どちらかで統一してお話ししたほうがい いですか。

済みません。どちらが正しいとかじゃなくて、やっぱり自分がとか、マスコミの被災証明書ということが多いので、こちらのほうできょうは話を進めていきたいと思っております。 済みません、よろしくお願いします。

その罹災証明書等の手続で、大きい災害が出た後に問題が起きているわけですけれども、愛 西市においても、もし被害が起きたときにスムーズに行われることをお願いしていきたいんで すけれども、この罹災証明書等のそれぞれの申請の手続に印鑑などは必要なのか。また、申請 窓口はどこで、その対応は市役所だけで行うのかをお聞きします。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

まず、罹災証明書の申請に印鑑、写真の添付は義務づけられておりません。それと、り災届 出証明書、きょうは全部被災証明書ということでお答えをさせていただきますが、被災証明書 につきましては、印鑑と写真の添付が必須となります。

また、申請窓口でございますが、罹災証明書の申請は税務課、被災証明書の申請は防災安全課が窓口となります。

それと、災害の規模等にもよりますが、本庁舎を拠点として各支所等でも受け付けができるような柔軟な対応を想定しております。被災証明書につきましても、同様な取り扱いになるものと考えております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

柔軟な対応を想定しているというところで、本当に柔軟な対応を求められるところだと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、その証明書等の手続で、今現在、その対策、またマニュアルが策定されているかもお聞きします。

〇総務部長(奥田哲弘君)

罹災証明書のマニュアルでございますが、内閣府が作成をしておりまして、全国統一のものがございます。被災証明書は、単に被災したことを確認した証明でございますので、マニュア

ルはありませんが、支障なく対応できるよう努めてまいります。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

それぞれの罹災証明書、被災証明書、手続、窓口が違うわけでございますけれども、この罹災証明書、また被災証明書の窓口は違うんですけれども、受け付け、また調査、発行業務は正規職員でしか対応できないのか、それとも非正規職員でも対応が可能なのか、教えてください。

〇総務部長(奥田哲弘君)

非正規職員も地方公務員法に基づく非常勤職員でございますので、罹災証明書の受け付け、 調査、発行業務にも対応をいたします。ただし、最終確認は正規職員が行います。被災証明書 も同様な取り扱いになるものと考えております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

非正規職員も対応が可能ということでございます。

この受け付け、調査、発行業務というのがあるんですけれども、実際に被害者から愛西市に 申請があり、被害調査が行われていくと思います。どのような体制で行って、またその調査に 行かれる方は何か資格等は必要なのですか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

被害調査でありますが、被害認定の専門的な知識を有する正規職員を中心とした実施体制を考えています。

資格でありますが、住家の被害認定研修を終了しますと愛知県家屋被害認定士として登録を されます。

愛西市では、9名の職員が現在登録をされております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

今おっしゃられました愛知県家屋被害認定士ですか。このような資格を持っている方が愛西市には9名もいるということは初めて知りましたけれども、災害時にはこういう方が活躍していただいて被害調査を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これも1つ提案なのですけれども、先ほどのガイドラインのところで、これは警戒レベルのところのお話で、こういうようなフローチャートというものが作成されております。非常に図式化されてわかりやすいのではないのかなあと私は思いますし、実は今回いろんな方々と、市民の方とお話ししていく中で、ちょっとわかりにくい、難解、ちょっとホームページも載っているし、ホームページにもたどり着けない、それからもうちょっとぱっと見てわかる、直感的にわかるとさっき言葉を使いましたけれども、こういう面も考えると、このような図式化したようなものは非常に周知していく中では有効ではないかなあと思っております。今のそれぞれの申請の手続の順番も、職員の方はもちろん理解していると思いますけれども、市民の方に理解していただくためにも、このようなものを作成していただいたらどうかなと思います。

それでは次に、災害廃棄物処理対策の再質問をさせていただきます。

浸水した廃棄物は、水が引いた後からの対応というお話でしたけれども、理論的に水は高い ところから低いところへ流れ、低い土地のところのほうが浸水時間、浸水日数も長くなると思 います、理論上ですね。

どこの河川が氾濫するかでは、考え方が変わってくるかもしれませんが、保管場所はどのような施設を考えていますか。また、学校も含まれているかもお尋ねいたします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

施設の場所でございますが、市が保有する公共施設で、車両の乗り入れ等が容易にでき、大量の廃棄物が保管できる広さを兼ね備えた場所で、地域防災計画にも記載がある佐屋総合運動のほか、立田、八開、佐織地区でも同様に保管できる施設が必要と考えています。

なお、学校は現段階では考えておりません。

以上の内容を踏まえ、市では現在、災害廃棄物処理計画の策定に向けて準備を進めています。 以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

では、その今お話ありました災害廃棄物処理計画の策定はいつになるか、教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

計画につきましては、来年度の6月末までに策定したいと考えています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

遅くとも来年度の6月末までにはということですけれども、時間的に非常にタイトになって くると思いますけれども、専門知識をお持ちの方や消防職員等の意見、また地域防災計画の被 害想定等も踏まえて発災時における混乱を避けるためにも、災害廃棄物処理計画の策定をよろ しくお願いいたします。

次に移ります。

大項目の2件目のほうですね、防犯対策の防犯カメラの設置についての再質問をさせていた だきます。

公共施設の防犯カメラの設置数は、市内137台設置ということでしたけれども、全ての公共 施設に設置している状況ではないと思います。

今回は、ちょっとそこの中でも1つピンポイントというか、鉄道駅の駐輪場になると思われますけれども、そこの今の市内の鉄道駅の設置状況を教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

名鉄佐屋駅では1台、日比野駅は2台、永和駅は7台設置しています。また、藤浪駅では5台、勝幡駅では8台、防犯カメラを設置しています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

名鉄町方駅、名鉄渕高駅、近鉄富吉駅には設定されていませんが、設置されている駅には、 どのような経緯で防犯カメラを設置したのか教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

個人の方や津島防犯協会から防犯カメラの寄附がありましたので、地域の方の要望があり、 自転車の盗難に関する問い合わせの多い駅から防犯カメラを設置いたしました。藤浪駅と勝幡 駅については、駅前開発時にあわせて設置をいたしました。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

今の答弁からいきますと、地域のからからの設置要望、もしくは防犯カメラの寄附があれば 未設置の駅等にも設置可能ということでよろしいですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

防犯カメラの寄附があり、防犯上危険であると判断される公共用地について設置していきたいと考えています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

一宮市を通る尾西線、津島方面、愛西市のほうに来るほうですけれども、津島方面の全駅に は、もう防犯カメラは設置済みということです。

稲沢市も今現在、設置されていない駅もあるのですが、令和6年度までに尾西線の全駅に防 犯カメラを設置する計画があるみたいです。

愛西市では、今設置されていない駅に防犯カメラの設置していく計画はないのか、お聞きします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

安心・安全の面も含め、今後検討してまいります。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

計画していくということなんです。検討していくという答弁なんですけれども、この質問する最初のところ、自転車の盗難に関する問い合わせがという話がありましたけれども、現在、ことしですかね、愛西市内の犯罪件数を教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

愛西市の犯罪件数は、令和元年10月末現在293件で、前年に比べ37件減少しています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

犯罪内容はいろいろあると思います。減少傾向ではあるものの、現実293件も起きているわけです。

駅周辺の防犯対策では、防犯カメラの設置や、設置していることの表示をすることで犯罪を 抑止する効果を高めることにもなるわけです。より犯罪件数を少なくしていく効果も考えられ るので、全駅に設置していただきたいと思います。

もう一つは、市内の名鉄の駅は佐屋駅以外無人駅です。JR永和駅も令和2年の秋ぐらいから無人駅になるようですが、愛西市は無人駅が多いので、駅周辺の防犯対策も進めていただきたいと思います。

次に、町内会が新たに設置する防犯カメラに対してですが、先ほど国の補助はないということでしたが、近隣の自治体で防犯カメラ設置補助金制度を行っているところはありますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

海部管内の状況でございますが、津島市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村は補助制度がご ざいます。あま市は補助制度がございません。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

海部管内の市でいいますと、津島市と弥富市が補助金制度があるということですが、この設 置補助の内容はわかりますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

津島市、弥富市とも、自治会からの申請に対し、事業費の2分の1の補助です。 なお、補助金額は上限50万とのことです。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

それでは、愛西市はこの補助金制度はありますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

現在補助制度はございません。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

私もいろいろ要望とかさせていただく中で、近隣の状況を見ながらということでよく答弁をいただきますけれども、近隣は、あま市以外は設置補助があるということでやっているんですけれども、今後、防犯カメラ設置補助金制度、愛西市は考えていかないのか、お尋ねします。よろしくお願いします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

防犯カメラの設置補助につきましては、設置後、自治会で負担していただく防犯カメラの修 繕や維持管理などの経費増が問題視されておりますので、愛知県内の他市の動向を見据えなが ら進めていきたいと考えています。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

先ほどから市内の犯罪件数は減少傾向ということであります。いつどこで犯罪が起こるか誰も予想できるわけではないですが、今現状、日本は犯罪がいつ起きるかわからないような社会だと思います。

愛知県では、このように防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインも策定されています。防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図っていただき市民の不安を緩和するためにも、愛西市にも防犯カメラの設置補助金制度、また先ほどの設置されていない駅に防犯カメラの設置をお願いしたいと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

〇市長(日永貴章君)

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず、駅に対する防犯カメラの設置につきましては、当然駅は鉄道管理者が管理するもので ございますので、まずは鉄道事業者がしっかりと犯罪が少ない駅運用をしていただくというこ とが第一前提であろうというふうに思っております。

市が管理する駐輪場につきましては、当然市が管理していかなければならないという観点で、 今後検討していかなければならないというふうに思っております。

続きまして、防犯カメラの関係でございますが、市内の防犯団体や防犯協会、スクールガードの方々の御協力によりまして本当に、そしてまた津島警察署の巡回強化によりまして、市内

の犯罪件数は減少傾向にはございます。しかしながら、まだ犯罪はあるということでございま すので、防犯カメラにつきましては、抑止効果はあるというふうに思っております。

市が管理する施設への設置は、施設等の改修時に設置しております。駐輪場につきましても、 先ほどにつきましてもお答えを申し上げましたが、犯罪発生の度合いや危険性などを総合的に 判断していかなければならないというふうに思います。

あと地元の要望について、どのように市として協力していくかということでございますが、 当然一番は、運用を地元でしっかりとできるかということも、我々としては考えていかなけれ ばならないというふうに思います。

各地元の方々から要望等があれば、それに対して真摯に我々としては相談に乗って、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〇1番(馬渕紀明君)

ありがとうございます。

私も一番最初には、駐輪場にという話をしたんですけど、その後は駅駅という、この駅この駅に設置していないということですけど、やっぱり市が管理する駐輪場を対象にしたということで御理解していただきたいなと思います。今後、そういうような設置の方向に向けてよろしくお願いいたします。

3つ目の成年後見制度についての再質問をさせていただきます。

この制度は、なかなかまだ認知されている方、知っている方、制度自体のこの言葉もそうでしょうし、この制度を理解している方は非常にまだ少ないのかなあという感じはします。その理由は、やはり自分もそういう市民の方とお話ししている中で、特に高齢者の方とか精神障害のお持ちの方とお話をする機会があると、いろいろ制度をよく知っている方はいいんですけれども、やはりまだまだ周知に関してはちょっと疑問が残るところはあります。

そこで、本市の65歳以上の高齢者数、そのうちのひとり暮らしの高齢者数、また高齢化率、 それから身体障害者の方、また介護認定を受けている方の人数を教えてください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

65歳以上の高齢者は、11月1日現在1万9,548人、そのうち単身世帯数は2,010世帯でございます。高齢化率は、31%になります。

障害者手帳等の交付者については、身体障害者手帳が2,313人、精神障害者保健福祉手帳が644人、療育手帳が527人となっております。

介護認定を受けている方でございますが、要介護 1 が611人、要介護 2 が493人、要介護 3 が367人、要介護 4 が353人、要介護 5 が290人、要介護認定者数の合計が2,114名でございます。 以上でございます。

〇1番(馬渕紀明君)

それでは、今後はそのような方が増加していくと考えているのか、お尋ねいたします。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

増加の関係でございますが、高年齢化に伴い介護認定を受ける方の増加と、認知症により判

断能力の不十分な方が増加していくものと考えております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

増加していくと考えているわけですけれども、そのような方が、親なき後にさまざまな形に おける不利益をこうむらないようにしていかなければならないと思います。そういう方々も含 めて成年後見制度に関する相談件数、市長申し立ての件数を教えてください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

相談件数に関しましては、制度の説明から申し立ての手続についてまでさまざまな相談がございます。平成30年度実人員で35人を受け付け、延べ232件の対応をしております。

市長の申し立て件数でございますが、平成26年度は2件、平成27年度は6件、平成28年度は5件、平成29年度は3件、平成30年度は5件でございます。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

相談件数は数件ということですけれども、埋もれて発見できていない可能性があると考えますが、どのように考えますか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

全てを把握することは困難であると考えております。民生委員や相談支援、介護、障害事業 所の関係者、また地域からの情報などで可能な限り把握していきたいと考えております。以上 です。

〇1番(馬渕紀明君)

では、今後、成年後見制度を利用する方がふえていくのではないかと思いますが、市はどのように考えていますか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

成年後見制度の利用者は増加していくと考えており、対応していかなければならないと考えております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

今現在、愛知県内には成年後見センターというものが設置されていますけれども、その設置 状況を教えてください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

設置状況でございますが、近隣市町村で設置しているところはございません。

成年後見センター等を設置しているのは県内27市町ございます。そのうち、圏域など広域で 設置しているのは13市町村あり、未設置は17市町村でございます。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

それでは、今、部長の答弁がございましたけれども、設置状況がこのようになっております。 未設置のほとんどが西尾張地域になっていると思います。黒くなっているところが未設置の部分で、今17市町村と載っておりますけれども、西尾張地域がこういう未設置の部分が多いのではないかというところがこれを見てわかると思いますけれども、この成年後見制度の利用促進に関する法律、いわゆる促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画は、平成29年3月24日 に閣議決定されています。促進法23条第1項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとされています。

義務ではないので、努めるようにされているわけですけれども、国の工程表によりますと、 令和3年度までに成年後見利用促進基本計画の策定を進めていくことが理想というか、なって いるみたいですけれども、当市においては策定していく予定があるのか、また具体的な準備過 程があるのか、お聞きします。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

計画でございますが、地域福祉計画の中に盛り込む一体型と成年後見制度利用促進基本計画 を別に策定する単独型がございます。

今後、地域福祉計画を作成するに当たり、近隣の状況なども見ながら検討していきたいと考えております。以上です。

〇1番(馬渕紀明君)

近隣状況ということもあるんですけれども、今、海部南部地域、弥富市、蟹江町、飛島村、 3市町村でセンターを立ち上げているというお話も出ているようでございますけれども、やは り状況を見ながらなんですけれども、もう一度この制度の利用促進の意味も加えて、しっかり と検討していただきたいと思います。

本市においても、周知、啓発活動に努めていると思いますが、残念ながら多くの市民の方にこの制度を理解していただいているとは言えない状況だと思います。

大切なことは、判断能力が十分ある。元気なうちから成年後見制度を知っておくことが必要です。

また、周知方法も、これは今回3つの質問をさせていただきましたけれども、ホームページというのは非常に有効かつ、なかなか高齢者の方に見てくださいと言っても、その環境があるのか。また市民の方、今、令和の時代なんですけれども、昭和以前の方もお見えかもしれませんし、私も昭和生まれで、ここにおる皆さんほとんどが昭和、平成、令和と生きているわけなんですね。やっぱりその時代に合った最新のものも必要でしょうし、その方々にわかりやすい、きょう何度かお話しさせていただきましたけれども、わかりやすい周知方法というのはないのかなと。これはやっぱりアナログの部分でも結構ですし、今の最新のそういうものを使って周知方法をしていただくのも結構でございますが、まず周知を徹底するという部分では、これからまた課題も出てくるかもしれませんが、そのあたりも私もこれから研究をしてまたこういうところで発言なり、またいい提案ができればなと思っております。

本日は、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〇議長 (鷲野聰明君)

1番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時30分といたします。

午前11時22分 休憩

〇議長 (鷲野聰明君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の18番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

〇18番(河合克平君)

それでは、一般質問を始めたいと思います。市民の声を市政にという立場で質問させていた だきますので、それぞれ御答弁のほうをよろしくお願いします。

きょうは、財政の問題と、愛西市が暮らしやすい、そういうことで希望が持てる愛西市をつくってほしいという内容について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛西市については、少子高齢化や人口減少、そして地方創生による自治体間の競争の激化によって非常に厳しい財政状況が強いられているということであるとか、平成28年度から市町村の合併による地方交付税の優遇措置が段階的に縮減されていく、そういう状況の中で、厳しいという説明がこの間ずうっと行われてきたところであります。

また、経費の削減や事務事業の見直し、サービスの見直し、そして公共施設の使用料の見直 しなどを行い、行政改革を進めてきたという説明がこの間ずうっと聞いているところでありま す。厳しい財政状況である内容については、何度もお話があったところであります。

そういう状況の中で、再度確認をいたしたいんですが、市の財政状況について、愛西市として、執行部としてどのような評価を持っているのかについて、まず1点目をお伺いします。

続いて、暮らしに希望が持てる、そういう愛西市をつくるため、また人口を増加に転じるため、過ごしやすいようにするため、この中で来年度の令和2年度、2020年の予算状況というのは査定が進むところであり、新たな施策というものも出てくるかと思いますが、そういったものについて何かあるのか、新規の事業についてお伺いをいたします。

以上にて、まずお答えいただきたいと思います。

〇総務部長(奥田哲弘君)

まず、市の財政状況でございますが、交付税の縮減が始まった平成28年度より平成30年度までの一般会計の決算状況を見てみますと220億円から230億円で推移しており、歳入から歳出を差し引いた実質収支は、毎年6億円から8億円の黒字となっている状況でございます。

次に、令和2年度当初予算につきましては、編成作業中であり、現在、財政課ヒアリングを 行っている状況でございます。今後、市長査定を経て事業を確定してまいります。したがいま して、現時点でお答えできる状況ではございません。以上です。

〇18番(河合克平君)

平成28年度から大体黒字である、単年度でいうと黒字であるという話も今ありましたが、この表は、出典はホームページからなんですが、こちらによると平成26年度の計算の状況の中で19億円の縮減が行われると。この表を用いて11年目、28年には1割、29年には30%、3割、30年には50%、5割と、今年度は7割、70%ということで減ってくるというようなお話もあると

ころでありますが、合併算定がえの縮減によって、この愛西市として財政状況にどのような影響があるのか、その評価についてお伺いをいたします。

〇総務部長(奥田哲弘君)

普通交付税の合併に伴う増加分の縮減でありますが、平成28年度から始まっており、令和元年度では7割縮減となり、縮減額は約7億円であります。以上です。

〇18番(河合克平君)

約7億円ということのお話がありましたが、この平成26年度の数値から推計をすると約19億円が減る見通しになっており、行政サービスの影響が懸念されていますという内容が、今ホームページでも載っています。

将来にわたる持続可能な財政運営を目指すため、行政改革推進計画に基づき事務事業の見直しを進めていきますということで行われていたわけですが、平成26年度の数値からどうやったかというと19億円です。今、お話があったのは、令和元年度でいうと7億円が減りますよということでした。7割軽減がされている分の7億円というと、差額が10億円であるということが推定されるわけですが、こういった形で26年度の数値からいうと変わってきているということで認識をされているのか。また、現状27年に予想されたのが、26年度分でいうと19億円でしたが、その後、どのような変遷になっているのか、そのことについてお伺いします。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

平成27年度の交付税55億3,400万円のうち、一本算定分が39億3,600万円で、特例措置分は約16億円でありました。段階的に特例措置分が縮減していく総定額は、平成28年度で1割の1億6,000万円、平成29年度で3割の4億8,000万円、平成30年度で5割の8億円、令和元年度で7割の11億2,000万円が減額すると考えておりました。

しかしながら、実際の縮減額は、平成28年度は1億1,900万円の縮減、平成29年度は3億1,600万円の縮減、平成30年度は5億1,200万円の縮減、令和元年度は7億800万円の縮減となっており、交付税の一本算定分が増加していることなどにより想定していた縮減額より少ない状況となっております。以上です。

〇18番 (河合克平君)

この図を見ていただくと、愛西市が本来もらえる交付税というのは、平成26年度分で約36億円ということで、一番下のところが一定であるということで計算がされ、そして19億円も減るから大変だといって事務事業のまた補助金や使用料の見直し等について、その説明をされているというのがこれまでの現状でありました。

そして今、部長からもお話がありましたが、青いのが本来もらえる交付税がふえているという現状があります。その中で、ふえているため、実際にもらう交付税との間の差額が予想していたよりも少なくなっているというのが、この愛西市の4年間、28、29、30、令和元年という状況であるということをまず確認をしたいと。この部分については、大体各年度で縮減部分を割り返すと、大体28、29、30の3年間で約12億円ぐらいトータルで減っているんではないかというふうに思うわけですが、そういった状況であるということをまず確認したいなあと思いま

す。

続いて、基金の状況については、この間ずうっと取り上げてきたところですが、基金の状況 についての評価を伺います。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

一般会計の基金残高は、平成30年度末で169億4,100万円となっており、前年度より5億4,600万円増加をしております。投資的経費で合併特例債を有効に活用するなどして特定財源を確保し、その分も積み立てができていると考えています。以上です。

〇18番(河合克平君)

約170億円ほどあるということなんですが、それが多いか少ないかということについて言う といろんな議論があるところでありますが、同規模の団体で比較をすると愛西市はどのぐらい の位置にあるのか、教えてもらえますか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

同規模団体と比較しての評価でございますが、人口のほか、面積や施設数など異なりますので一概に比較はできかねますが、県内の同規模人口で比較しますと、当市の基金残高は多いほうであります。今後の財政運営を見通す中で、決して多い額とは考えていないというところでございます。以上です。

〇18番 (河合克平君)

基金の残高ですが、愛西市は169億4,000万円で、この辺のところでいうと飛島村で17億ということですね。いろいろとありますが、愛西市は、市でいうとみよし市に続き2番目、県内でいうと6番目に多いというのは、これは1人当たりの人口比で割った金額がそのくらいの状況ですよということが載っているところであります。これは、28年、29年、30年と変わらず大体6番でした。どのくらいふえているのかというと、大体4年間トータルで基金の残高は24億円増加しているということが今回わかったところであります。27年度から28年度にかけて、28年度から29年度にかけて、29年度から30年度にかけて増加の傾向であるというのが間違いのない状況であるかなあというふうに思います。

同規模団体と比べて多いほうであると。ただ、財政状況があるので厳しいのは変わりないみ たいな話がありましたけれども、同規模団体と比べて非常に多いというのがこの愛西市の事態 であります。

例えば人口が同じぐらいのところ、すぐ隣に人口が同じぐらいのところがありますけど、津島市ですね。津島市がオレンジ色です。愛西市はブルーで、大体10倍から15倍ぐらい津島市よりもあるというのが状況であります。こういう状況であるということもあわせて、基金の残高については1人当たりにすると非常に高く、県内の平均値からいっても非常に高いという状況であるということを確認したいと思います。

続いて、起債の残高について確認をさせてください。起債の残高はどんな評価を持っていらっしゃるのか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

一般会計の市債残高でございますが、平成30年度末で193億6,300万円となっており、前年より12億4,100万円減少をしております。ここ数年、償還額以上の借り入れをしていませんので、市債残高は毎年10億円以上減らしています。以上です。

〇18番(河合克平君)

10億円ずつ毎年減らしているということで、合わせて193億円が同規模、人口等を含めてですけど、どのくらいの水準なのか、評価を教えてください。

〇総務部長(奥田哲弘君)

県内の同規模人口で比較しますと、地方債残高は多いほうになりますが、普通交付税の算入がある合併特例債を有効に活用している結果と考えております。以上です。

〇18番(河合克平君)

起債についてですが、これは4年間で残高がトータルして33億円減少しているというのが現状であります。今言われたように多いほうだと言いながら、合併特例債という国が財政措置してくれている分の借金があるので、以前にも話をしましたが、国の交付税で8割、9割方返してもらえるという起債であるということがお話をしてあるところであります。

合併算定の縮減は縮小している。大体僕が計算すると20億ぐらい縮減をしている、この3年か4年ぐらいで。基金の残高は4年間のトータルで24億円増加している。基金の残高は33億円減少ということなので、残高が33億円減って、基金がまだ24億円ふえたので、この5年間で約57億円はこの財政的に非常に改善をしてきていると。その上で、平成26年の説明をしながら19億円減るからといって市民のサービスや事業を削ってきたというのが、愛西市の今の現状であるということをまずこの場で確認をしたいというふうに思います。

続いて、基金の評価、それから地方交付税の減り方が減っていないということと、基金の起 債の残高も減っているという状況とあわせて、国が財政健全化の指数ということで、財政が健 全ですよということを評価する指数があるんですが、その財政健全化の評価についてお伺いい たします。

〇総務部長(奥田哲弘君)

財政健全化指数でありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、各会計が赤字となっておりませんので数値は出ておりません。

実質公債費比率は、標準財政規模における公債費割合の数値となります。前年の数値4.0から4.1に微増しておりますが、全国の類似団体の平均値7.6よりも下回っており、健全な状態であると言えると思います。以上です。

〇18番(河合克平君)

決算のときに評価をする財政健全化指数ということでの評価も非常に健全であるということが、今表明されたところでありますが、この中でさまざまな指数がありますが、将来の負担がどれぐらいなのかということについて、将来負担率という指数がありますけれども、この将来負担率についての説明をしていただけますでしょうか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

将来負担比率とは、一部事務組合等に係るものも含め、将来負担すべき実質的な負債が標準 財政規模に占める割合でございます。以上です。

〇18番(河合克平君)

将来の負担がほかの事業会計も含めてゼロということは、非常にそういった点では健全であると。今の時点で、例えば、あり得ませんけれども、愛西市が倒産をしたとしても負う負債がないということがわかります。この190億円という負債が多いという評価であったとしても、それに補填するだけの財源は、愛西市は持っているというのが現状であるということがわかると思います。

そういう中で、この令和元年、また2020年度、令和2年度に向けてどういうことを行っていくかということをよく考える必要があるのではないかというふうに思います。

その内容について、幾つか言えないということでしたけれども、幾つか私のほうでお聞きしたいことがありますので、そのことについて幾つか確認をしたいと思います。

まず1点目に、18歳年度末までについて医療費の助成をどうしていくのかという問題があります。この新聞報道で、中学生の医療費の無料化は進めたと。無料化を行い、それ以上に高校生の補助の助成を行うということの新聞報道が出たところでありますが、以前から一般質問で取り上げているとおり、18歳までやはり児童という立場の中、18歳まで完全無料化にすべきではないかということを私のほうは市民の思いとしてお伝えしているところですが、それについてどのような状況なのか教えてください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

子ども医療の関係でございます。

消費税引き上げによる幼児教育・保育無償化に伴い生じた市の財源について、その活用策を検討した結果、既に助成している保育園等の副食代助成分を除いた一部を活用し、さらに市の一般財源を上乗せして、令和2年度から子ども医療拡充を図るものでございます。

中学校卒業から18歳年度末までの医療費完全無償化に対する考えは持っておりません。以上です。

〇18番(河合克平君)

現状、中学生まで医療費の無償化を拡大されること、それから高校生まで助成拡大されることについては、市民の皆さんから、大分待ったけれども、やっとですかという声もありますけれども、非常にうれしいという声も届いているところであります。

今、部長のほうから18歳まで医療費の完全無料化する考えはないということで言い切っていただいたところでもありますが、どのくらいの財政上の措置が必要なのかということについて一度確認をいたしますが、高校生までの医療費の助成を拡大するまでの予算と、もし18歳まで完全無料化したときの予算とどのぐらい違うのかということを知りたいので、それぞれ教えてもらえますか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

積算ということでございますが、令和2年度の当初予算について、中学生の現物給付につい

ては、償還払いの実績と近隣市町村からの状況を参考に積算をしております。16歳から18歳までの償還払いについては、中学生の実績値から積算をしております。なお、来年度の予算につきましては、予算編成作業中でございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

また、18歳までの完全無料化ということでございますが、こちらにつきましても積算が大変 難しく思いますので、中学生の医療費相当分がさらに必要になってくるものと考えております。 以上です。

〇18番 (河合克平君)

中日新聞によると4,000万円ほどという報道があったと思うんですけれども、それは中日新聞が勝手に積算した内容でしたか、教えてもらえますか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

4,000万円という影響額でございますが、こちらのほうは市のほうが積算した額でございま す。以上です。

〇18番(河合克平君)

すぐ質問したらそれをそのまま教えてもらえばいいので、ぜひお願いします。

今、新しくするものについては4,000万と、完全無料化については中学生の部分と一緒ぐらいだということなんですが、それにプラスアルファということになると思いますが、さほどそれが1億であったり倍になったり3倍になったりというような状況ではないと思われますので、そういった点では引き続き、無料化をするつもりはないと言わずに、これで18歳まで医療費の完全無料化をすると、実は愛知県一番の医療費制度になりますので、そういった点では1歩も2歩も3歩もトップを行けるという状況になりますので、ぜひ御検討いただきたいところでありますが、この医療費の無償化、現状の内容については、今計画しているところでいうと半田市が同じような内容で、半田市と愛西市が実は子供の中学校卒業までの医療費の無料化をするのも遅かったけれども、高校までするのも一番早いという状況になりますので、そういった点では評価ができるところでもありますから、大変またという状況もあわせてありますので、そういったことのないように今後考えていただきたいと思います。

続いて、小・中学校の給食費の無償化の問題について質問をいたします。

小・中学校の給食費の無償化については、去年、平成30年、文科省が全国調査をした結果が 出たところであります。77自治体で大体そういったものが行われているという結果も出ている ということでありますが、この愛西市の小・中学校の給食費の無償化についての考えをお聞か せください。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

現在、愛西市におきましては、小・中学校の児童・生徒の対し、1食当たり10円の補助を行っております。

学校給食費については、現状のまま保護者の方に負担していただき、無償化をする考えはご ざいません。

〇18番(河合克平君)

この間、幼児教育・保育について、保育園、幼稚園については3,500円の給食費の補助を行うということで子育て世帯の経済的な支援を行うということが、9月の予算で決まったところであります。可決もされたところであります。

小学校、中学校は1食10円、大体200円から300円の補助がというのが今、愛西市がしているところですが、これについてはさらに拡大をすべきではないかというふうに思うわけですが、そのことについては考えをまたお伺いしますが、まずその全額無償化にするというのは難しい部分はあるかもしれないですが、ここ愛西市は農業振興地域なので、農産物として非常に米が生産されているというところもありますので、給食で使うお米ですけれども、これはどこ産を使っているかとか、つかんでいらっしゃいますか。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

学校給食で提供している御飯は、愛知県学校給食会が取り扱います基本物資であり、地元管 轄農協、あいち海部農協の米を使用することとなっております。以上です。

〇18番(河合克平君)

愛知海部農協さんで幾らぐらいかかっているかってわかりますか。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

数字的なものはつかんでおりません。以上です。

〇18番 (河合克平君)

農業振興ということがありますので、そういった点では、例えば主食の米代だけでも補助するという考えはありませんか。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

給食費の主食の米代を無償化しても、農業振興につながるとは考えておりません。以上です。

〇18番(河合克平君)

今年度はどうも作付不良だったようで、一種といってね、いいもの、いいお米でも1俵1万3,000円ほどの価格しかつかずに、作付の面積に応じても1反で通常10俵とれるところが7俵ぐらいしかとれないというような話も聞いておるところでありますので、そういった点では単価を上げるということも含めて、農業振興するということを含めてお米代の助成を愛西市が行っていくところであれば農業収入の安定化にもつながるわけですので、ぜひ考えていっていただきたいと思います。

続いて、今、子育てについては医療費の問題、また給食費の問題についてはどうですかということはお伺いしましたが、いずれもやるつもりはありませんということでしたが、ぜひ今後の給食費でいくと食育といって、給食を食べる教育ということで使っているわけなんで、そういった点では教育の一部の内容だということにつながりますので、そういったことではぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、住みやすいということを考えると安全で安心だということが一つ重要かと思いますので、この間ずうっとしておりますが、暮らしに希望が持てるような、安心・安全で暮らせるようなまちづくりというのが一つ大切だと思いますので、今、佐屋駅、日比野駅、この2つの

名鉄の駅については、ほかの地域の駅と比べるとまだ整備が進んでいないということは、ずうっとこの間お話をしてきたところでありますので、この佐屋駅、日比野駅の安全で利用しやすいという整備について、どのように今なっているのか、どんな状況になっているのか、お伺いします。

〇産業建設部長(山田哲司君)

佐屋駅につきましては、地元住民と佐屋駅の現状及び課題を共有し、住民の皆様と一緒になって佐屋駅周辺整備について検討するため勉強会を開催し、事業化調整に向け検討を進めることを考えております。

また、日比野駅につきましては、安全対策などの必要性は認識しており、駅構内の安全対策 等の要望は名鉄側に伝えてあります。しかしながら、日比野駅前についての整備計画は現在の ところ持っておりません。以上です。

〇18番 (河合克平君)

勉強会を行うということのようですが、その勉強会の内容について、簡単でいいですけど、 どういった内容を予定しているのかということがわかれば教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

駅周辺整備に向けた現状や課題を地元住民の皆様と共有し、今後の事業手法検討に向けた体制づくりをすることを目的としております。

駅前整備は、地元関係者、愛知県、鉄道事業者などと協議を重ね、総合的に検討していきたいと考えております。以上です。

〇18番 (河合克平君)

今、県と駅前、地元住民と事業者ということがありましたが、事業者の考えは今どういう考えか、教えていただけますか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

事業者の考えですけれども、事業者として、必要な施設整備等に向けて総合的に検討しているところと聞いております。以上です。

〇18番(河合克平君)

具体的にどういった方法をとるかということは、まだわからないということでいいですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

具体的な手法については検討しているということは聞いております。

〇18番(河合克平君)

何かずうっとこの間、一旦、駅前広場のロータリー化を進めようとして、それが延期になったり、そういう状況の中で、事業者もどうするかなかなか決まらないということもあるので、もう少し時間がかかりますというような答弁がずうっとこの間ありました。

その中で、いよいよ一歩前に進めるだろう、進むだろうという内容の答弁をいただいたので、 そのことについては今後どうしていくかということについて、特に都市計画決定がされている ところでありますので、早急に進めていただければ、土地の所有者の方との交渉もより円滑に 進んでいくというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

日比野駅については、今のところ計画はないというお話もありましたが、現状日比野駅の駅前、またはホーム等について、どういう状況なのかというのは、当然調査もされていると思いますが、日比野駅についてはどのような状況なのか、わかっている範囲で教えてもらえますか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

日比野駅の整備につきましては、鉄道事業者、名鉄ですけれども、バリアフリー化に向けて の検討はしているということは聞いております。

〇18番(河合克平君)

事業者もだんだん変わってきている状況もあるかと、利用者のためにね、また地域の住民の人のためにということで、最近では、軌道敷地内のところに歩道をつくるような形で白線が実は引かれたというのもあります。市に確認をしたら、それは事業者がやってくれた内容ですよというお話もありましたので、そういった点では、地域にやはり密着をして事業者も進めたいということを思っているんだなあというふうに感じたところでありますが、そういったところは評価をしますけれども、やはりずうっとおくれている、ずうっといつになったらやるのかと、いつになったらあの危険な状況を改善するのかということについては、市民の皆さんからも本当に熱い思いが届いているところでありますので、ぜひどんどん進めていただけるように。ただ、余り事業費がかかり過ぎると、それはどうなのということにもなりますので、やはり安全で安心できるということについては、必要な部分をちゃんと判断をしていただいて進めていく必要があるかなあというふうに思います。

続いて、もう一点の安全・安心と地域のということを考えると、3年ほど前に地域要望の道路の新設工事については、本部田地域等含めて、また塩田地域の道路状況も含めて非常に、なぜそこが事業採択されたんだろうということについては疑問となる、そういう状況がありました。その疑問となる状況については、今後指針をつくっていくということも含めて検討するということでしたので、その内容についてどのような事業決定のプロセスというものが決まるのか、教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

今後の整備につきましては、道路の現況、通学路指定の有無、周辺他事業との関連や地域性、 必要性などを総合的に評価し決定しようと考えております。

〇18番(河合克平君)

その本部田のときの予算審議、また決算審議の中、予算審議の中でもそういった話もありましたが、本部田地域の道路新設については、今、言われた総合的に判断をしたという内容の幾つかの点で、通学路があるだとか、道路が非常にたくさん交通量があるとか、危ないとかということが非常にかかわってくるかと思うんですけれども、それについては、通学路については、児童は2人ほどしか通らないであるとか、その道路の通行している自動車というのは少なくて、また市自体が把握をしていなかったと、この道路をつくるときにね。それを予算審議の中で新たに調査をしたというような、そんなこともあったわけですが、この本部田道路については今

まさに言われたような評価をしたのかどうか、教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

本部田の道路につきましては、平成29年度に測量設計から入りまして、その採択に向けては総合的に評価し、事業決定したと思っております。

〇18番(河合克平君)

いろいろな問題があって報道もされましたから、その市道の改良についての要望書については、亡くなられた方のお名前のサインがあったりということで、非常に問題があるんじゃないかということもお話をしたところでありますが、そういった事業決定に当たって不備があったものについて、総合的に判断はやっぱり正当であったというふうに市は認識するのか教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

要望書の所有者の件につきましては、再度また要望書を提出していただいておりますし、総 合的に判断して決定したと思っております。

〇18番(河合克平君)

道路新設改良工事というのは、まさにそこの住民の方が便利になるという、また安全になるということでいうと必要なことだと思いますので、そのことについてやらないということにはならないと思いますけれども、その予算審議の中でも、大体愛西市全体で20件ぐらいのこういう新設要望書があった。その中で、この本部田の、また佐織のものが優先されたというお話もあったんですが、これについては、本部田の道路状況というのはどうしてもやっぱりその事業を進めないといけなかったという判断なのか。これ計算してみると大体5,000万円ぐらいの事業なんですよ。設計費用や、それから土地の買収費用や、それから工事費用を積算すると5,000万円ぐらいの事業になるので、そういった点では、そういった不備のあったものを5,000万かけて道を直すというよりは、やはりもっとほかにやるところがあるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その辺についてはいかがですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

適正な判断だとは思っております。

〇18番(河合克平君)

実態と違う中でも苦しい答弁かなあというふうに思うわけですが、今年度買収に当たってちょっと聞いたところによると、隣の臨海地の中で同意がもらえないという状況もあるようなことは聞いたんですが、買収に当たって適切な処理は、方法はとられているのか、教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

用地買収に関しましては、単価につきましては平成30年度に不動産鑑定を行っており、適正な価格で今年度買収をする予定でございます。以上です。

〇18番 (河合克平君)

ちょっと質問の仕方が悪かったかな。買うときに、不動産の登記の積算するときに隣の人の

同意が必要じゃないですか、拡大するのに。それで、それの同意がもらえていない部分がある というふうに聞いたんですけど、それについてはどのようにしているのか。それは、それをも らう努力をするために事業をおくらせるのか、それとも、それはもらわずに進めるのか、その 辺についてはどうですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

今、一筆隣地の承諾は、その境界に関して、境界ぐいの確定ができていない状況にはございます。ただ、その同意をいただけるように今、努力をしているところでございます。

〇18番(河合克平君)

同意がいただけない場合はどうするかということについてあわせて聞いたんですけど、同意がいただけない場合は、もう今年度の予算も決まっているわけで、どうするのか、教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

その時点につきましては、県道買収のときに用地は確定しております。法務局のほうには、 その県道を分筆したときの資料が残っておりますので、そのときの資料をもとに復元できて、 それが同意となるかどうかというのは今ちょっと調査をしている段階でございます。

〇18番(河合克平君)

いろいろと見てきたわけですが、計画で、設計で1,300万ほどの予算を使い、今回用地買収で、予算上でいうと700万円を使い、その設計の計画で大体総事業費として3,000万を超えるような総事業にかかるという、そういう合計で5,000万円ぐらいかかるような工事なのに、また地域の要望書から言うと、用地取得については、土地所有者の承諾まで責任を持って当町にして対応しますと、本部田町で対応するというそういう要望書がある中で、そのような問題が生じていて、法務局にもらわなくてもいいんだろうかということを問い合わせをするような、そういう事業としているということについては、非常に問題だと思うんですけれども、そのことについてはどのように認識をしているところですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

要望書の段階では、地権者の同意のほうは、現在も皆さん同意は得られている状況ではございます。ただ、その隣接地の状況につきましては、その同意がいただけるように努力のほうをしていきたいと思っております。

〇18番 (河合克平君)

今回、令和元年度の予算執行700万円、土地取得というのも進めないといけない。来年度の 事業決定もどうなるかわからないんですけれども、進めているのかどうかというのもあります けれども、その中では、やはり最終的にいただけなければ、でも事業を優先するのか、いただ くのが優先するのか、どちらですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

まず、工事を入る前には用地取得が大前提になりますので、用地取得ができるように努力をしてまいりたいと思っております。

〇18番 (河合克平君)

端的でいいので、用地取得を優先するのか、隣の隣地の境界線確認を優先するのか、どちらか、要するに境界線の確認がとれなければ用地取得は進めないのか、そのことだけ、市の立場を教えてください。

〇産業建設部長(山田哲司君)

当然用地取得が前提になるんですけれども、その手法、同意は当然大前提ではあるんですけれども、その同意がなくても、過去の立ち合いをやった経緯とかそういうのでできるんであれば、そういう形でもちょっと模索していきたいとは思っております。

〇18番(河合克平君)

今少し聞いただけで、非常に問題というか、地域の人との取得について課題が出てきたということもありますので、そういったものについて、やはりトータルして5,000万円ほども使用するというような計画は、やはりもともと事業決定したのはずさんだったんじゃないかと。それはそのように言われてもおかしくないんではないかと。特にそんたくがあったんではないかというふうに言われてもおかしくないのではないか。この事業決定についてはどうしていくのかということについては引き続き、やはり住民の人の意識というものはやっぱり優先していかないかんですし、5,000万円も事業費をかかる内容の中のものですから、それについてはよく吟味をして、市としては取り組んでいただきたいと思いますが、最後にいかがですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

地域要望で出てきたもので、実際道幅が狭いということで、地域の要望ということで事業は 進めたいと思っております。

〇市長(日永貴章君)

それでは、私から若干答弁をさせていただきます。

道路新設につきましては、やはり地域の方々、地権者、その隣地の方々の協力がなければ事業は進められないというふうに思っております。

特に地元要望につきましては、議員も御承知のとおり、各地区いろいろなことをやってほしいという要望がたくさん出てまいります。その中で、今回も、ほかにもそうなんですけれども、やはりそういった地元でしっかりと対応しますというような要望が出てくるわけでございますが、今回の事業を含め、今までの事業を見ておりますと、実際にそういった要望が出ても、実際現地に入るとなかなか課題が出てきて事業が進まないということは多々ございます。やはりこういったことを我々行政としては、その要望をいただいたものをじゃあいかに信頼性を持ってこちらでチェックをして、本当の実態調査をしてやっていくかということは、今後本当に課題になってくるというふうに思っております。

先ほど議員が言われた、例えば佐屋駅の件でも、今後例えば事業をしていく中で、本当に全ての方から同意を得られて、またさらに隣地の方の御協力がいただけるか。やはりそういったことを考えていくと、例えば我々として事業決定をした場合にも、それがうまくいかないことをいろいろ皆さんと協力して、それを解決して事業の変更をしながらも進めていくのか。もと

もとの計画が進められないのであれば、事業を全くとめてしまうのか、その辺はやはり我々としても非常に悩ましいところでもありますし、やはり地元の方々や周りの方々、そして市全体としてどう考えていくのか、非常に難しい判断が迫られる事業が今後たくさんあるというふうに思っておりますので、今回、議員から御指摘いただいた件につきましても、我々としてはしっかりと今後の事業に生かしていかなければならないというふうに思っております。

特に、県や国の補助金等が投入される場合についても、やはりそういったところの指導もいただきながら、我々としては事業を進めていかなければならないというふうに思っております。 以上でございます。

〇18番(河合克平君)

本当に必要なものは必要なので、そういった点では、じゃあその中でどうその地域と交渉していくか。特にそれについては、市の立場というのは、やはり市がそんなに言うからしようがないかというふうに思えるかどうかという市民の皆さんの思いでもありますので、そういった点では行政的にそれをやはり進めなければならないものであれば、進めるための努力をしていかないかんというふうに思いますんで、今回の本部田地域でいうと、それが少し足らなかったのか、もともと地域の問題なのかありますが、そのことについては今後考えるということでお話がありましたので、じゃあこれについてはまた基準を決めるということもありましたので、基準を決めていただいて、それを誰が見てもしようがないなというふうに思えるような事業決定が客観的に行われる制度というのをつくっていただきたいというふうに思います。

続いて、施設、今回、今子育ての問題、それから安全・安心の問題、それと市民の負担の問題で、次ちょっと確認をします。

市民の負担について、次年度、令和2年度、2020年度のそういった市民に対する負担がふえる、また次年度使用料とか負担金とか、それから保険料、税、またその税金等々、そういったものについてはどのように考えているのか、査定中だということで答えられないということではなくて、これは歳入の問題なのでちょっと特に答えていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

〇総務部長(奥田哲弘君)

私からは、次年度の使用料、負担金の改定について御答弁をさせていただきます。

令和2年度に市の考えによる負担金や使用料の改定を実施する予定はございません。以上です。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

それでは、私のほうからは保険税、保険料についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の改定につきましては、現時点で、愛知県から国庫事業費納付金の決定がな されておりませんので、今後、決定次第、国保運営協議会において税率などを諮ってまいりた いと考えております。

また、介護保険料につきましては、今年度に引き続き消費税率引き上げに伴う低所得者の負担軽減強化を実施する予定でございます。以上です。

〇18番 (河合克平君)

では、使用料、負担金については変更がないということでお話しいただいたんですが、その中で、保険税については、今後の検討次第だと。これは安くなるのか高くなるのかというのはまだわからないということのようですが、あと介護保険料については、低所得者の人に対する負担軽減を行っていくということについてもお話があったところでありますが、特に施設の使用料について、その中ではちょっと確認したいところがあります。

施設の使用料については、9月の議会でもありましたが、5割軽減、3年間の経過措置を経 たところであるので、それはもうやめますというお話がありましたが、その考えは変わりない ですか。

〇企画政策部長(宮川昌和君)

5割減額に関する考え方でございますけれども、5割減額につきましては、9月の答弁のと おり、そのままことしでおしまいということで考えております。以上です。

〇18番(河合克平君)

令和元年度の3月で5割減額はやめるということで今お話があったところでありますが、5割減額を使ってみえる方からいうと、えっというふうに思う部分の人たちもいるかもしれませんが、平成28年度から29、30、3年間行った中で、28年度と29年度と比較をすると、文化協会さんとかスポーツ協会さんの加盟団体数についてはどんな影響が出ているか教えてもらえますか。

〇企画政策部長(宮川昌和君)

文化協会とスポーツ協会の加盟の団体数の変化でございますが、今私どもでちょっとわかっているが、28年と令和元年の比較ということで、申しわけございません。

まず、文化協会につきましては、28年度は113団体、令和元年度が91団体。次に、スポーツ協会は、平成28年度は168団体、令和元年度が152団体でございます。以上です。

〇18番(河合克平君)

使用料がふえる中で、こういった状況がある。特に文化協会については、2割も減っている ということについては深刻かなあというふうに思います。

愛西市の市民憲章でも、文化のにおいが薫るということで、市民として文化をやっぱりたた える、文化を進めていくんだという市民憲章もあるところでありますので、そういった点では、 なぜなのかということは当然、分析をしてかないかんだろうというふうに思います。

その中で、一番問題になるのは会議室についてですね。実は会議室について、使用料の見直 し方針というのがあって、その使用料見直し方針によると、使用料の原価と、原価については、 人件費、経費、それから総面積を割って、使用料の年間の使用時間を割って貸し出し面積を掛 けるということで見直し方針というのが出ているんですね。

会議室についてだけは、管理人人件費があるので、会議室だけは使用料を使用する施設利用率を割り返しているというのが実態であるということがわかりました。

これは、討論、論議がされる中で、見直しの方針ということで、これは愛西市の資料ですけ

ど、会議室については、使用料原価を出すときには、使用率というのを、小さいものでいうと 14.73%、大きいものですと34%という使用率を使ってやると高くなるんですよ。会議室については高くなっているという現状があるということが、もともと提案されているところでありますが、これはちょっと問題ではないかというふうに思うんですが、その見解についてお伺いします。

〇企画政策部長(宮川昌和君)

利用率の話でございます。

一応通常の方法により費用を算定することが適当でないものにつきましては、個々に適した 方法によりコスト計算を行うということは分けさせていただいているところでございます。

会議室の算定方法につきましては、使用率を適用することがやはり一番適切だというふうに 考えておりますので、こちらで使用させていただいているということでございます。以上です。

〇18番 (河合克平君)

ほかの確かに文書はあります。ほかの方法による場合もあると書いてありますけど、人件費を単価に入れる中で、再度割り返しをしてまた人件費を入れるという二重の負担増になっていくので、それについては考えるべきではないかと。

あわせて、5割減額について、減免について、やはり残していくべきではないかと。スポーツ少年団の問題についての話もありましたが、あと市の財政状況についてもお話をしましたが、思ったよりも減っていない。また、起債や基金についても状況がわかってきたところでありますので、5割の減免というのをやっぱり継続するべきじゃないかというのをたくさんの人からの要望でもありますが、これについての考えを教えてください。

〇企画政策部長(宮川昌和君)

5割減額の関係でございますけれども、使用料の改定のときに3年間の時限措置として、一応こちらのほうを設定させていただいたところでございます。今回3年を経過するというところで、本年度をもって通常の減額措置3割にさせていただくということでございます。以上です。

〇18番(河合克平君)

ちゃんとしていただかないと、5割ということでいうと、どこの自治体も大体5割で、3割というふうに決めている自治体はないので、そういった点では、これは市長が決められることなので、その他市長が決める減免ということに条例にもなっておりますので、市長が再度いろいろと状況を聞いていただいて、それは進めていただきたい、残すように考えていただけないかということを思うわけです。

その中で、市長の減免ということも含めて、自主防災会についての避難訓練等々について、 自主防災会で使うコミュニティセンターの使用料がかかったり、それからスポーツ大会で小・ 中学生が行っている県大会、地区大会の使用料について請求がされているという実態もあるの ではないかと思うんですが、それについての状況を教えてください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

私からは、自主防災会について答弁をさせていただきます。

自主防災会については、補助団体でございますので3割減となっており、今のところ全額免除は考えておりません。なお、自主防災会連合会については、市の自主防災会育成補助金のメニューで施設使用料がございますので、実質負担はゼロとなります。以上です。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

海部地区の中小体育連盟による大会等につきましては、愛西市及び連盟加入自治体で取り扱いに違いがございます。以上です。

〇18番 (河合克平君)

今、行ってきたのでずうっとお話をしてきたところですが、市の財政状況というのは、最初は大変だ大変だと言って削りながら、実際にはそうではなかったという状況があります。そういった点では、特にスポーツとまた文化に親しんでいる人たちが、やはり5割の減免を残して利用しやすいようにするというのは、一つの今後の愛西市が住みやすくなるための一つの課題でもあるというふうに思っておりますので、市長に最後、このスポーツ施設または施設の使用料についての考え方を再度お伺いいたします。

〇市長 (日永貴章君)

それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。

現在、行わせていただいております施設使用料減額措置等につきましては、今適用している 時限措置につきましては、当然その満期が来る今年度で5割減額はなくなると、これからは3 割減額になるというふうに思っております。

しかしながら、他自治体の施設使用料の比較、また市がそれぞれの団体さんに補助金も支給をさせていただいておりますので、やはりそういったことを総合的に判断して我々としては考えていかなければならないというふうに思っております。

当然、特に小学生、中学生のスポーツ、そして文化にかかわる事業につきましては、我々としてはしっかりとした応援をしていきたいというふうに思っております。しかしながら、使用料が安いことが支援になるのか、または補助金をお出しして支援することがいいことなのか、また違った形で支援することがいいことなのか、我々としてはしっかりと調査・研究をしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、河合議員、先ほどそれぞれの文化協会さん、スポーツ協会さんの団体数が減ってきているということを御指摘いただきました。我々としても減っていることは非常に残念なことでございます。やはりそういった団体さんがふえて、市が活性化することが非常にいいことだというふうに思っておりますので、今後、そういった活動がなぜ団体が減少してきているのかということも、我々としてはしっかりと状況を把握していかなければならないと。その結果によって、我々としてはどういった支援をしていくのか考えていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

〇議長 (鷲野聰明君)

18番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分といたします。

午後 0 時32分 休憩午後 1 時30分 再開

〇議長(鷲野聰明君)

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

〇16番(加藤敏彦君)

通告に従いまして、一般質問を行います。

きょうは4項目について質問を行います。

1つ目が巡回バスについて。2つ目が佐織支所の駐車場について。3つ目が広域避難場所について。4つ目が発達支援センターについてであります。

1つ目の巡回バスについてでありますが、愛西市の巡回バスは、来年4月から運行に向けて コースや時刻表の見直しをするため、バス検討委員会で協議が行われてきました。特に津島市 民病院への乗り入れについては、津島市長からの要望もあり、新たなコースとなります。

10月、愛西市巡回バス運行改善の提言書がまとまり、市長に提出されておりますが、提言はどのような内容になったのかお尋ねいたします。

2つ目に、佐織支所の駐車場についてでありますが、佐織庁舎では津島警察署の建てかえのため、仮庁舎の建設が進められています。佐織支所が津島警察署と共用になると駐車場の問題が出てきます。特に、佐織公民館で行事があるときは佐織庁舎の駐車場も使用しますので、車が置けなくなる問題が出てきます。臨時の駐車場の確保も含めた対応が必要ではないでしょうか。

3つ目に、広域避難場所についてお尋ねいたします。

11月13日に中日新聞に「愛知県防災拠点、リニア残土活用、愛西市に来月にも搬入」という記事が載りました。愛知県が高潮や津波などの水害に備え、県西部の愛西市で造成を進めている広域防災拠点で、リニア中央新幹線の建設で発生する残土を活用することがわかった。JR東海が掘削を進める「名城非常口」の残土を県が無償で引き受けることで、12日に県とJR東海が合意。早ければ12月にも土砂の搬入を始め、2022年度の供用開始を目指すという内容です。

JR東海のリニア中央新幹線工事は各地で矛盾が出ています。静岡県では、工事が大井川の 流量減少を引き起こすことに県が反対を強め、着工のめどが立っていません。岐阜県では、土 砂崩れの発生で工事が中断した場所もあります。大量に発生する残土の置き場の問題も、ほと んどが未解決です。

しかし、JR東海は2027年開業ありきで強引に工事を急ぐ方針を変えようとしません。そも そもリニア計画自体が環境破壊や採算面など、重大問題があると批判が絶えません。

今回の残土が発生する名城非常口の工事は、2018年12月から中断されていることがことし3月の新聞報道で明らかになりました。JRは公表されていませんが、JRと名古屋市は関係住

民に少量の湧き水という文面の文書を回覧していましたが、日本共産党名古屋市議団の調査で、 たまっている地下水は3万立方メートルであることが明らかになりました。地盤沈下につなが る重大な事態です。

また、岐阜県瑞浪市の日吉トンネル掘削工事では、土壌汚染対策法の基準を超える有害物質 やヒ素やフッ素を含む汚染土を、豊橋市の三河・明海地区に搬入していることがわかりました。 永和荘跡地の広域避難場所にリニア新幹線の建設残土が使われることが報道されましたが、 本当に安全でしょうか。

次に、4つ目の発達支援センターについてお尋ねをいたします。

市議会の建設福祉委員会は、11月13日に岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎ ふ」を視察しました。

岐阜市は人口40万6,000人のまちです。エールぎふは、2013年に条例を制定し、2016年4月1日から開設されました。現在、職員が114名、専門アドバイザーが15名の体制で、センターの理念として、子育て、児童虐待、発達障害、不登校、いじめ、就学・就労など、ゼロ歳から成人前までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応します。教育、福祉、健康の垣根を越えて、ワンストップで総合的に相談・支援します。一人一人に寄り添い、発達段階に応じて継続的に支援します。

窓口として、総合相談で受け付けて、乳幼児相談支援係、家庭児童相談係、発達支援係、教育支援係、才能伸長・自立支援係がそれぞれ担当します。

2018年度の相談は、電話相談が5,868件、来所相談が7,231件、訪問相談が2,564件、メール相談が140件、ケース会議162件、合計で1万5,965件となっております。大変多い相談件数であります。相談は、職員が当番を決めて24時間体制で受け付けています。

対応していただいた所長さんからは「相談者の家族の方や学校の先生から悩みを相談できる ことがあって喜ばれています」との感想もありました。

このような施設が愛西市にあれば、子育てにおいて本当に心強いと思います。市長は発達支援センターについて9月に建設を明らかにされましたが、どのようなスケジュール、体制、事業内容、予算を考えておられるのかお尋ねをいたします。

もう一つ、引きこもり支援事業についてお尋ねをいたします。

豊明市で引きこもり支援事業を行っているということを聞いて、話を伺いました。

豊明市は人口6万8,000人のまちで、2018年4月1日にひきこもり相談窓口「はばたき」が開設されました。この事業は、小・中学生約50名が不登校となっており、約1割が教育支援センターに通学しているが、義務教育終了後の相談支援体制がなく、引きこもりの実態が把握できていない状況があったため、個々の状況に応じた支援を実施し、孤立や孤独を防ぐために行われました。

豊明市から委託を受けた社会福祉協議会に相談員2名を配置、現在、相談登録者、本人または家族でありますが、72名で、毎週水曜日に居場所支援フリースペース「スワロー」を開設、また月1回はスワロー「家族のつどい」を開催する。さらに学習支援、就労体験、市民向けの

啓発活動、サポーター養成講座、現在サポーターは32名が登録をしてみえます。そして2018年度の支援件数は536件となっております。

豊明市の引きこもり相談窓口「はばたき」は、厚生労働省の市町村による引きこもり支援の 事例としても紹介されております。

私は、2人の専任の相談員を配置するだけで引きこもり本人と家族の受け皿ができる、市民の中に理解と支援の担い手を広げることができる、結果はすぐに出なくても、愛西市でも必要で実施可能な事業だと思いました。

この引きこもり支援事業について、どのように考えておられるのか。また、愛西市の不登校 の子供たちは卒業後どのような状況になっているのか、また、大人の引きこもり状況支援はど うなっているのかについてお尋ねをいたします。

以上、一括質問といたします。答弁よろしくお願いします。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

私からは、1件目の巡回バスに関する御質問にお答えをいたします。

巡回バス検討委員会から、10月31日に提言書として市長に提出をしていただき、2項目についての意見をいただきました。

1項目めは、バス利用促進のための継続的な周知・啓発活動の必要性についての意見でありました。

2項目めとして、改善の推進について4点の意見で、1点目が海南病院ルートのダイヤ及び 津島市民病院への乗り入れの検討について。2点目がルート・バス停の改善。3点目が運行ダ イヤの改善。4点目が有料化についての検討でありました。以上です。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

佐織支所の駐車場についてでございます。

佐織公民館といたしましては、催し物等がある場合、近隣の施設に駐車場をお借りするなど 御協力をいただきながら、来館の皆様に御迷惑にならないよう検討してまいりますので、御協 力をよろしくお願いいたします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

リニア新幹線の建設残土は安全かについてでございますが、愛知県に確認しましたところ、 土壌汚染対策法で定められた土質検査を実施しています。以上です。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

児童発達支援センターの整備でございますが、まずは来年度、令和2年度に設計を予定して おります。事業内容につきましては、現在、あいさいわかばで行っている児童発達支援事業に 加えまして、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を行います。

体制につきましては、国の基準に準じ、専門職を配置する予定でございます。

予算でございますが、設計の予算につきまして現在精査をしているところでございます。 次に、大人の引きこもりということでお答えさせていただきます。

市社会福祉協議会で行っている地域福祉活動の中での相談や、地域包括支援センターの活動

の中で対象者に気づき、支援へとつなげております。

また、市社会福祉協議会が行うサロン活動で、引きこもりの家族の方が中心となり、ふだんの困りごとを話したり、当事者同士で話し合ったりする場がございます。こうした活動に助成をしております。

引きこもりになった要因につきましては、それぞれの支援につなげながら対応しております。 以上でございます。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

不登校の子供たちの卒業後についてでございます。

卒業時点での全日制・通信制などの高校への進学といった進路について把握することは可能 でございますが、中学卒業後においては個人情報ということもあり、教育委員会が卒業後の情 報を収集することや状況を把握することは困難な状況でございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

巡回バスの提言をちょっと映してください。

巡回バスの提言として、今部長からも答弁がありましたが、バス提言1としては、バス利用 促進のための継続的な周知・啓発活動の必要性について。提言2として、改善の推進その1が 海南病院ルートのダイヤ及び津島市民病院の乗り入れの検討について。その2がルート・バス 停の改善。その3が運行ダイヤの改善。その4が有料化についてということですが、佐屋地区、 立田地区、八開地区、佐織地区、それから海南病院コースはそれぞれどのように変わるのかお 尋ねをいたします。

市民の声として、例えば「海南病院コースのバスがおくれて時間どおりに来なかった。 2 台続けて運行していた」という声や、また勝幡学区では「佐織、佐折、それから古瀬町のバス停がなくなって、ヨシズヤとかしまむらまで歩いていかなくてはいけない」などの声を聞いておりますが、どのように変わるのでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

令和2年4月からの巡回バスは、立田、八開ルートはバス停の増設及びルートの見直し、海 南病院及び佐屋東ルートはダイヤの見直しを行います。

また、佐織南ルートの延伸により、津島市民病院へ試験乗り入れを考えています。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

立田、八開についてはバス停をふやすということですけど、具体的にどこがふえるのか、お願いします。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

答申を受け、現在事務局で今後4月以降の内容について検討している段階でございますので、 現時点で、どこにバス停がふえるということはお答えできる状況ではございません。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

津島市民病院への乗り入れについては佐織南コースの延伸でということでありますが、これ につきまして、この間、繰り返し巡回バスの運行については取り上げておりますが、9月議会 の一般質問でも明らかになりましたが、愛西市の利用者数、海南病院の外来が3万5,272人、津島市民病院の外来が4万2,103人と、津島市民病院のほうが6,831人上回っていると。試験乗り入れについては、直行バスとして検討していただきたいと考えておりますが、市の考えはどうでしょうか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

9月のときにも申し上げさせていただきましたが、各病院によって入院患者、通院患者の捉え方が違いますので、一概に対比は難しいということを御答弁差し上げたつもりでございます。なお、その延伸の方法につきましては、巡回バス検討委員会で中身について検討していただいておりますので、その中で佐織南ルートからの延伸運行を考えていこうということでございましたので、そのように進めるつもりでございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

津島市民病院のバスについては、9月の議会でも、利用が多くて乗り切れない場合は対応を すぐに考えていくという答弁がありましたが、それは引き続きそのような考えでしょうか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

議員おっしゃられますとおり、まずは4月以降の新しいルートの運行状況を見て判断すべき と考えております。現時点ではどの程度利用されるのか予測ができませんが、津島市民病院へ の利用者が大幅にふえれば、ルートそのものの通常運行に支障が出ると考えておりますので、 その時点で検討することになると思います。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

その点は確認をしておきたいと思います。

次に、海南病院ルートですけれども、このダイヤということが答申の中に出ておりますけれ ども、これは海南病院ルートも変更されるのかどうか確認をしたいと思いますが。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

御案内のとおり、交通事情で相当、時間予定どおりに着かないという部分もございますので、 そういった部分も検討しながらダイヤの変更はさせていただく予定でございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

愛西市のバスで、ルートや時刻表が変わらないのは除く、佐屋西ルート、佐屋中央ルート、 佐織北ルートはそのままになるのか、これについてはどうでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

当然、運行していく上で、バス停が運転手等の聞き取りにより、若干ずらしたほうがいいとか、安全確保のこともございます。それと、個々のルート間で時間の現在の状況もございますので、総合的に見て考えたいということで、今事務局では準備を進めているところでございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

巡回バスについては、全て見直しの必要かどうかを確認の上で対応をするということである ということを確認いたしましたので、よろしくお願いします。 それから、4項目めで有料化についての検討ということがありますが、愛西市のバスは県下の中でも無料で運行しているという点では貴重なバスだと思っておりますが、これまで有料化についての議論の中で、きちっと運行しようと思うとバス運行協議会を設置していくと、そうするとバス停も制限されたり費用も大きくなるというような見解があったと思いますが、これは変わらないんでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

今までも数多くの議員の皆様方からのデマンドであれ、有料化であれ、いろいろな御質問を いただいております。次年度においても、市としては今の状況を継続するつもりではいますが、 ただ今回、巡回バス検討委員会から有料化の可能性を含めて検討する必要がある旨の提言を受 けた段階であります。今後につきましては未定であります。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

再度お尋ねいたしますが、有料化の可能性についての検討というのはどういう趣旨でしょうか。自己負担を一部すべきとか、そういうような考えなのか、どういう趣旨で有料化の検討ということが検討されたのか、ちょっと確認したいと思いますが。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

検討委員会の中で細かいそれぞれの思いがあられると思いますので、私がどういった考え方というのはお答えにくいですが、バスの運行につきましては、各市町村それぞれ運行しておみえになられます。当然、私どものような自主運行バスですね、無料の、その長所、短所、いろいろございます。その中で、バス停の考え方であるとか、例えば運転手の兼ね合いですよね、通常の緑ナンバーでやったほうがいいとか、いろんな総合的な考え方、利用者の方、市の財政的、全てを勘案して考えていくものではないかなということで考えております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

検討委員会の皆さんのお気持ちというのはいろいろあるということで伺っておきます。 愛西市の巡回バスが6年ぶりにルートや時刻表の見直しを行います。市民から乗りやすくなった、便利になったと言われるように努力していただきたいと思います。

隣の津島市では、2年ごとに利用者や地域の要望に応じて定期的に見直す方法をとっておりますが、愛西市でも、市民生活や利用者の変化に応じて定期的に巡回バスの運行を見直す方法も検討していただきたいことを述べて、次の質問に移ります。

2項目めの、佐織支所の駐車場の件でありますが、津島警察署の仮庁舎の建設によって駐車 台数はどのくらい減るのでしょうか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

財産にかかわる話ですので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

現在、区画線が引いてある駐車場として117区画ございました。津島警察署の仮庁舎建設に よって佐織支所の駐車場は49区画となり、68区画減少をいたします。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

写真、もう一枚のほうを見せてください。

今、工事が始まって、きょう見たところでは既に仮庁舎の建物が2階の部分まででき上がっておりました。

今、117台が49台ということで、半分以下になるということでは大きな影響があると思いますが、津島署が佐織庁舎に移転することによって、6月議会の答弁では、職員数236名、公用車2輪・4輪合わせて80台、自家用車での通勤者数は69名という答弁がありますが、公用車、職員の車を合わせると150台ぐらいになるのではないかと思いますが、公用車や職員の駐車場は確保されるのでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

津島警察署の公用車の関係は当然その敷地内に管理をされると考えておりますが、職員の駐車場につきましては詳細を把握はしておりません。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

公用車がそこにとめられると、さらに駐車場の利用できる台数が減っていくと思いますので 大変心配しておるんですけれども、職員の駐車場が確保されないんであると、もっともっとこ の佐織支所の利用者の駐車場スペースが、台数が減るということで心配なんですけれども、そ こら辺はひとつ確認をお願いしたいと思います。

それから、佐織支社と津島警察署の共用になりますが、駐車場の利用についてはどのような 話し合いになっているんでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

佐織支所利用者の駐車場は、敷地の西側全部と南東側の一部となり、津島警察署の利用者の 駐車場は敷地東側の貸付場所内となりますので、原則共用ではございません。

ただし、双方の駐車場をフェンス等で仕切ることは考えておりませんので、一部の利用者の 方が他方の駐車場を利用することもあるかと思います。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

それぞれの駐車場にとめられないときは、あいているところにとめるということになります。 心配なのは、駐車場の台数が少なくなって、津島警察でも時期とか行事とかそれぞれ集中する ときもあると思いますし、佐織支所もやはり集中するときがあると思いますけれども、車をと められないところはどこに相談に行けばいいのか、市の対応はどのようにされるのかについて 確認をしたいと思います。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

その時々の状況により異なると思いますが、佐織支所利用者の方は当然佐織支所に御相談をいただく、また先ほど御質問がございましたように、佐織公民館の利用者は佐織公民館に御相談いただく、警察の関係は警察に御相談をいただくということになろうかと思います。

いずれにしましても、対応につきましては両者、調整をしながら検討をしていくべきという ことで考えております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

相談の窓口の答弁がありましたけれども、とめられないときの対応についてはどのような考

えですか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

通常時においては、当然今支所でも相当数、利用者よりもたくさんの設定がございます。一番心配されるのは、やはり先ほど来お話がある佐織公民館の利用のときとか、そういった形になろうかと思いますが、今回、当然困ったときにいけませんので、津島警察署と契約をするに当たり、覚書を交わしております。その中で、例えば愛西市の行事に際し、駐車場の使用依頼があった場合は原則使用できるよう努めるということで、津島警察署のほうにも御協力をいただく依頼を事前にしてございます。

また、当然近くの公共施設、総合福祉センター、それから体育館、ましてや土曜日、日曜日の休日等におきましては、JAあいち海部の支店のほうにもいろいろお願いをしたりして対応すべきかなということは現時点では考えております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

私は、臨時駐車場が必要ではないかというふうに思うわけですけれども、これは2年近くこういう状況が続くわけですので、そういうとめられない状況が繰り返されるようなときは臨時 駐車場を確保するようなことも考えとしてあるのでしょうか。

〇総務部長 (奥田哲弘君)

現時点で、市として臨時駐車場を確保する予定はしておりません。当然、状況判断になろうかなということは考えております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

津島警察署が佐織庁舎に仮移転することによって、駐車場にとめられないということが心配されますので、それが市民の方がとめられないということがないように対応をお願いして、次の質問に移ります。

次は、リニア残土の件でありますけれども、リニア残土につきまして、一応安全だということで確認をされておりますけれども、このリニア残土の搬入についての住民説明会は行われるのでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

残土の搬入についての住民説明会につきましては、令和元年9月4日に住民説明会を行いま した。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

残土についての搬入の説明はされたと思いますが、リニア残土についての説明はされていないんではないでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

愛知県に確認したところ、説明会の予定はないとのことでした。

リニアの土につきましては、使用する旨を記載した回覧文書を11月22日に大井町へ配付いた しております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

リニア残土について、説明会後にリニア残土が搬入するということが新聞報道されたわけですので、リニア残土については説明会の中ではなかったので回覧を回したと。地元のほうはそれで了解をいただいておるんでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

特に説明会以降、大井町の方からは御意見等はいただいておりません。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

では次に、リニア残土の土質検査結果ですけれども、安全だということですけれども、どのように安全なのか、わかりましたらお願いしたいのと、これは今回搬入する残土に、搬入予定の残土の検査として結果が出ていますけれども、定期的に検査を行っていくのかどうか、その点はどうでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

土質検査の内容及び今後定期的に行うのかということにつきましては、土質検査の内容は土 壌溶出量及び土壌含有量の調査を実施しています。

項目としましては、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、そ してホウ素及びその化合物、それぞれが基準以下と報告されています。

なお、愛知県に確認しましたところ、定期的な土質検査は行わないとのことです。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

ではもう一点。

広域避難場所については、リニア残土を利用して盛り土をするということですけれども、リニア残土以外の土は搬入されるのでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

リニア以外の土としまして、名古屋西部ソイルリサイクル株式会社が製造した土も使用いた します。

なお、この搬入土につきましても基準に適合しているものでございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

県のリニア残土、それから名古屋西部ソイルリサイクルの土ですけれども、どちらも安全だということでありますけれども、それは例えば県のホームページで実際の検査結果データが見られるようになっているのかどうか、また名古屋西部ソイルリサイクルの土についても市民が確認することができるようになっているのか、その点はどうでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

愛知県に確認しましたところ、ホームページ等への掲載の予定はないとのことです。

名古屋西部ソイルリサイクル株式会社につきましては、大変申しわけございません、確認は とっておりません。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

議会としても、やっぱり安全かどうかということを数値で確認していかないかんと思うんで

すけれども、そういう検査結果について議会に示したり、地元住民に示したり、そういうこと はぜひやっていただきたいと思うんですけれども、それはできますでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

先ほども申し上げましたが、愛知県に確認したところ土質検査結果を公表する予定はないと のことです。

地域住民の方には、土の搬入についての回覧文書の中で土質検査を実施し基準に適合していることを記載してお知らせします。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

安全だということを客観的にわかる資料を、住民の方、市民の方が見られるようにしていた だかないと、口だけで安全と言われても説明のしようがないと思うんですけど、そこら辺はち ょっと再度検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

土につきましては、東海旅客鉄道株式会社が土質検査を行っております。平成24年3月3日 に調査して適合していることをJR東海のホームページで確認ができます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

リニア残土については、JR東海のホームページでその数値が確認できるということでよろ しいでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

数値にて確認ができます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

ではもう一件の名古屋西部ソイルリサイクルについては、検査結果が確認できるように検討 をお願いしたいということを述べておきたいと思います。

それから、搬入される土の量とか搬入期間はどうなるでしょうか。 1 日の搬入量はどのくらいになるでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

1日の搬入量につきましては、10トンダンプ150台と聞いております。

なお、工事の工期につきましては、平成30年から令和3年度まででございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

10トンダンプで1日150台がどれだけの期間続くのか、搬入の期間はどうなっているんでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

搬入期間としましては、12月上旬から3月中旬と聞いております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

約3カ月ぐらいが搬入期間でありますが、1日150台のダンプというのは、余り日ごろ経験することがない量でありますし、このダンプが地域住民にとって安全な形で搬入されるかどうか、その点はどういう計画になっているのか。また、いただいた資料では、ピアゴから南下し

て永和荘跡地へ行くというルートを見させていただきましたが、そのピアゴの交差点まではど のルートを通ってくるのかもわかりましたら、あわせてお願いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

安全確保ということで、工事の場所の北側と入り口と北東の交差点に交通整理員を配置し、 安全確保に努めます。

なお、そこまでのルートについては確認できておりません。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

大井町については、その永和荘の北側の道路を西から入ってくるということで伺いましたけれども、やはり愛西市を毎日150台のダンプが3カ月間入ることになりますので、やはりいろんな影響が出ますので、そのルートもきちっと確認をしていただいて、必要な対策があればとっていただきたいと思うんですが、どうですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

確認をさせていただきたいと思います。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

よろしくお願いいたします。

次に、4項目めの発達支援センターについてお尋ねをいたしますが、発達支援センターについて、設計は令和2年度ということで、建設は令和3年度ということになるでしょうか。

また、建設予定地、それから職員の体制については国の基準に応じてということでありますが、具体的に何人ぐらいの規模で考えられておるのかお尋ねいたします。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

まず最初に工事でございますが、令和2年度に設計をまずしまして、それから工事のほうに 取りかかるということで、令和3年になるのかというところまではまだ確定をしておりません。 また、建設場所ということでございますが、こちらにつきましても現在、関係部署と建設予 定地の調整をしているところでございます。

それと職員の配置ということでございますが、児童発達管理責任者、児童指導員、保育士、 言語療法士、作業療法士、音楽療法士、相談員、心理士を配置する予定でございますが、人数 に関しては今後検討し、適正に配置をしてまいりたいと考えております。

〇16番(加藤敏彦君)

建設予定地は白紙なのか、例えば今、あいさいわかば、立田にあると思いますけれども、そういうところを前提で考えるのか、そこら辺の建設予定地についての考え方はどうなんでしょうか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

建設予定地でございますが、現在、幾つかの候補地を関係部署でプロジェクトを組みまして、 検討してまいりました。その中の、現在使用している立田の福祉会館も1つでございますが、 それ以外のところも含めまして検討している状況でございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

令和2年度に設計をするということは具体的に形を決めるということですが、それは当然、 建設場所も含めて決めるというわけでありますが、いつごろまでに決まっていくのかお尋ねし ます。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

いつごろまでということでございますが、令和2年度の予算に反映していくということであれば、その予算の編成までには場所の確定はしていきたいというふうに考えております。

〇16番(加藤敏彦君)

建設場所については令和2年度の予算ということは、3月議会には具体的に場所も含めての 提案ができるということで理解していきたいと思います。

それから職員体制ですけど、今、専門職を紹介していただきましたけれども、これで七、八人ぐらいになって全体で10人を超えるのか超えないのか、どのくらいの規模で考えておられるのか。

それから岐阜市のエールぎふに視察に行ったときには、114人の職員が見えますけれども、 全体としてはその後職員はふえていない。必要な場合はふやしていける程度ということで、市 全体としては職員がそんなにふえていませんよというような説明もありましたけれども、新た にセンターを設けて10名前後の職員を配置するわけでありますが、全体の職員との関係でどの ような考えを持っておられるのか、お尋ねいたします。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

現在、あいさいわかばを運営しておりますけれども、あいさいわかばの職員数に、あと発達 支援センターで必要となる職員数はふえるというふうには思っております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

職員数については、少し専門職がふえていくということで理解いたしたいと思います。

次に、引きこもり支援事業についてお尋ねいたしますが、社会福祉協議会で、サロン活動で引きこもりの家族の支援を行っているということでありますが、引きこもり支援事業の専任の職員はあるでしょうか。最初、豊明市では2人の専任の職員を配置して継続的な、また市全体を対象とした支援を行っているということでお話をいたしましたが、その点はどうでしょうか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

社会福祉協議会の職員ということでよろしいですか。それとも市の職員ということで。

〇16番(加藤敏彦君)

専任が見えるかどうか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

社会福祉協議会の専任ということではなくて、地域の福祉活動をしている職員がございますので、そういった方が引きこもりの対応をしているということでございます。

市におきましても、そういった相談がございましたら担当課が相談に応じているという状況 でございます。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

引きこもり支援事業をスタートしている豊明市を伺って話を聞きまして、やはり専任の職員 を配置することによって事業を立ち上げる、また事業を継続する、また市民を呼びかけていく という形の結果が出ておるんですけれども、この引きこもり支援事業について、市として専任 の職員を確保していくということについての考えはどうでしょうか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

市として、専門の職員ということではございませんが、社会福祉課の職員がそういった対応 をしていくというふうになるかと思っております。

〇16番(加藤敏彦君)

担当の職員は現在も配置してあると思いますけど、その事業に限って進めていくという体制 が引きこもり支援事業については必要ではないかというふうに思っておりますので、ぜひその 点は検討していただきたいと。

それから、豊明市では不登校の子が卒業した後のことが出発点となって引きこもり支援事業がスタートしておりますけれども、愛西市の不登校については、豊明よりも多い100人近くの数字があったと思いますけれども、中学3年の方がどのくらい見えるのか、ここ数年、どんな人数なのかについて伺いたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

市内中学校の不登校生徒の状況について、学年別の生徒数は公表していないため、中学生全体での状況でお答えをさせていただきます。

本年10月時点で不登校生徒は45名でございます。これは、各年度で連続または断続して30日 以上欠席した場合が不登校に該当するため、年度途中の人数となります。

これまでの人数でございますが、年度末で平成28年度は77名、平成29年度は64名、平成30年度は68名という状況でございます。

〇16番(加藤敏彦君)

今年度45名と、単純に割ると1学年平均15名ということですが、やはりこの卒業後の支援について、今愛西市は体制がないという点では、この体制をぜひとも早急につくっていただきたいと思いますし、それから発達支援センター、児童発達支援センターということで、対象年齢は何歳までを想定されておるでしょうか。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

18歳までを想定しております。以上です。

〇16番(加藤敏彦君)

発達支援センターはまだ整備されていないわけですけれども、18歳を超えた方に対して市としてどういう対応をするか、特に引きこもりの場合は大人の方の引きこもりも出てきますので、1つは発達支援センターが設置されて、そこで登録された方はそのまま継続が可能だと思いますが、そういう18歳を超えた方に対しての考え方、どんな考え方で整備を進めるのかについて、考えがありましたら伺いたいと思います。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

18歳を超えた方については、引きこもりの人数はなかなか把握できないというのが現状でございます。みずからが引きこもりを問題としていないケースもございまして、把握しづらいというのが現状でございます。

今後につきましては、家族、近隣住民等の申し出等により把握して対応していく必要がある というふうに考えております。

〇16番(加藤敏彦君)

引きこもり支援事業について、きょう取り上げているのは、今部長も言われたように、超えた方については受けるけれども、きちっと継続する受け皿が愛西市には今ないということだと思いますね。その点では、今回の発達支援センターの立ち上げにあわせて、引きこもり支援についてもあわせて、総合的にぜひ考えていただくのが一番いいのかなというふうに思います。

18歳を超えた方もきちっと、どう対応していくのか。それは引きこもりだけじゃなくて、発達支援ですから、障害の方もいろんな方も見えますので、そういう継続についての考え方を持ってみえるのか、持ってみえなければきちっと持って、例えば昨年は東近江市を視察しました。そこは全年齢の発達支援センターという形で運営されておりますので、その辺は本当に対応が柔軟にできるというふうに思いますが、立ち上げていくことは非常に重要ですし、この地域でも最初だというふうに思いますが、その18歳以後の対応についての考え方はどうなんでしょう。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

18歳を超えてからということでございますが、当然、前に児童発達支援センターで相談とかそういった経歴があれば、引き続きそういった方については支援をしてまいりたいというふうには思っております。

〇16番(加藤敏彦君)

11月19日にこういう記事が載りました。住民の相談断らず支援ということで、80代の親と引きこもりの50代の子供がともに困窮する「8050問題」が近年、顕在化。こうした家庭はさまざまな課題を抱えていることが多い。だが、市区町村の窓口が事業ごとの縦割りになっている弊害により、たらい回しにされて孤立するケースがある。それぞれの課題に合った支援制度が不十分で、対応が困難な場合も出ている。厚生労働省は有識者会議を5月に設置し、対策を議論してきた。報告案は相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受けとめる、断らない相談支援を推進する必要があると強調。相談者や家族の状況に応じた就労、居住面でのきめ細かな支援や、社会からの孤立防止に向けた地域づくりへの支援の必要性を指摘した。厚生労働省は、これらの支援を一体的に行う市区町村に財政的支援を実施する方針。早ければ2021年度から市区町村の任意事業として始め、全国的な展開を目指すという記事も載りましたので、こういう国の支援もぜひ活用して、やっぱり全市民が対象になるような発達支援を進めていただきたい。また引きこもり支援事業を実施していただきたいということを求めて、私の一般質問を終わります。

〇議長 (鷲野聰明君)

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時35分といたします。

午後2時24分 休憩午後2時35分 再開

〇議長(鷲野聰明君)

休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の、17番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

〇17番(真野和久君)

では、12月議会の一般質問を行います。

本日は、(1)災害対策について、(2)学校統廃合、校舎の修繕計画の現状についての大きく2 点について質問を行います。

最初に災害対策についてであります。

地球温暖化の影響もあり、近年は台風の大型化や集中豪雨が各地で発生し、風水害や土砂災 害が以前にも増して大きな被害となっています。昨年も、台風21号を初め、各地で大きな被害 が出ました。ことしも台風19号などで東日本で大きな被害が出るなど、深刻化をしています。

そうした中、国はこうした被害が大きくなる中で、特に避難がおくれ住民が亡くなる、そうした被害を減らそうと、ことしから水害、土砂災害などの防災情報の知らせ方を変更しました。

これまでの大雨洪水警報や土砂災害警戒情報など、さまざまな警戒情報、避難勧告などの避難情報がさまざまあって対応がわかりにくい中で、警戒レベルを使った避難伝達を採用し、住民にわかりやすく伝えるようにしました。

例えば、午前中の馬渕議員のときにもありましたが、こういう形で今、政府がチラシをつくっています。これは表側なんですけれども、表側のほうにはさまざまな警報、勧告などのことがほとんど載っていません。ただ、警戒レベル3のときには、高齢者などの災害弱者は避難を始めてください。それからレベル4になったら全員が避難をしてくださいという呼びかけになってきています。

テレビでも御存じだと思いますが、非常にそうした簡略化をすることによって避難を迅速に 行うというようなことになっています。こうした早目の速やかな避難行動や、それから確実な 避難行動を呼びかけています。そういう形でいわゆる避難おくれで亡くなるようなことがない ようにしていくわけであります。

ただ、こうしたことが、ある意味これまでよりも徹底するということになってきますと、当然避難者の数や、また避難行動などにも大きな変化が出てきて、避難所も含めた避難に関する 状況も大きく変わってくるのではないでしょうか。

こうしたことについては、共産党市議団にもメールなどでさまざまな問い合わせも来ております。 当然市民の関心も非常に高いものと思われます。

こうした状況の中で、浸水被害、水害の対応について、まずお尋ねをいたします。

本市の対応として、1つ目、浸水被害の危険が迫ったときに、避難勧告などを出すタイミン

グはどういうふうにするのでしょうか。また、その避難勧告を出す範囲と、またそのときに考えられる避難者数はどの程度になる見込みでしょうか。3番目として、避難先の指定や指示はどうするのか。それから4点目として、単に歩いてだけではなくて、避難方法をどうしていくのか。こういったことを具体的に検討されているのかどうかお尋ねをいたします。また、大地震などでは懸念されている、堤防の崩壊の際のこうした対応についても同様にお尋ねをいたします。

2点目として、避難所の対応の問題です。

今年度も含め、昨年、ことしと大きく各地で避難所での避難生活が報道をされてきました。 その中でも、いわゆる今の日本の避難所の状況というのが、諸外国に比べても極めておくれて いるという状況が示されてきました。

例えば、体育館などでなかなか雑魚寝の状況が改善されない。外国などでは避難のとき、最初からシェルター等を使いながらプライバシーが守られるようになっているというようなこともありました。そうした避難所の対応について、幾つか気になる点についてお尋ねをいたします。

1つ目は、本市の備蓄品の備蓄状況や配備状況をまずお尋ねします。また、避難所の要援護者や要配慮者への対応状況が、今、具体的にどうなっているかお尋ねをします。

さらに3点目として、その他愛西市の防災対策を考える上で、幾つか課題となっている点について質問をいたします。

1つ目は、今年度も台風の自主避難者に対して自主避難所の開設というのを愛西市は行いました。かなり早い段階でのそうした避難所開設のお知らせは非常に評価できるとは思いますが、ただ、現状の問題として、こうした自主避難をされる方は高齢者がほとんどで、そういう点ではやはりなかなかそこまで行けないというのが課題となっています。避難先をふやす、あるいは避難の際の持ち物などの配慮等、検討をしていただけないでしょうか。

2点目は、これまでも何度も質問をしておりますが、同報系無線の個別受信機の設置の問題です。今回の台風の被害などでも、千葉県などではやはり同報系無線、いわゆる防災無線の個別受信機が非常に効果を出しました。やはり屋外の同報系無線は聞こえない、わからないというのが現実の問題として明らかになってきています。そういう点で、やはりこうした個別受信機、防災ラジオの検討をぜひともお願いをしたいと思います。

それから3つ目です。

今、愛西市では要援護者の登録を行っています。この要援護者登録の名簿は、それぞれの自主防災会等で活用し、防災訓練等でも活用しながら地域での見守り、そして災害時の避難の支援などに活用できるようにということで、整備を毎年行っているわけですが、現状の問題として、新しい名簿ができるのが大体10月とか11月とかになっているのが現状です。大体自主防災会の防災訓練は早いところではもう春から、大体盛んになるのはやはり9月ごろ、10月ごろになります。そういう点では、新しい名簿を使えない、いわゆる1年前の古い名簿を使っているというような状況になっているので、やはりこういった名簿整備の改善について提案をいたし

ます。

大きな2つ目の質問です。

学校統廃合、校舎の修繕計画の現状についてです。

以前も質問をいたしました。まず、学校統廃合についてですが、9月に八開地区、立田地区で小・中学校の規模適正化地域説明会が開かれました。その中でやはり、特に八開地区では多くの疑問や批判が出るような状況でもありました。実際、前回の説明会と比べても、それほど大きな進んだ提案があったわけでもない中で、そうした批判があるのは当たり前ではないかというふうに思いますが、そうした中で、特にやはり市は、9月の説明会で改めて教育委員会の案に反対が多い、異論が多いことを認識したというふうにも言われていました。

そうした中で、今、市の教育委員会としては、9月の小・中学校適正化地域説明会に対して どのように今考えているのか。それから、今後の方針についてお尋ねをいたします。

2つ目は、学校修繕計画についてであります。

これについても、学校校舎の長寿命化の計画に関して、以前も質問し、またこれから取り組んでいくんだというような話ではありました。ただやはり、今でも危険なところがあれば、子供たちにとっては常に安全が脅かされるような状況にもなっており、早急にこの計画をつくっていくことが必要となっています。

これまでの答弁の中でも、小・中学校の規模適正化の問題と校舎の修繕については別々に考える、別個のものとして考えるということでもあったので、そうした点ではやはり早急に具体的に計画を立てて、改善に取り組んでいくことが必要ではないかと考えます。

そういう中で、現在の学校校舎長寿命化計画の状況についてお尋ねをします。また、まず建築年の古い校舎の修繕を早急に具体化すべきではないかと思いますので、その点についての答弁をお願いいたします。

以上で、最初の一括質問といたします。よろしくお願いいたします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

まず私から、浸水被害の危機が迫ったとき、避難勧告などを出すタイミングはにつきまして 御答弁させていただきます。

まず、レベル3. 避難準備・高齢者等避難開始の発令のタイミングにつきましては、各河川管理者から氾濫注意情報が発表されるとともに、木曽川につきましては、木曽成戸水位観測所の水位が5.8メーターに達した場合、長良川につきましては、長良成戸水位観測所の水位が4.5メーターに達した場合、日光川につきましては、戸苅水位観測所の水位が2.3メーターに達した場合、また古瀬水位観測所の水位が1.3メーターに達した場合、領内川につきましては、祖父江水位観測所の水位が0.9メーターに達した場合で、さらに水位が上昇するおそれがある場合に発令いたします。

次に、レベル4. 避難勧告の発令のタイミングにつきましては、各河川管理者から氾濫警戒情報が発表されるとともに、木曽川につきましては、木曽成戸水位観測所の水位が6.4メーターに達した場合、長良川につきましては、長良成戸水位観測所の水位が6.7メーターに達した

場合、日光川につきましては、戸苅水位観測所の水位が2.9メーターに達した場合、また古瀬 水位観測所の水位が1.6メーターに達した場合、領内川につきましては、祖父江水位観測所の 水位が1.6メーターに達した場合、または各河川の河川管理施設の異常として破堤につながる おそれのある漏水等を確認した場合に発令をいたします。

次の質問で、その範囲と考えられる避難者数につきまして、御答弁させていただきます。

避難勧告は各学区ごとに発令する形となっており、避難対象者数については、木曽川で6万2,900人前後、対象地域は市内全域でございます。長良川では100人前後、対象地域は立田の福原地区と福原新田町でございます。日光川、戸苅の場合、4,400人前後、対象地域は草平町の領内川北側、大野山町、渕高町、西川端町の領内川北側でございます。日光川古瀬の場合、4万3,800人前後、対象地域は佐屋地区全域、勝幡町、佐折町、千引町、古瀬町、諸桑町、持中町、南河田町、北河田町、小津町、宇治町、諏訪町、根高町、見越町、町方町でございます。領内川につきましては、2万8,900人前後、対象地域は須依町、内佐屋町、柚木町、北一色町、日置町、稲場町、甘村井町、金棒町、落合町、西條町、東條町、下東川町、二子町、上東川町、草平町、鷹場町、大野山町、西川端町、持中町、見越町、町方町、渕高町でございます。

続きまして、避難先の指定、指示につきましては、避難先は避難の指示を発表した地区の最 寄りの避難所となります。例えば、日光川古瀬観測所の水位で避難指示を発表した場合には、 町方地域防災コミュニティセンター、佐織公民館、藤浪地域防災コミュニティセンター、勝幡 地域防災コミュニティセンター、市江地区コミュニティセンター、市江小学校、西保地区防災 コミュニティセンター、永和地区防災コミュニティセンターを想定しています。

なお、避難の指示の伝達手段といたしましては、同報無線や緊急速報メール、防災メール、 FMななみ、ケーブルテレビのL字放送など、あらゆる情報伝達手段を用いて伝達いたします。 避難方法としましては、安全に移動できるよう、浸水する前の明るい時間帯で徒歩による避 難をお願いいたします。また、自力や徒歩での避難ができない避難行動要支援者の方には、必 要に応じて車両等による避難になるかと考えています。

次に、大地震等で懸念される堤防の破堤の際の対応といったことでございます。

地震発生時に予想される津波の遡上に対する避難勧告につきましては、市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ伊勢湾、三河湾に大津波警報が発表された場合に発令いたします。範囲につきましては市内全域となり、避難者数の推計は1万6,000人と予想しております。

避難先としては、最寄りの指定緊急避難場所、指定避難所への避難をお願いいたします。避 難方法は安全に移動できるよう徒歩により避難、または必要に応じて車両等による避難となり ます。

愛西市の備蓄品の状況、配備の状況につきましては、備蓄品等の状況ですが、各避難所及び 防災倉庫に備蓄を計画的に行っております。現在、平成26年愛知県東海地震・東南海地震・南 海地震等被害予測調査結果より、避難所避難者数約9,000人の予測に対し、アンケート結果を 踏まえ、平成28年度に災害備蓄数量目標を5,400人分に見直し、令和8年度までの計画を策定 し、南海トラフ地震等対策費補助金を活用しながら充足に努めております。 続きまして、避難所の避難行動要支援者への生活空間、トイレなどの対応につきましては、 避難所での避難行動要支援者の方に対する対応につきましては、避難所内で検討し場所の割り 振りを行うとともに、必要に応じ福祉避難所へ移動していただくことにより、生活空間、トイ レ等の対応をすることとなります。

続きまして、台風の自主避難者は高齢者が多い。避難先をふやす、避難の際の持ち物などの配慮をという御質問につきましては、自主避難者受け入れ施設は文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織支所で行っており、これまでの開設時に受け入れ者数が施設の収容可能人数に達したことはなく、受け入れ施設をふやす考えはありません。

また、あくまで自主避難者受け入れのために開設する施設であり、台風等を見据え、早目に 案内を行うなど、余裕を持って開設するため、必要物質につきましては、各自でお持ちいただ くようお願いします。

あと、同報系無線の個別受信機、防災ラジオの設置を。

これにつきましては、市では同報系無線と防災情報メールを主要な災害情報の発信手段として位置づけており、今年度より防災情報メールに加え、ショートメールでも情報を発信できるシステムを導入しました。今まで携帯電話の機種が古かったり、セキュリティーが高く防災情報メールが登録できなかった方でも、避難情報等の災害情報を受信できるようになりました。また、携帯電話をお持ちでない避難行動要支援者の方を対象に、御自宅にある固定電話に音声で災害情報をお知らせしたり、ファクスにより文字で防災情報を受信できるシステムを導入し、登録をいただいている状況です。

また、ヤフー株式会社と提携を結び、ヤフー防災速報アプリにより、幅広く防災情報を配信できるようになっています。

市としましては、ただいま申し上げた方法及び市ホームページ、ケーブルテレビ、広報車による伝達等により、市民の方に早目、早目の防災情報を伝え、早目の避難を呼びかけ、市民の生命の保護に努めておりますので、個別受信機及び防災ラジオの設置につきましては、現在予定しておりません。私からは以上です。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

それでは私から、要支援者の名簿整備ということでお答えさせていただきます。

令和元年度の要支援者登録数は8,753名でございます。名簿整備につきましては、今年度関係課で検討を行っており、改善していく予定をしております。以上です。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

2点目の学校統廃合、校舎の修繕計画の現状について、お答えをいたします。

まず、地域説明会の状況でございます。

9月21日に八開・立田の2会場で開催した地域説明会には、合わせて百数十名の方が参加され、さまざまな御意見をいただきました。

このまま学校を残してほしい、隣接の学校に通いたい、地区ごとに統合してほしい、スピー ド感を持って進めてほしいなど、同じ地区の方の中でも方向性の異なる御意見がございました。 小・中学校の統廃合につきましては、教育委員会として適正規模の学校にすることが、愛西 市におけるよりよい教育環境整備であるという考えでございます。適正化は、日本全体での人 口減少、少子化の流れの中で早急に対応することこそ、愛西市の未来に重要な案件と考え、今 後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2点目の校舎修繕計画についてでございます。

現在個別施設計画を策定中でございますので、その結果を踏まえ、今後施設の長寿命化を検 討していく予定です。市内小・中学校18校ある中、立田地区の2小学校を初め、築50年を超え る小・中学校が現時点で6校ございます。

児童・生徒の安全な学校生活を維持するためにも、校舎の老朽化は憂慮すべき事態でございますので、最優先に取り組みたいと考えております。ただ、児童・生徒数の減少など、学校を取り巻く環境の変化を見据えて、長期的な計画を立てることが肝要だと思っております。

いずれにいたしましても、修繕計画には事業量・事業費が膨大でありますので、事業量等の 平準化を図りながら、必要な学校施設整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〇17番(真野和久君)

それでは、再質問のほうに行きたいと思います。

最初に、災害対策について質問いたします。

浸水被害の避難勧告を出すタイミング等については、詳しく説明をしていただきましたが、 午前中の話でもありましたが、基本的にまず1つ、最初に確認なんですけれども、それぞれの 河川の観測所でそれぞれの水位に達した場合にそのまま自動的に勧告等が出されるわけではな いですよね。その辺は、当然今後の水位の変化や堤防の状況などを含めて、愛西市が責任を持って出すということでよろしいでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

先ほど申し上げた水位に達した場合であったとしても、これからの雨雲の動きとか上流で降った量等を市で観察していただいて、避難勧告・避難指示等は出すこととなります。以上です。

〇17番(真野和久君)

その辺は適正にやられていくということが前提となっていくわけですけれども、再質問として、先ほどの答弁の中でも避難先の問題については、いわゆる避難の指示を発表した地区の最 寄りの避難所に避難をしていただくという話になっています。

ただ、例えば地震災害などで、自宅の倒壊のおそれがある中で、あるいは火災等のおそれがある中で、最寄りの避難場所あるいは避難所に一時的に避難をするのは理解ができるわけですけれども、水害の場合となると、基本的に自宅と避難場所の高さはほとんど変わらない。逆に言うと自宅のほうが安全というような場合もありますし、また全体的に避難をしていくというと、やはり地震とは大きく異なってくるという問題があります。

自宅が大丈夫ならば避難しないという場合は地震では考えられますが、水害の場合だと、浸水の可能性がある場合にはとりあえず逃げてもらうというのが、先ほどの警戒レベルの考え方だというふうに思います。

例えばうちの議員団の中にも、こういったメールが来ました。台風19号の関東・東北地区での河川氾濫。これまでに見たことのない50年に一度とか言われていますけど、今後、この言葉は通用しないと思います。愛西市の対策は十分でしょうか。津波に限らず、河川氾濫は恐怖です。私たちの避難所は、永和地区防災コミュニティセンターで2階建て、永和小学校も3階建て、想定外であったとの言い訳は聞きたくありません。市議会でも議題に上げてください。よろしくお願いしますということで、やはり例えば永和地区などのように、いわゆる低い地域なんかでは浸水に対する考え方が非常に恐怖に感じているということがよくわかりますが、と同時に、同じ地域の避難先では、基本的に同じように水につかってしまうというような状況で、何の解決にもならないというような状況になってしまいます。

そういった点では、今言ったように、避難者全てを収容することは多分不可能ではないかというふうに思いますので、そうした点、市としてはどういうふうに考えていますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

まず、全体が水につかるということで、まず垂直避難をしていただき、その後浸水していない他の避難所へ移動していただきたいと考えております。

なお、本市は海抜ゼロメートル以下地帯となっており、例えば木曽川の想定最大規模降雨、 レベル2なんですが、全域浸水することが免れないと考えます。指定緊急避難所、指定避難所 への指定については地震、洪水時など、災害種別ごとに細かく区分されており、浸水する可能 性がある避難所もございます。避難所の状況により、避難所を選定して開設していきたいと考 えています。以上です。

〇17番(真野和久君)

その点に関してですけど、今まず垂直避難の後で避難所へ避難してくださいと言っても、垂直避難をした後で避難所にという話になってくると、例えば目比川の決壊のときでもそうですけれども、一旦自宅や勝幡小学校に避難をされて、結局全域が水没してしまうという中で、その後避難しようにもできない。当然救援が来てボートを使ってようやく佐織中学校のほうの体育館へ行かれるというような状況になります。

そうなってくると、その間の生活をどうしていくのかというのが大きな課題になってきます。 そういった点がしっかりと準備できているかどうかということも重要ですし、また特に先ほど の永和地区等では、なかなかもしかしたら2階まで水位が到達する可能性もある中で、そんな 悠長なことは言っていられない。なおかつ何遍も言いますけど、先ほどのこれで、警戒レベル 3で基本的に要援護者は避難してください。これは別に要援護者じゃなくても避難を始めても 問題はないわけで、できるだけ早期の避難という、要は水没する前に避難をしてくださいねと いうのが基本的な考え方だと思うんですね。

だから、そういった点での避難対応をどうするかというのが、やはり課題となってくると思うんですが、そうしたことについて、市として検討しているかどうかということが聞きたいですね。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

全市が避難の対象となった場合の避難、それの対応でございますが、多数の避難者が見込まれる場合を想定して、市外への広域避難について……。

〇17番(真野和久君)

全市だけじゃない。

まあいいや、まず最初に全市避難についてお願いします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

現在、国・県・関係市町村と受け入れや広域避難について協議を重ねています。また、西尾 張の14市町村で結んでいる西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定で応援を求めるなど していきたいと考えています。

ただし、近年の気象状況を鑑みますと、ゲリラ豪雨など突発的な事案も予想されるため、日 ごろから自助・共助を基本とした近隣住民との顔の見える関係づくりや、一時避難所となって いる民間施設を交えた自主防災会での訓練を実施するなど、産官学民一体となった取り組みが 重要であると考えております。以上です。

〇17番(真野和久君)

当然全市、全地域が避難しなきゃならない、例えばそういう状況というのは伊勢湾台風のときのような状況で、防潮堤が決壊したりとか、外国地震で津波が堤防を崩してきたりとかという場合には当然全市避難、あるいは最近言われるように室戸台風以上の大きな規模の台風が来る場合には事前に県外避難も含めてやりましょうというような話が今、研究会でも出されていますが、そういった問題は当然あると思いますので、近隣の市町村を含めて、救援の相互的な関係をつくっていくことは当然だと思いますので、その点はそういう形で進めていただきたいと思います。

ただ、例えば愛西市で言ったらば、例えば具体的に言うと、永和地区が水没する可能性がある場合に、例えば八開地区とかそうしたところが、そうした可能性が薄い場合にそちらのほうの避難所に逃げてもらうようなことというのは、そういったことの対応というのは市としては考えていませんか。

〇市長(日永貴章君)

当然議員がおっしゃられるとおり、危険なところの避難所を開設はしません。当然、想定ができるのであれば、当然安全なところの避難所を開設して、そちらのほうへ避難をしていただくという考えだというふうに我々は認識をしております。以上です。

〇17番(真野和久君)

そういった点を、やはりしっかりと具体的に市のほうでも検討していくことをお願いしたい と思います。

この防災計画の中でも、こうした避難勧告や何かを出す場合には、どこにどんなふうに避難 をしろということを具体的に示せと書いてありますよね。だから、当然そういったことでいう と、そうした具体的な動きをぜひとも検討していただきたいと思いますので、その点をいわゆ る頭のところで、とりあえずこうした避難の仕方があるからこれでお願いしますと、まずは避 難所へ行ってくださいみたいなことでは、やはり大きな被害を防ぐことはできませんので、そうした点の具体化を進めていってもらえるよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。 それから、確認なんですけれども、公立の小・中学校や保育園、児童館がどの時点でどのように避難するなどの対応マニュアルなどというのはどういうふうになっているのか。また、そうしたものが私立保育園や幼稚園、あるいは指定管理の児童館などに対して適用されるのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

浸水被害に特化した内容ではございませんが、愛西市の小・中学校では風水害及び地震災害時の対応に対し、児童・生徒の登下校についてという安全を確認するための配付物を毎年度4 月に保護者宛に配っております。それに基づいて対応をするものでございます。

当然、浸水被害が発生するような場合、例えば台風とか地震とか、何らかの要因があるはずですので、それに基づいて小・中学校対応をしていくという考えでございます。

例えば学校にいる場合、浸水の被害が想定されるのであれば、当然高所避難が必要とされま すので、2階、3階への避難も視野に入れた訓練も行っておるところでございます。以上です。

〇子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長(中野悦秀君)

まず、公立保育園及び指定管理を含めた児童館、子育て支援センターでは、危機管理対応の ためのガイドラインで対応しております。そして、民間保育園などは、非常災害対策計画で対 応しております。

どの時点でという御質問でございますが、例えば警戒レベルでいえば、警戒レベル3以上であれば、暴風警報と同じように速やかに保護者に連絡して引き取りのほうをお願いしております。以上でございます。

〇17番(真野和久君)

わかりました。

では次に、市内の例えば市がやっております公共施設で、例えばスポーツ施設とか文化会館、 公民館などの公共施設の対応というのは、基本的に指定管理をされているところが多いですが、 そうした点はどういうふうになっていますか。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

まずスポーツ施設、文化会館、公民館の取り扱いでございますが、まず暴風警報が発令された場合、これは利用者の自己の責任において使用中止を決定してもらいます。

避難所開設及び南海トラフ地震臨時情報が流れた場合は、上記の取り扱いにかかわらず、利用を中止といたします。

また、図書館においては、図書館利用者の安全確保のため臨時休館の内規を定めております。 それは愛西市に暴風警報、緊急地震速報、地震動特別警報が発令された場合は、その時点から 臨時休館とする。それ以外の警報の場合は教育委員会と協議の上決定するとなっております。 午後1時までに警報が解除されない場合は休館という対応をとっております。以上です。

〇17番(真野和久君)

図書館はかなり具体的に休館の規定があるようですけれども、例えば市のスポーツ施設、親水公園とか、そういったところは今、先ほどの答弁では利用者の自己責任という話になっていますが、それはちょっとひどいんじゃないかなと。やはり、状況とかを鑑みながら、指定管理者等がしっかりと指示をしていくということはやらないんでしょうか。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

先ほど御答弁しましたのは、昨今、気象警報のほう、晴れていても結構警報の発令が早い、 当然そういう状況がございます。

施設においては、大会等、練習、いろんな関係で利用者の方は使用料を支払っておみえです。 警報が発令されたことによって、即使用中止という判断はなかなかとりづらい部分がございま す。

ただ、当然のことながら、明らかにこれは非常にまずい事態だということが利用者並びにこちら側の施設管理者のほうも考えれば、当然そのときには利用者に対して中止を促すという行為はとっております。以上です。

〇17番(真野和久君)

あと、例えば巡回バスを愛西市は運行していますが、巡回バスについては今、災害等の対策、 対応というのはどのようになっているんでしょうか。

この前の台風のときには警報が出る中でも運転しておったという状況もありましたので、その点についてちょっとお尋ねします。

〇総務部長(奥田哲弘君)

警報発令時等における運行につきましては、マニュアルは特にございませんが、巡回バスは 公共交通でありますので、警報発令時も状況を判断しながら、できる限り運行を継続すべきと 考えております。

しかしながら、暴風等により運行に危険が予想される場合は、やむを得ず運行中止をさせていただいております。以上です。

〇17番(真野和久君)

当然、公共交通機関として、避難ではないけれども緊急に帰るだとかいうような場合にも足として今必要なので、できるだけ運行したいというのは理解ができますが、ただ運行に危険が、例えば強風などで倒れてしまうような状況などが、危険が出てきたような場合に、その判断というのは業者がするんでしょうか、それとも市のほうがするんでしょうか。

〇総務部長(奥田哲弘君)

過去の事例でありますが、運転手が当然、運行していて風が強くなってくると、管理会社の ほうに電話を入れます。そして、市のほうへ当然相談が参りますので、その時点で運行を中止 する。ただ、その前の段階で各公共施設のほうが早く閉館しているというのも確認をしながら、 利用者の方がなるべく御自宅へ帰れるような形を考えながら運行を考えております。以上です。

〇17番(真野和久君)

わかりました。できるだけ安全な対応をお願いしたいというふうに思います。

では2点目の、避難所対応についてということで、備蓄品の量とかはわかりましたが、その中で愛西市は備蓄品に関しては、過去の合併前の事例からいうと、佐織地区などは基本的に分散配置で、各避難所とか小・中学校等に配置をされていて、佐屋地区などでは倉庫等に集中配備されているような状況でしたけれども、今、そうしたいわゆる備蓄品等、災害のときの、そうしたものの集中の状況というのはどういうふうになっていますか。配置の状況。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

集中備蓄品は、各地域にある防災倉庫、森川備蓄倉庫、八開支所、佐織支所、市役所南倉庫に備蓄しています。

また、分散備蓄につきましては、避難所の収容予定人数に応じ、3段階に区分し分散備蓄を しております。以上です。

〇17番(真野和久君)

ということは、今はとりあえず集中してためておくところと、それから分散配置に関しては 避難所になるようなところにはおおむね配置されているという状況でよろしいですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

計画的に備蓄を行っております。以上です。

〇17番(真野和久君)

あと、最初の答弁の中で、今、愛西市の災害備蓄は一応5,400人分というふうに見直しをしましたという話がありました。この5,400人分の根拠というのは、なぜ5,400人に減らしたのかということと、それからあとこれは何日分を想定して備蓄をしているのかについてお尋ねします。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

平成26年に愛知県、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果より9,000人を予測に対して、アンケート、こちらのアンケートにつきましては総合計画でございますが、結果を踏まえ5,400人としております。

〇17番(真野和久君)

何で5,400人にしたの、アンケートの結果で。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

その他の方につきましては家庭内備蓄があるということで、私どもとしましては60%の 5,400人をまず想定人数ということで目標としております。

なお、何日分の想定をしているのかということにつきましては、地震発災後、避難者5,400 人の3日分を想定しております。以上です。

〇17番(真野和久君)

5,400人というのは、家庭内備蓄も含めて5,400人まで減らしたということでありますけれど も、これはちょっと大丈夫なのかなというふうに思います。

先ほどの最初の答弁の中でも、学区単位で避難してくださいという話をして、ある意味避難 を勧めるような状況にもなっている中で、もちろん避難する場合に市民の皆さんには、いわゆ る非常持ち出しの中で若干の食料等を持ってきてくださいという話はされるかもしれないけれども、ただやはり、さっきの中の答弁でも日光川の場合、日光川流域の全部が水につかることは余りないかもしれませんが、でも4万3,800人とか、領内川でも2万8,900人とかというのが避難の対象になっているわけで、そういうふうでいくとこれだけの備蓄では非常に足りないのではないかというふうに考えるんですが、その点についてはどういうふうに思いますか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

5,400人につきましては、南海トラフ地震の被害予測調査結果による避難者数9,000人に対して想定しています。水害の場合の被害想定は今現在ございませんので、地震に対する5,400人を目標としております。以上です。

〇17番(真野和久君)

そういうふうになってくると、いいですよ、震災の場合は震災で。でも震災の場合でも家庭 内備蓄に頼って減らしてしまうのはどうかなと、非常に疑問に思う点もあるんですけれども、 とりあえず今回は水害ということで。水害対策に関して言うと、やはり水害対策でのこうした 避難は、多分備蓄をしていても、そうした備蓄のやつが水没して水につかったりとかして多分 ほぼ使えない可能性もあるので、そういう点でも市の備蓄が一定余裕を持ってやっていく必要 があるんではないかというふうに思うんですが、そうした水害被害の場合のいわゆる備蓄の基 準のようなものは今後つくっていくことはあるんでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

現在、東海ネーデルランド高潮洪水地域協議会が出している、そういったスーパー伊勢湾台 風等を想定しております、そういったものの中で数字が固まれば想定ということで、考えなけ ればならないのかなと思っております。以上です。

〇市長(日永貴章君)

備蓄につきましては、今回は、真野議員は水害についての質問をされておりますけれども、 やはり国によっても方針は変わってきておりまして、やはり御承知のとおり、地震に対する避 難状況を想定したものもあれば、今回の議題に上げていただいております水害についてという こともございます。

やはりそれぞれの視点によって、先ほども真野議員からも御指摘がありましたけれども、どこに避難するというところも、災害の状況によって変わってまいります。やっぱり我々備蓄といたしましても、国では一時期、家庭内備蓄を非常に呼びかけられた時期もございますし、今回のような台風被害、水害については、それぞれの自治体で安全なところに避難をしていただいて、そこで市、また応援物資等で対応する場合がございます。当然、どれだけの物資をどれだけ我々として備蓄をして、先ほど言われたように、そういった備蓄がしっかりと皆様方の手に渡るような方策も考えていかなければならないということで、我々としても、今後備蓄をどこの場所にどれだけ備えていけばいいのかということは、今後我々としても十分に考えていかなければならないというふうに思いますし、やはり市民の方々においても、自分たちでいろいろな情報をキャッチしていただいて、どこの避難所で避難をすればいいかも考えていただかな

ければならないというふうに思います。

例えば地域の避難所がございますが、何も地域の人しか避難をしてはいけないというものではありませんので、やはりその場その場、いつ何どき災害が起きるかもしれませんので、そのときにいたところに近い安全な場所に避難をしていただくということでございますので、我々としてもしっかり今後、協議検討していきたいというふうに思っております。

〇17番(真野和久君)

わかりました。

ぜひ、そうした想定も含めて、備蓄の見方、やり方については、もう一度再検討のほうをよろしくお願いいたします。備蓄品だけではありませんが、そうした点をしっかりと考えていく必要があるんではないかというふうに思います。

それから次に、いわゆる要支援者とか要配慮者に関する生活空間の問題に関してですが、先ほども必要に応じて福祉避難所へ移動していただくということで答弁がありました。

今、防災計画にも避難所、載っていますよね。前は、後で公表しますという話だったんですが、とりあえず、今はもうそういったことになっているという話はわかるんですが、ただ福祉避難所というのは、もともとは福祉施設なので、そういう点でいうと、当然そこも被災する可能性はあるわけですね、これはもちろん市内避難所なので。そうなってくると、ただでさえ例えば災害によって職員がなかなか参集できないような状況の中で、その中の避難所になるような施設に入所されている方々の面倒を見ていかなきゃならないような状況の中では、なかなかやはり現実の問題として、福祉避難所への避難というのはそんなにスムーズにいくとやはり考えられないんですね。

ですから、できるだけ一般の避難所の中に、こうした要配慮者に対するスペース、空間をちゃんと配慮してつくりなさいというのが、今の国の避難所のマニュアルの方針だというふうに思うわけですね。

これは以前もちょっと質問をしましたが、やはりそうした対応を、愛西市もそろそろやるべきではないかというふうに思いますが、その点についてはどうですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

そういった対応については、間仕切りボードによる生活空間を確保するなどを行いまして、 配慮していかなければならないと思っております。以上です。

〇17番(真野和久君)

具体的にやはり、それぞれの避難所になるところについて、そろそろそういった点検等も含めて、そうした見直しをやっていっていただくようお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目のその他の対応の中で、高齢者の移動が難しいのでという話をしました。 今4カ所で確かに自主避難される方は少ないと思います。ただやはり、今回の台風のときにも ある人から言われたんですけど、近所の高齢の方に自主避難所まで車で乗せていってもらえな いだろうかというようなお願いをされて乗せていきましたというような話もありました。やは り、そうした移動手段が前提とされていない避難所の開設というのは非常に問題だというふう に思います。

そういう点では、できるだけ細かい地域の集会所とか、あるいは立田の寺院などは、昔はそうした避難所や何かにもなっていたのにというような話もありました。だから、そういったようなところにお願いをしながら広げていくことはできないかというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

地域の集会所等は地元管理であるため、開設、運営の主体が自主防災会等になるかと考えます。今後、地元自主防災会とも協議を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〇17番(真野和久君)

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

そうした身近なところに自主避難とかそうしたことができると非常に安心だと思われますの で、ぜひともそうした対応をお願いします。

それと、やはりこうした災害対策をしていく場合には、かなりさまざまな対応が含まれてきますし、愛西市としてもどれだけ細かくできるかというのはありますけれども、想定ができるかというのがありますが、それだけで十分になるわけではありません。

やはりそうした避難、地震の場合にも水害の場合にも、例えば先ほど言われたように、じゃ あ垂直避難で何とかなるような地域であれば、そうしたことも当然選択肢には入ると思います し、そうじゃないところではどうするかというようなことにもなると思います。

そういった点で、ぜひとも、以前も提案しましたが、小学校区やコミュニティー地域ごとぐらいで、いわゆるきめ細かな地区防災計画などを住民を含めてつくっていけるような、そうした対応もぜひとも検討をしていただくようお願いしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

〇市長(日永貴章君)

既に、地域でそういった取り組みをされている地域もございます。当然、そういったことは 非常に我々としても、一緒にやっていただけるということでいいことだというふうに思ってお ります。

やはり、市といたしましても、今、自主防災組織にいろいろな訓練等もお願いをしているわけでございますので、そういった会議等で一度そういったことは検討できないかということも、一度投げかけをさせていただいて、また地域の方々と協力をしながら、そういった計画をつくるのか、それよりまずは訓練をしながら意識を高めていくほうが先なのか、いろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〇17番(真野和久君)

よろしくお願いいたします。

最後に、学校統廃合と校舎の修繕計画の現状について、再質問をお願いしたいと思います。 先ほど、9月の説明会についての話などもありました。あと教育委員会としての考え方も述 べられたわけですけれども、そうした中で地域の、特に八開地区での意見の中では、はっきり 言えば適正化そのものはともかくとして、今の案はやはり問題があるんじゃないのかと、これ はやはりなかなか飲めないよというのが、そんな雰囲気だったというふうに思うんですね。

そういう点で、やはり計画などの修正について考える時期ではないのかと思うんですが、その点についてどうなのか。また、今後も次の説明会をするかどうかという話にもなってくるか と思うんですけれども、そうした具体的な進め方や計画についてお尋ねをしたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

学校規模適正化に対しましては、さまざまな視点から考えや意見がございます。多くの意見があることから、計画について慎重にその内容を検討する機会は必要とは考えますが、教育委員会といたしましては、今まで説明してきた案に基づき、引き続き地域の合意形成に向けて努力をしてまいります。

説明会につきましては、今後計画を進めていく上で、詳細な内容が決定されることになった 場合や、また一方で方針が変更になった、そういったような事態になった場合は開催すること は考えられますが、現時点では今までの説明会と同様の内容で理解を求めるため、今のところ 次回の開催の予定はございません。以上です。

〇17番(真野和久君)

ぜひ、地域の意見などをしっかりと聞きながら、もう一度考え直していただきたいというふ うに思います。

また、学校の修繕計画についても、やはりそろそろ具体的にどこからどういうふうに直すのかを早急に出していただきたいと思いますので、その点ぜひとも、いち早く進めていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長 (鷲野聰明君)

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時45分といたします。

午後 3 時 34分 休憩 午後 3 時 45分 再開

〇議長 (鷲野聰明君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

〇7番(原 裕司君)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目、全国学力テストについて、 2項目めが介護保険制度について、3項目めが成年後見制度についてです。9月の一般質問で も取り上げましたけれども、今回はこの制度の利用促進について一括質問をさせていただきた いと思います。

では、最初に全国学力テストについて伺いたいと思います。

文部科学省は令和元年7月31日、小学校6年生と中学校3年生を対象に、4月18日に実施し

た全国学力・学習状況調査、通称、全国学力テストの結果を発表いたしました。国公私立の平均正答率や都道府県別の結果も公開しています。

今回の全国学力テストの集計対象となった児童・生徒数及び学校数は、小学生が104万506人、1万9,455校、中学生が97万7,370人、9,950校です。国語、算数・数学、中学校では英語のテスト、質問紙調査が行われました。本年度の調査の特徴として、知識と活用を一体的に問う調査問題と、中学校で英語調査が導入されたことでございます。

実施対象結果でございますが、国公私立を含め小学校全国の教科別平均正答率は、国語が64%、算数が66.7%、同じく中学校の国語が73.2%、数学が60.3%、英語が56.5%。なお、英語の調査結果は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の合計を集計したものです。学校のパソコン端末などを利用して実施した「話すこと」は、実施生徒数が異なるため参考数値となりました。英語の話すことの平均正答率は30.8%でした。

画像のほうをお願いしたいと思います。

これは、指定都市も含みますが、都道府県別平均正答率を見ますと、小学校の国語は1位秋田県、2位石川県、福井県。算数の1位石川県、2位秋田県、東京都でした。秋田県と石川県はいずれの教科も好成績をおさめています。

中学校の国語は、1位秋田県、2位石川県、福井県。数学は、1位福井県、2位秋田県、富山県、石川県。英語は、1位東京都、神奈川県、福井県、4位石川県、静岡県、兵庫県です。 秋田県と石川県、福井県が上位を占めていました。英語は東京都と神奈川県の好成績が目立ちました。

愛知県の調査結果は、表にあらわすように、小学校の国語の平均正答率は59%の47位、算数では65%の同率33位で、次の順位が46位の宮城県と北海道ですので、下位の結果となっています。中学校において、国語の平均正答率は73%の17位、数学は62%の5位、英語では参考数値ですけれども59%の7位とのことでございます。

今回、愛西市における児童・生徒の学力テストの結果はどうであったか。このことについて お答えいただきたいと思います。

2項目めの介護保険制度について質問させていただきます。

平成12年4月にスタートした介護保険制度、多くの民間事業者が参入し、サービスの提供を始めました。これまで家族だけが担ってきた介護を社会全体で担う介護の社会化を目指し、これで家族の負担がようやく軽減される、制度への期待は大きいものでした。それからおよそ20年、今広がっているのは制度への期待ではなく、危機感です。介護費用はふえ続け11兆円と当初の3倍以上に、2040年には25兆円を超えると推計されています。

これからは医療よりも介護の費用の伸びが大きく、費用の増加に伴い保険料も上昇しています。65歳以上の保険料の全国平均は月に5,800円余りと当初の2倍に、2040年には9,200円に達すると推計されています。

愛西市の現状を踏まえて介護保険料の推移についてお答えいただきたいと思います。

3項目めの成年後見制度について質問させていただきます。午前中、馬渕議員からもこの制

度について質問されておられましたので、重複する部分については省きたいと思います。

認知症の高齢者などの支援を行う成年後見制度は、家族にとっても利用しやすいとは言えないところもあり、後見人の選任やお金の管理も厳しい。しかし、余り厳しくすると家族が裁判所に後見人の申し立てをためらう場合もあります。将来に備えて判断力が十分なうちに、任意後見人を選んで契約を結んでおく任意後見制度もあります。契約は、公証人という専門の公務員につくってもらい、公正証書を残しておき、自分が信頼できる人を事前に選び、判断力が衰えたときに裁判所に申し立てを行い、裁判所が監督人をつけ、後見を開始することになります。

反対に、頼れる家族もいない、専門家も頼むお金もない人もいます。そこで今注目されているのが市民後見人という存在です。市町村が市民に研修を行って、知識を学んでもらい後見人になってもらう仕組みです。ボランティアが多いようです。しかし、昨年のデータでは、後見人の全体の1%未満となっています。自治体の中には市民後見人養成講座を定期的に開催しているところもあります。

愛西市ではこのような取り組みについて進めていく考えはあるかお答えください。

以上、一括質問をよろしくお願いいたします。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

それではまず1点目の全国学力テストについて御答弁いたします。

愛西市における児童・生徒の学力について、各教科における正答率及び順位の公表はしておりませんので、愛知県の平均正答率との比較となります。

まず、小学校では国語、算数ともに愛知県平均を上回っております。中学校では、愛知県が数学、英語において全国の上位となっている中、英語の項目の一部に愛知県を下回るものがあるものの、教科全体としては国語、数学、英語全てで愛知県の平均を上回っております。以上です。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

私からは、介護保険料の推移についてお答えさせていただきます。

愛西市となりました1年間は、旧町村当時の保険料で行われてまいりました。

平成18年度からの第3期介護保険事業計画からは3,850円の基準月額で設定しました。その後、第4期は据え置きの3,850円、第5期は4,350円、第6期は4,800円、第7期は5,100円と推移しております。

続きまして、成年後見制度についてお答えさせていただきます。

市民後見人養成講座につきましては、令和元年7月現在、県内では10市町で実施しています。 市民後見人については、後見人人口の裾野を広げるメリットがありますが、複雑な案件を任せ ることはできないというデメリットもございます。近隣市の状況を見て研究してまいりたいと 考えております。

〇7番(原 裕司君)

それぞれ答弁ありがとうございました。

それでは最初に、成年後見制度における利用促進について再質問させていただきたいと思い

ます。

画像のほう、切りかえのほうをお願いいたします。

先ほどの答弁では、県内10の市町が市民後見人養成講座を実施しているということで、財産 管理は身内が行うのが本来の姿ではあります。しかし、時代の流れとともに外部の方にお願い しなければならない対象者もふえてきています。

成年後見制度の利用促進に欠かせないのが関係機関との連携を深めていくことが大切です。 市民後見人も親族の後見人も専門家ではありません。裁判所だけでなく相談に応じる適切な助 言をしてくれる行政の窓口が必要です。しかし、成年後見制度をサポートする中核機関と呼ば れる窓口はまだ全国の市町村の4.5%にとどまっています。司法も行政も、市民と一緒になっ て支えていく仕組みが求められています。厚生労働省は、2021年度までに全国の全ての市町村 にこの中核機関を設置するという目標を立てています。家庭裁判所でも自治体任せではなく積 極的に連携する姿勢と、不正を十分にチェックして法的な問題には市民の相談にも応じられる 体制の充実が求められています。

認知症の人は2025年にはおよそ700万人に上ると推計されています。後見人の活用は、現在 も必要とされる人の一部にとどまっていると見られています。大切な福祉サービスが行き届く ようにするため、そして財産を守るため、さらに利用しやすい制度の実現が急がれています。 このことについて市の見解をお答えいただきたいと思います。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

それでは、中核機関につきましては、令和元年7月現在、県内では10市町で設置をしております。いずれも成年後見センターまたは権利擁護センターを核として整備されております。当市といたしまして、まず近隣市のセンター設置に向けての取り組み状況や現状を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

さきに述べましたが、後見人を任命しなくても本来は家族や親族が財産を管理すればいいんですけれども、さまざま要因で相続放棄などかかわりを持ちたくないケースもふえてきています。こうした高齢者等を誰が支えるべきか、行政として利用しやすい制度を目指し、積極的に取り組んでいただきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、介護保険制度について再質問させていただきます。

画像のほうをお願いいたします。

この表は、各年度の決算書類をもとに平成21年度から30年度までの10年間の推移を表にまとめたものです。この10年間で1.5倍の18億8,000万円ほどふえています。介護保険料についても1.6倍の4億3,000万円ほどふえています。

次の画像のほうをお願いいたします。

答弁でもありましたが、この表は全国平均と愛西市の介護保険料について比較したものです。

介護保険料の負担は低くはなっていますが、今後も介護保険料はふえ続けることが考えられます。

このような現状の中、今、介護保険制度の見直しに向けた検討がなされています。ふえ続ける負担をどうするか。高齢者であっても、負担する力がある人により負担してもらえないか、この中ではケアプランの負担については現状のままとなりましたが、介護サービスの利用した際の自己負担が論点として上がっています。

サービスを利用した際、かかった費用の原則1割を負担しています。しかし、4年前には一定以上の収入がある人は、その割合が2割になり、去年からはさらに収入の多い人は3割になりました。この対象者を広げる議論がなされています。負担がふえたことでどのように影響があったか、厚生労働省の補助事業で行われた調査ではサービスの利用を中止したり、減らしたりした人はいずれも1%余りと影響を受けた人数が少ない。しかし、重要なのはどのような影響を受けたかであり、サービスの利用を控えたことで本人の状態が悪化していないか、家族の負担が重くなっていないか、外出が少なくなったり、身体機能が低下してしまうといった懸念もあると思います。

介護は治療が終わったら支払いが終わる医療とは異なり、生活を支援するサービスが続く限り、負担も継続します。負担する力がある人には負担してもらうという考えは理解できますが、影響を十分分析した上で議論する必要があります。また、医療制度改革でも75歳以上の後期高齢者の医療費2割負担や風邪等の薬においても市販薬と同等の負担を現在議論されております。このように介護、医療にもふえ続ける費用の財源確保に苦慮しています。

現在、愛西市では介護保険料の1割負担、2割負担、3割負担の人はどの程度おられますか。 また、この区分の収入金額の範囲もあわせてお答えいただきたいと思います。よろしくお願い します。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

利用者負担の割合でございますが、8月1日現在、1割負担の方は2,803名、2割負担の方は123名、3割負担の方は75名となっております。

2割負担の方は、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳の以上の方の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方が対象になっております。

3割負担の方は、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方が対象となっております。

1割負担の方は、それ以外の方となっております。以上でございます。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございました。

画像のほうをお願いいたします。

今、答弁をいただいたことを図表にまとめたものです。ちょうど赤く囲ってある部分が3割

負担の範囲対象者であります。3割負担の方のさらなる負担増については、やはり後期高齢医療者を含め議論をしていく必要があると思います。高齢者にとって医療保険と介護保険はなくてはならない制度となっています。

今後、市の財政面でも大変厳しい状況に推移する中で、長期的な計画を示し、積立金等の財源確保が必要だと考えております。継続可能な介護保険制度となるようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、人手不足の問題です。介護保険制度を維持していくために不可欠な財源の問題とあわせて、人手不足への対応です。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には今よりさらに55万人の介護職員が必要だと言われています。ほかの業界でも人手不足なのに、介護の分野に集まるのか、こうした懸念が介護現場では深刻な問題となっています。

10月から消費税増税に伴い、新たな職場環境改善を目的とした介護職員等特定処遇改善加算が導入されました。愛西市では、この介護職員特定処遇改善加算を申請している介護事業所はどの程度ありますか。その概算総額についてもお答えください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

愛西市内の介護保険事業所のうち、愛西市が指定を行っている10カ所の地域密着型事業所で 介護職員等処遇改善加算を申請している事業所は4事業所でございます。その概算総額は約 196万円となっております。

そのほかに市内には愛知県が指定する事業所でこの加算を申請することができる事業所が65 事業所ありますが、そのうち42事業所が特定処遇改善加算を申請していることを確認しており ます。概算総額につきましては、把握はしておりません。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

申請事業所、県指定と市指定を合わせて75事業所中、46の事業所が申請したということで、 平均しますと61%と多くの介護事業所で人材確保のための環境改善にこの制度を利用している ということがわかりました。

岡崎市に本部がある社会福祉法人ライトが静岡市内に設置経営する特別養護老人ホーム等3施設が、本年度10月末をもって閉鎖いたしました。報道によりますと、原因は深刻な人手不足による経営難であります。介護職員等の配置基準に欠員が生じると、介護保険料の収入が減算されます。このため業者への支払いや給料の支払いが困難となり、おむつなどの発注、納品ができないことも判明いたしました。

人手不足が続けば、今後全国でもこのような事例が発生すると思います。高齢化と人口減少が進んでいるのは日本だけではありません。ほかの国との介護人材の奪い合いが既に起きています。外国人にも、そして日本人にも介護現場を選んでもらうには、新たな技術を導入し現場の環境を抜本的に変える必要があります。そのためには、愛西市独自で介護事業所に対し、保育所等と同等の新たな補助事業の対策も必要だと思います。

介護離職をする人はおよそ年間10万人、一旦仕事をやめると再就職は難しくなり、経済的に

厳しい状況に置かれる人も少なくありません。国は、希望をする人は70歳まで働けるようにしようと考えています。そうなると、介護をしながら働く人はさらにふえていくと見られます。 育児と仕事の両立支援は徐々に進んできていますが、介護についてはおくれています。介護を しながら仕事をするということは特別なことではない。社会全体で共有するとともに、在宅介 護の軽減を図るために介護予防等についても整備が必要だと考えます。

愛西市の状況を踏まえて、市の見解をお聞かせください。

〇健康福祉部長兼福祉事務所長 (伊藤裕章君)

介護の人材確保が難しくなっていることは承知しております。国、県も介護人材確保が喫緊の課題であるとの認識のもと、介護職員の処遇改善や介護の知識や技術を習得するための研修を実施するなどさまざまな対策に取り組んでいる状況です。

本市の単独補助事業として実施しているものはございませんが、市役所の窓口には愛知県が 作成した介護職の魅力を紹介したパンフレットを配置して、介護という仕事に興味を持ってい ただくきっかけづくりを進めております。

また、介護によって仕事を離れざるを得ない、いわゆる介護離職の問題は第7期介護保険事業計画時の在宅介護実態調査において、市として介護している方の10.4%が介護を理由に仕事をやめたという結果が出ていることを考えましても、大きな問題であると考えております。

仕事と介護を両立することができるような意識を社会全体で共有するとともに、在宅介護の 負担を軽減できるよう適切なサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

また、介護を必要としない状態が長く保つためにも地域支援事業をより充実させるなど、介護予防にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〇7番(原 裕司君)

ありがとうございます。

介護サービスにおける人手不足、介護離職に与える経済の影響は、市財政にも少なからずあると思います。今後も介護の職場環境を注視していただき、支援政策をお願いいたしたいと思います。

次に、全国学力テストについて再質問させていただきます。

答弁では、愛西市の児童・生徒の学力は、中学校においては全国の上位に位置する中で、愛知県平均を上回っているとのこと。小学校においても、県平均を上回っているということで少し安堵いたしました。

しかし、小学校の全国平均と比較しますとやはり下位であります。これを踏まえて、小学校の国語科における問題別調査結果についてお伺いしたいと思います。

映像のほうをお願いいたします。

小学校学習指導要領に示されている教科等の目標や内容は、生きて働く「知識及び技能」、 未来の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとす る「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱に基づいて再整理されております。

今回の調査問題では、新学習指導要領の考え方の理解を促すため、従来の知識に関する問題

と活用に関する問題に区分し、調査問題が構成されました。

次の画像をお願いします。

学指導要領の領域である「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語 文化と国語の特質に関する事項」に基づいて精選され、評価の観点では5つの観点を用いて、 「言葉についての知識・理解・技能」については主に質問紙調査によって評価されました。 映像のほうを切りかえていただきたいと思います。

今回のテストの結果では、「書くこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、 愛知県は正答率がちょっと上と下の部分なんですけれども、低くなっていることがわかります。 「書くこと」については、目的や意図に応じて調べたことを報告する文章を、図表やグラフを 用いて自分の考えが伝わるように工夫して書くことができるか、目的を捉え、情報を相手にわ かりやすく伝えるための記述の仕方の工夫については68.1%、58.4%とある程度の正答率が出 ています。

次の画像をお願いしたいと思います。

ちょっと見にくいかもわかりませんけれども、この画像でわかるように、目的や図表に応じて、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことについては、24.3%と正答率が低く、また「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」についても学年別漢字配当表に示されている漢字を文章の中で正しく使えない結果となりました。

愛西市の今回の調査結果ではどうであったか。愛知県の調査結果を受け、愛西市教育委員会として昨今の児童の学習状況についてお答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

愛西市の小学生の国語科における結果について分析しましたところ、平均正答率の低い区分 については愛知県の状況と同様な傾向が見られました。

御質問の中にあった漢字についてを取り上げてみますと、漢字を正しく使うためには読み方や字形に注意して繰り返し練習することにとどまらず、漢字の持つ意味を考えながら正しい使い方を習得できるようにすることが大切であると考えております。以上です。

〇7番(原 裕司君)

ありがとうございます。

では、ちょっと画像のほうを切りかえていただきたいと思います。

答弁でもありましたが、この文章は同音異義語を正しく書く問題でした。この問題の内容を紹介しますと、今回の調査を通して知ったことを……多くの友達に伝え、公衆電話について「かんしん」を持ってもらいたいというところですね。この「かんしん」を漢字で書く解答で、今出ております「感心」という漢字の解答率が46.9%でございました。

正解である「関心」は35.8%ということで、正解である「関心」のほうが低かったわけなんですけれども、やはり漢字による熟語などの語句の使用が増加する高学年では、漢字辞典を使って意味を調べたり、同音異義語を使い分けた短文づくりをする学習を取り入れ文章の中で正しく使う指導の工夫が必要であるという指導改善が示されておりました。

次に、算数科についても調査結果が公表されていますので、お伺いしたいと思います。

先ほどの映像とよく似た画像になりますが、学習指導要領の領域である「数と計算」「量と 測定」「図形」「数量関係」がバランスよく出題されていました。評価の観点では「算数への 関心・意欲・態度」「数学的な考え方」「数量や図形についての技能・知識。理解」が評価さ れました。

次の画像もお願いします。

愛知県の結果は、「量と測定」「数と計算」において「数学的な考え方」の正答率が図表で 見ましてもかなりへこんでいるところがあります。低いところでございます。

次の画像もお願いします。

この調査問題では、図形の性質や構成要素に着目して図形を観察・構成したり、図形について筋道を立てて考察し、表現したりすることができるか。示された図形の面積の求め方を解釈し、その求め方の説明を言葉や数を用いて記述できるかの問題では、正答率44.3%となりました。

「数と計算」では、示された計算の仕方を解釈し、減法、除去に関して成り立つ性質を言葉を用いて記述するのが問題でした。30.4%と低い結果が示されました。

同じように、愛西市の調査結果はどうであったか。児童の学習状況についてもお答えいただ きたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

愛西市の小学生の算数科における結果につきましても、国語科と同様、愛知県の傾向と大きな差はございません。御質問にありました記述できることについて、その点を課題として捉え計算に関して成り立つ性質を見出し、表現することができるようにすることが重要であると考えております。以上です。

〇7番(原 裕司君)

ありがとうございました。

算数を解く問題につきまして、やはり根拠もあります。そういった中で、説明や表現という 部分についても課題があるというような結果が出ております。

愛知県の結果は、前年度においても小学校は国語Aが43位、国語B、46位、算数A、44位、 算数B、31位の結果でした。

教職員は学習指導要領をもとに児童・生徒の教育に当たっていますので、そんなに差異はないと思います。小学校は学級担任制をしいております。全ての教科を受け持ち、指導するわけです。しかし、教員の中にも得意、不得意の科目もあると思います。それに対して、中学校では教科担任制をとっています。専門に専攻された教員ですので、学習の重要なポイントを把握しながら授業に取り組まれているのではないかと推測いたします。

そこで、教職員の配置状況についてお伺いしたいと思います。

愛知県教職員の採用試験を経て、各教育委員会の協議により各学校に配属されます。教員資格免許については、全ての教科を指導できる小学校教員免許と中学校の教科別教員免許、そし

て大学の課程において両方の教員免許を持たれている先生に区分けされるわけです。両方教員 免許を持っておられる先生は、小・中学校への異動も選択できるわけです。

そこで、教職員の異動はどのような基準で行われているかお答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

小・中学校の教職員の異動につきましては、原則として新規採用者は同一校に6年、それ以外は10年まで在籍することができるとされております。ただし、産休、育休、病気の治療等の理由で例外もございます。また、必ずというわけではございませんが、中学校の教科でのバランスや学校における職員の年齢構成が考慮される場合もございます。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

それでは、次に、小学校における教員の配属について伺いたいと思います。

専門教科教員がいることで、校内の授業に対する研究等の教員同士での勉強会等も行われていると思います。

福島県の教育委員会が小学校に教科担任制を導入するということが検討されています。小学校では1人の教員が1クラスの全教科を指導する学級担任制が多く、教科担任制を全面導入している都道府県はまだ少ないのが現状です。

今回、福島県が教科担任制導入を検討している理由は、長年課題となっている県内の子供たちの学力向上であります。平成28年度の全国学力テストで、福島県は国語と算数・数学において全国の平均正答率を下回っていたことに危機感を持った。ことしの順位ですけれども、29位でした。5・6年生のクラスを中心に国語、算数、理解、社会の各教科の内容を最も得意としている教員が指導に当たる方法をとるということ。クラス間での成績に差が出るのを防ぎ、学年全体に質の高い、同一の指導が行き届くことを目指すものであります。現在、県下の14校で試験的に実施されており、令和元年度までの成果を見て他校にも展開していくという予定になっているそうです。

しかし、学級数は児童数によって変動します。児童数の少ない学校では1学年1学級となり、 単純に学級担任の数と同等に配置しかできないことになります。本市においても児童数が減少 し続けている地域もあります。複数の学級の維持はなかなか歯どめがきかない状況であります。 このような教育環境の改善をすべき手法として、国が示す小・中学校の適正規模をもとに小・ 中一貫校の計画を進めるため、現在、地域の方たちに説明会が行われているところではありま すが、学級数が少ないと当然、教科担任制の導入は困難となる場合もあります。メリット・デ メリットを十分理解し、児童・生徒の学力向上に考慮していただきたいと思います。

現在、愛西市において市内小学校には学級担任のほかに、例えば音楽等の教科担任を受け持つ先生も配属されていますが、この配置状況について、また学校の規模により教科担任の配置ができない学校もあるかと思います。その条件についてお答えください。

それと、児童の学力向上に向け、今後、さきに述べました福島県のように、教育長あるいは 学校長の裁量で学校内で先生の得意な科目を乗り入れ授業したり、交換授業の方法もあると思 いますので、あわせてお答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

小学校におきましては、学校規模により教員定数が決まっている中で、各校の裁量により専 科教員を配置する場合がございます。小学校教員は全教科を専門教科としており、学年や一部 の教科を教科担任制で行うことは可能ではございますが、中学校のような体制とすることはご ざいません。

乗り入れ授業につきましては、有効な手段の一つとして考えられますが、学級数やそれに伴 う教員数、各学年の授業時間数の違いや時間割の都合などから導入は困難であると考えられま す。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございました。

確かに中学校のような体制は無理かと思います。ただ、各学校内での取り組み、教員間同士 で得意な科目を指導することで児童の学力あるいは教員の負担軽減にもつながるかと思います。 導入に当たっては、学校規模や学級数によって課題は多いかと思いますが、ぜひ検討しながら 進めていただきたいと思います。

次に、研究指定校についてお伺いをしたいと思います。

特色ある学校教育を目指し、地域性や児童・生徒の学びを深めるため研究指定校制度があります。40年前、立田北部小学校へ私が教育実習をお願いした時期に、立田南部小学校では体育の研究指定校として、運動に特化したさまざまな取り組みを実践されておられました。今は行われていませんが、研究の一環として代表的な取り組みが立南体操でした。このころはストレッチ体操も余り知られていない時期であり、第1ラジオ体操が主でした。この立南体操は歌いながらリズムに合わせ体を動かす体操で、ストレッチ的な運動要素も加えられていました。

このように、研究指定校は専門教科を持つ教員を中心に全教職員が共通の課題や研究に取り 組むことで、児童・生徒の学びや成長によりよい影響を与えると考えます。愛西市ではこのよ うな研究指定校の取り組みは行われているか、お答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

海部地方教育事務協議会委嘱研究校といたしまして、愛西市においては平成26年に佐屋中学校区として佐屋中学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校の4校が「魅力ある学校作り」をテーマに発表し、来年度の令和2年には、永和小学校が「かかわり合い、共によりよく生きる子の育成」をテーマに発表予定であることから、現在準備をしているところでございます。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

答弁の中では、中学校区、学校単位で研究指定校を引き受けている現状ではありますが、やはり教職員の準備等も大変ではありますけれども、新たな学びの機会がふえるということは、 児童・生徒にとっても父兄や地域にとっても、よい教育機会となると思います。できれば、小 学校で国語や算数の教科指定校を引き受けていただければ、学力向上につながるのではないか と思います。

それでは次に、学力テストのほかに児童に学校や家での勉強や生活の様子について尋ねる質問もありましたので、お伺いしたいと思います。

全国で上位である石川県、秋田県の調査結果では、「毎日同じ時刻に寝ている」「毎日同じ ぐらいの時刻に起きている」この質問に「している」、「どちらかといえばしている」、「余 りしていない」、「全くしていない」の回答で、他県に比べ「している」、「どちらかといえ ばしている」との回答が多くの割合を占めていました。生活習慣によって学習意欲の影響があ ると大手学習塾が分析しています。

愛西市におけるこの質問に対し、どのような調査結果が出たかお答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

愛西市の小学生におきましても、学力とのクロス分析の基本的生活習慣等について、教科の 平均正答率が高い傾向が見られる質問が「朝食を毎朝食べていますか」「毎日同じぐらいの時 刻に寝ていますか」「毎日同じぐらいの時刻に起きていますか」「家の人と学校での出来事に ついて話しますか」こういった質問が関連づけられると上げられているところでございます。 以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

規則正しい生活習慣は、私も大切だと感じております。最近、朝食を抜く傾向や小食は児童 ばかりではなく大人もふえている中で、やはり家庭環境の充実も重要課題であると考えており ます。

次に、中学校の英語のテストについて伺いたいと思います。

今回の英語のテストでは、これまで中学校の一斉テストで行われたことのない新しい形式のテストが初めて導入されました。英語の4技能である「聞く」「読む」「書く」「話す」の全てをはかるというものです。4技能のうち、「話す」テストは従来のペーパーテストでははかることができません。当初「話す」テストは面談で行うことも模索されていましたが、それでは学校側の負担が大き過ぎることもあって、最終的に決まったのがパソコンを使い、生徒一人一人がそれぞれあらかじめ学校がテストの内容をインストールをしたパソコンにマイクつきのヘッドホンを利用して解答を声に出して録音する方式です。録音した解答は学校ごとに全員分をUSBメモリーに記録し、文部科学省が委託した業者のもとへ送られ、採点することになりました。

しかし、学校のパソコンなど整備は設置する自治体の教育委員会ごとに行われるため、機器 や種類もまちまちで整備の進捗状況も学校によって異なることが実情です。そのため、この方 式のテストが決まったときから対応できない学校が出ることが想定されていました。最初から 全員が受けられない可能性があることから、この「話す」テストは参考値扱いとされることに なりました。

愛西市においてパソコンの使用台数の整備はどうであったか。どのような場所でテストの時間やテストの問題管理方法についてお答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

中学校の英語における「話す」テストでは、各中学校のパソコン教室に設置してあるおおむね40台ほどのパソコンを活用し、パソコン教室で実施をいたしました。パソコンを活用したことから、全国では音声データの欠損等のふぐあいがあったところが報告されておりますが、愛西市では特に支障なく実施することができました。

実施の方法は、クラスでグループ分けをし、1グループ当たり15分の「話す」テストを行い、「話す」テストをしていないグループの生徒は学力テストとともに実施した生徒質問紙に回答をしておりました。

テスト問題につきましては、前日の授業後にテストに使用するプログラムをインストールするなど、事前に生徒が知ることができないよう適切な管理に努めております。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

答弁にもありましたUSBメモリーに雑音が入って調査結果が得られなかったという事例も 出ておりました。愛西市において、パソコン教室の整備やOA機器について充実した部分もあ って問題点もなくテストが行われたという答弁でございました。

生徒・児童にとって教育環境を整えるということがいかに大切か、本市においても昨年度から空調設備等を初め、教育環境の改善をいち早く進められております。パソコン教室だけではなく、各教室でこうしたOA機器を活用した授業が数多くできることで、さらなる学力の向上も含めて生徒あるいは御家庭の保護者の皆さんに喜ばれるのではないかと思いますので、設備整備のほうをしっかりとこれからもお願いをしたいと思います。

今回の調査問題では、聴覚障害等のある児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒に配慮した点字問題、拡大文字問題、ルビ振り問題を作成しています。

愛西市の児童・生徒で対象者はいましたか。また、近隣自治体ではこのような状況がわかれば、お答えいただきたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

愛知県の自治体の中には外国人児童・生徒が多いことによる配慮が必要となったケースがあるようでございますが、愛西市におきましては特別な配慮が必要な児童・生徒のために用意した問題を使用することはございませんでした。

近隣自治体におきましても、愛西市同様使用した事例はなかったと把握しております。以上です。

〇7番(原 裕司君)

答弁ありがとうございます。

本市においては特別な配慮は必要なかったということでございますけれども、今後は外国の

方が移住する場合や海外赴任から帰国する帰国子女もふえることが考えられます。日本語には 特有な言葉の表現や文字の持つ意味もあり、このような日本語指導が必要な対象児童がふえる ということは教育現場においても生活習慣を初め、指導が大変ではないかと感じております。

今回、いろいろと質問をさせていただきました。特に、学力テストの状況を初め、学力向上に向けた乗り入れ授業等について質問させていただいたわけですけれども、愛西市教育委員会においては学校や子供たちの負担も含めて、常に検証していただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

〇議長 (鷲野聰明君)

7番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。 ここで休憩をとらせていただきます。再開は、4時55分といたします。

> 午後 4 時44分 休憩 午後 4 時55分 再開

〇議長 (鷲野聰明君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の10番・島田浩議員の質問を許します。

島田浩議員。

〇10番(島田 浩君)

大分お疲れかと思いますが、もうしばらくおつき合いください。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、市営墓地の現状と課題についてお聞きいたします。

近年、少子化、晩婚化、未婚化、離婚などで家族のあり方が変わり、墓地の継承が困難となる中、継承を前提としない新たな形態の墓地が多くなってきているのが事実であります。このような今までと違った形態の墓地の影響もあり、永代使用権として契約されてみえる方が現在の墓を手放したい、いわば墓じまいしたいということを最近よく耳にいたします。

私の住んでおります西保町でも市営墓地である佐屋第二霊園がございますが、その他の市営墓地も含め、それぞれ霊園の区画数、永代使用料、管理費用、空き状況など、まずは現状をお聞かせください。

2点目、食品ロス削減への取り組みについてお伺いいたします。

食品ロス削減の推進に関する法律が令和元年5月31日に、令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは全国で年間643万トン、これは世界全体の食料援助量の約1.8倍にもなると言われております。

日本の食料自給率は年々低下してきており、平成30年度はカロリーベースで37%まで低下し、

先進国と比べるとアメリカ130%、フランス127%、ドイツ95%、イギリス63%に対し、我が国の食料自給率37%というのは、先進国の中で最低の水準となっています。多くの食品を輸入に頼らなければ私たちの生活が成り立たない状況である中、大量の食品ロスが発生していることは非常にもったいない限りであります。

食品ロスの発生原因を見てみますと、製造過程での不良品の発生、飲食店での仕込み過ぎ、一般家庭での食べ残しや買い過ぎなどさまざまな原因があると言われております。食品小売業や飲食店などから排出される食品ロスは、半分近くが飼料などにリサイクルされているようでございますが、家庭から排出される食品ロスは、リサイクル料が1割にも満たず、その大部分が焼却処分されているのが現状でございます。

また、食品ロスは水分量が非常に多く、焼却するにも大きなエネルギーが必要になり、化石燃料の使用の増加、 CO_2 の増加にもつながってしまいます。この食品ロス削減には一人一人の意識改革が絶対に必要です。国、県も上げて推進しておりますが、市としてこの食品ロスの問題について周知し、食品ロスを減らしていくためにどのような取り組みを考えているかお答えください。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

私からは市営墓地につきまして御答弁をさせていただきます。

日置町髭田110番地1の津島市・愛西市共同霊園内に佐屋霊園と佐織霊園が、また西保町石暮1番地1に佐屋第二霊園がございます。区画数は、佐屋霊園が511区画、佐織霊園が510区画、そして佐屋第二霊園が96区画です。

永代使用料は、佐屋霊園が23万円、佐織霊園が22万円、佐屋第二霊園が25万円です。

管理料はいずれの霊園も年額500円です。

空き状況につきましては、佐屋霊園が59区画、佐織霊園が102区画、そして佐屋第二霊園が 3区画となっています。

ちなみに、共同霊園内の津島霊園は512区画、永代使用料が34万5,000円、管理料は販売当初からいただいていないそうです。なお、空き状況は8区画とのことです。以上です。

〇産業建設部長(山田哲司君)

それでは、食品ロスについて市の取り組みについて答弁をさせていただきます。

消費者や事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するように教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及などに努めてまいりたいと考えております。以上です。

〇10番(島田 浩君)

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、市営墓地のほうから再質問させていただきます。

愛西市には、3カ所も市営墓地があり、佐屋霊園と佐織霊園は津島市さんとの共同霊園となっているとのことであり、そして佐屋第二霊園は西保町にあるということでございます。

町村合併以前からの霊園を引き継いだ形になっているわけでございますが、この市営墓地3

カ所になった経緯がわかればお伺いしたいと思います。また、永代使用料がそれぞれに違いが あるのはなぜかお伺いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

3カ所になった経緯でございますが、津島市・愛西市共同霊園はもともと津島市と合併以前の旧佐織町及び旧佐屋町で維持管理していました。1市2町共同霊園でしたので、合併後もそのまま、旧佐織分及び旧佐屋分を引き継ぎました。そこに、合併以前の旧佐屋町が不足分を補うために町単独で造成した佐屋第二霊園が加わり3カ所となりました。

永代使用料に違いがあるのは、それぞれの霊園を造成した際の経費の違いを区画数で割り返 したためでございます。以上です。

〇10番(島田 浩君)

ありがとうございます。

同じ敷地内、津島市さんと同じ霊園内ということで、永代使用料が津島市さんが先ほど34万5,000円、愛西市が佐屋霊園が23万円の佐織霊園が22万円ということで、大きく違うわけでございますが、例えば、津島市民の方が佐屋霊園や佐織霊園に申し込むということはできるんでしょうか。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

津島市民の方が佐屋霊園や佐織霊園に申し込むことはできません。以上です。

○10番(島田 浩君)

わかりました。

それから、先ほど年500円の管理費用ということでございますが、500円の徴収方法はどのようにされてみえるかお伺いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

10年ごとの一斉更新時に10年分をまとめて納入していただいております。なお、初回の区画の購入時に限って、次回の更新時までの残りの年数分を永代使用料と合わせて一括納入していただいております。以上です。

〇10番(島田 浩君)

わかりました。

そして、現在かなりの空き区画があるように見えますが、募集のほうは頻繁に行っているのかお伺いしたいと思います。また、前回の募集というのはいつ実施したのか、その募集状況、また申込件数をお答えいただきたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

まず募集につきましては、何年かに1度一斉募集を行っています。次回の募集期間は現段階では未定でございます。

次に、募集はいつ実施したのか。募集の状況と申込件数ということで、前回は平成30年度に 実施をいたしました。募集区画数は共同霊園が54区画、佐屋第二霊園が2区画で、申込件数は 共同霊園が7区画、佐屋第二霊園が2区画でした。以上です。

〇10番(島田 浩君)

7区画と2区画購入されるということで、それなりの募集効果というのはあったことを確認させていただきました。

次に、墓地の管理についてお伺いさせていただきますが、現在、2市の共同墓地運営ですが、 どのようにされてみえるのか、管理のほうをですね。また、清掃や枯れた花などごみ等の処理 はどうされているかお伺いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

津島市・愛西市共同霊園は、霊園の管理を津島市と愛西市で3年ごとに交代して管理をしています。ちなみに、平成30年度から令和2年度までが愛西市の当番でございます。清掃に関しては、上記の3年間及びその前の津島市が管理してみえた3年間も愛西市シルバー人材センターに委託していましたので、管理者が交代しても継続して管理ができています。

ごみの処分につきましては、1週間に1回ごみ収集業者に収集を委託しています。以上でございます。

〇10番(島田 浩君)

ありがとうございます。

次に、事務的な管理についてお伺いしたいなあと思いますが、継承者不明の墓があるなど、 墓地の継承者の把握というのはきちっとできているものなのか。定期的に見直し等を行ってい るかお伺いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

管理費用をまとめてお支払いいただく10年ごとの一斉更新時に納入通知書を全件送付し、宛所なしにより配達不能となった場合は、死亡等により継承者が不明になっている可能性が高いため、戸籍などから追跡調査を行います。この場合は、後日改めて継承の手続をおとりいただくようお願いをしております。したがって、継承の届け出がなくても10年ごとには台帳はきちんと整理ができている状況でございます。以上です。

〇10番(島田 浩君)

わかりました。

社会の変化に伴いまして墓地の継承が困難などの理由で近年全国的に墓じまいの傾向がある わけでございますが、墓地の返還状況、また返還された場合の永代使用料というのはどのよう にされてみえるのか、お伺いしたいなと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

墓じまいは個々の区画所有者が判断されることですので、返還の申し出があった場合には、 未建立の場合と違って返還金が発生しないことを丁寧に説明申し上げ、御納得いただいた上で 受理させていただいております。

返還状況としましては、平成30年度実績で、佐織霊園が16区画、佐屋霊園が27区画、佐屋第二霊園が1区画の計44区画でした。今年度は、佐織霊園で6区画、佐屋霊園で13区画、佐屋第二霊園で3区画の計22区画です。

ちなみに、津島霊園は昨年度が1区画、今年度が4区画の返還があったそうです。なお、津島市は未建立の場合でも永代使用料は返還しないとのことです。以上です。

〇10番(島田 浩君)

ありがとうございました。

先ほどお伺いした募集状況で、購入件数と比較してみましても返還件数がずば抜けて多いということがよくわかりました。市営墓地のような公営霊園以外にも民間霊園や寺院墓地などございます。市営墓地は自治体所有ということで永続性があり、管理運営が安心という利点があるのかなと感じておるところでございます。

このまま続けば、ますます墓じまいや継承者不明の墓などがふえていくようでございますが、 今後市としてどのような対処を施し、どうされていくかお伺いしたいと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

最低限の市営墓地は必要であると考えます。規模としましては、現行のまま当面は維持管理 をしていきます。以上です。

〇10番(島田 浩君)

わかりました。ありがとうございました。

大げさに言うならば、極めて少数の墓だけになったとしても、市といたしましては管理を継続しなければならないわけでございます。時代の変化とともに、これからは継承を必要としない合葬墓地や納骨堂などに移り変わる人が多くなる中、市営墓地のこれからのあり方を確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは次に、食品ロスのほうから再質問させていただきたいと思います。

今回、食品ロスの問題に対し、国が法律を制定、施行されたわけでございますが、どのような法律か、御答弁いただきたいと思います。

〇産業建設部長(山田哲司君)

この法律では、多様な主体が連携して国全体の運動として食品ロスの削減を推進するために 制定されたものです。主たるものとして、国、地方公共団体、事業者及び消費者の役割と関係 者相互の連携協力が規定されています。以上です。

〇10番(島田 浩君)

今回の法律、国は基本方針を作成することとなっていますが、市としては何かしなければならないですか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

国や他の自治体と連携のもとで、食品ロスの削減に向けた施策をその地域の特性に応じて策 定、実施することが責務とされています。

また、食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるように努力義務が規定されています。以上です。

〇10番(島田 浩君)

今の努力義務が規定されているということでございますが、それでは市として法律上では努

力義務となっている計画の策定を考えているのかお伺いしたいと思います。

〇産業建設部長(山田哲司君)

国の基本方針が策定され、それに基づき、県が計画を策定することも策定されるため、その 動向を見て検討してまいりたいと考えております。

〇10番(島田 浩君)

ありがとうございます。

では、この食品ロスに対して、学校など教育施設において食育・環境教育を通して啓発されてみえるかお伺いしたいと思います。

〇教育部長 (大鹿剛史君)

愛西市内の各小・中学校では給食時の栄養指導や授業、朝礼や集会などの場でその学校の残食料を用いた食に関する指導を行い、栄養価、動植物の命への感謝、生産者や調理する人たちへの感謝などとあわせて残さず食べるよう声かけをしております。給食委員会の取り組みといたしましては、残食ゼロキャンペーンを行うなど、残食を減らす工夫をしております。

また、食品ロス削減への取り組みとして、職員会議や職員向けだよりなどにより、児童・生徒だけではなく教職員に対しても食べることの大切さを啓発しております。以上です。

〇10番(島田 浩君)

ありがとうございます。

かなり啓発に力を入れてみえるなというのが感じ取れました。ありがとうございます。

その他、市としては災害時のために多くの災害備蓄食料品を各所に備えているわけでございますけれども、この備蓄食料品についても消費期限というのは当然あるわけでございますが、災害備蓄食料品につきまして、消費期限前に早目に何らかの活用されているのかお伺いしたいなと思います。

〇市民協働部長 (渡辺弘康君)

災害時の備蓄食料については、市の総合防災訓練の炊き出し訓練で使用したり、家庭内備蓄 を推進していただくため市内の保育園、小学校、中学校に配付をしています。以上です。

〇10番(島田 浩君)

わかりました。ありがとうございます。

10月1日に食品ロスの削減の法律が施行されまして以降、食品ロスに対する皆さんの意識が深まっていきつつあるようにも思えますが、早くからこの食品ロス削減に対して啓発を進めております長野県の松本市さんでは、あの手この手といろいろと効果を上げているようでございます。

一例を申し上げますと、御承知の方も多いかもしれませんが、外食で「残さず食べよう!30・10運動」、これは飲食店から出る生ごみの56%はお客さんの食べ残しだそうでございます。注文の際には適量を注文し、乾杯後の30分は席を立たず料理を楽しみましょう。そして、お開き前の10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しみましょうというものでございます。松本市さんでは、この30・10運動を推進するために、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設、事

業所等を「残さず食べよう!」推進店・事業所として認定し、さまざまなグッズを活用し取り 組みを行っているわけでございます。

また、令和元年10月19日に食品ロス削減の機運を高めるために、食品ロス削減シンポジウムを開催し、さらなる食品ロス削減に向けた情報発信を行っています。愛西市も飲食店などに配る独自のポスターや無料で配付するPRコースター、またポケットティッシュなどで啓発活動を強められたらいかがでしょうか。

〇産業建設部長(山田哲司君)

本市でも消費者庁作成の啓発チラシを庁舎内に置くなど啓発に努めておりますが、今後国の 作成する基本方針やそれをもとにした県などの食品ロスの削減に向けた施策が示されれば、市 として地域の特性に合った啓発活動に努めていきたいと考えております。以上です。

〇10番(島田 浩君)

どうもありがとうございました。

質問は以上でございますが、現在、都市部中心になりますが、食品ロス専用アプリというのを使って、食品ロス削減に取り組む小売店、飲食店がふえているようでございます。まだおいしく食べられるけど、閉店時間や賞味期限の理由からお店が捨てざるを得ない状況から、お店にもユーザーにもうれしいサービスなわけです。テレビでも紹介されておりました。食品ロスから商品を救うアプリを使った新しいサービス、店頭で値引きして買いに来るお客様を待つのではなく、救済アプリでは商品を食品ロスから救ってと積極的にアピールするものでございます。利用者は、この専用アプリに出されている食べ物を見て、値引きされた商品を購入するという仕組みであります。スマートフォン上で決済もできるので、あとは商品を受け取るだけとなるわけでございます。このアプリ、まだ登録店舗数は全国で260店舗、名古屋市内で20店舗ほどとまだ都市部中心となっておりますが、自治体とも連携して地方にも広がっていただきたいなと感じるわけでございます。

今回、食品ロスに対しまして一般質問をさせていただきましたのは、皆さん一人一人の意識が非常に重要であること、その意識を高めるためにあらゆる周知を施し、食品ロス削減に貢献できればと考え、テレビを通じて多くの皆さんが聞かれるこの一般質問という場で取り上げさせていただきました。今も御答弁にございましたように、市としましても地域の特性に合った啓発活動にしっかりと努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長 (鷲野聰明君)

10番議員の質問を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

〇議長 (鷲野聰明君)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。 なお、6日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。 本日はこれにて散会いたします。

午後5時23分 散会